

平成21年 第37回定例会
あわらし議会会議録

平成21年 3月 2日 開会
平成21年 3月24日 閉会

あわらし議会

平成21年 第37回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(3月2日)

議事日程	1
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により出席した者	4
事務局職員出席者	4
議長開会宣告	5
市長招集挨拶	5
開議の宣告	6
諸般の報告	6
行政報告	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第6号から議案第15号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	10
議案第16号から議案第27号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	16
議案第28号から議案第47号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	29
議案第48号から議案第49号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	32
議案第50号から議案第58号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	33
議案第59号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	33
議案第60号の上程・提案理由説明・質疑・採決	34
散会の宣言	35
署名議員	35

第 2 号(3月9日)

議事日程	36
出席議員	36
欠席議員	36
地方自治法第121条により出席した者	36
事務局職員出席者	36
開議の宣告	37
会議録署名議員の指名	37
一般質問	37
宮崎 修 君	37
一般質問	45
牧田孝男君	45

一般質問	49
大下重一君	49
一般質問	53
穴田満雄君	53
一般質問	58
坪田正武君	58
一般質問	70
関山博夫君	70
一般質問	80
山川知一郎君	80
一般質問	92
笹原幸信君	92
一般質問	98
卯目ひろみ君	98
一般質問	102
丸谷浩二君	102
一般質問	107
八木秀雄君	107
一般質問	114
北島登君	114
散会の宣言	124
署名議員	124

第 3 号(3月24日)

議事日程	125
出席議員	128
欠席議員	128
地方自治法第121条により出席した者	128
事務局職員出席者	128
開議の宣告	129
会議録署名議員の指名	129
動議の提出	129
議案第6号から議案59号の委員長報告・質疑・討論・採決	135
議案第61号の上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決	171
動議の提出	172
閉議の宣言	179
議長閉会挨拶	179
市長閉会挨拶	182
閉会の宣告	183
署名議員	183

第37回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成21年3月2日(月)

午前9時30分開議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 6号 平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)

日程第 4 議案第 7号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計
補正予算(第4号)

日程第 5 議案第 8号 平成20年度あわら市老人保健特別会計
補正予算(第4号)

日程第 6 議案第 9号 平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)

日程第 7 議案第10号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計
補正予算(第3号)

日程第 8 議案第11号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第 9 議案第12号 平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計
補正予算(第2号)

日程第10 議案第13号 平成20年度あわら市公共下水道事業会計
補正予算(第3号)

日程第11 議案第14号 平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第15号 平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計
補正予算(第1号)

日程第13 議案第16号 平成21年度あわら市一般会計予算

日程第14 議案第17号 平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第18号 平成21年度あわら市老人保健特別会計予算

日程第16 議案第19号 平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第20号 平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算

日程第18 議案第21号 平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算

日程第 1 9	議案第 2 2 号	平成 2 1 年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
日程第 2 0	議案第 2 3 号	平成 2 1 年度あわら市公共下水道事業会計予算
日程第 2 1	議案第 2 4 号	平成 2 1 年度あわら市水道事業会計予算
日程第 2 2	議案第 2 5 号	平成 2 1 年度あわら市工業用水道事業会計予算
日程第 2 3	議案第 2 6 号	平成 2 1 年度あわら市農業集落排水事業会計予算
日程第 2 4	議案第 2 7 号	平成 2 1 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
日程第 2 5	議案第 2 8 号	あわら市文化会館条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 9 号	あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 2 7	議案第 3 0 号	あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 1 号	あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 2 9	議案第 3 2 号	あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 3 号	あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 3 1	議案第 3 4 号	あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第 3 2	議案第 3 5 号	あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 3 6 号	あわら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 3 4	議案第 3 7 号	あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 3 5	議案第 3 8 号	あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 3 6	議案第 3 9 号	あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 3 7	議案第 4 0 号	あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 3 8	議案第 4 1 号	あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 3 9	議案第 4 2 号	あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の 制定について
日程第 4 0	議案第 4 3 号	あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例 の制定について
日程第 4 1	議案第 4 4 号	あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する条例 の制定について

- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定について
日程第 4 3 議案第 4 6 号 あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定
について
日程第 4 4 議案第 4 7 号 あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定
について
日程第 4 5 議案第 4 8 号 市有財産の無償譲渡について
日程第 4 6 議案第 4 9 号 市有財産の無償譲渡について
日程第 4 7 議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 4 8 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 4 9 議案第 5 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 0 議案第 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 1 議案第 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 2 議案第 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 3 議案第 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 4 議案第 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 5 議案第 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 6 議案第 5 9 号 市道路線の認定について
日程第 5 7 議案第 6 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

(散 会)

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第37回あわら市議会定例会を開会いたします。
（午前9時32分）

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のご挨拶がございます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第37回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入り、冬もようやく終わりを告げようとしておりますが、議員各位には、ご健勝にてお過ごしのことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、昨日開催いたしました「あわら市誕生5周年記念式典」には、議員各位には大変御多用の中、ご臨席を賜り誠にありがとうございました。

お陰様をもちまして、山崎自由民主党参議院幹事長を始め多数のご来賓と、400人を超える市民の皆様のご参加をいただき、あわら市の満5歳の誕生日を祝うことができました。

また、あわら市民憲章のコーラスや、ふるさとあわら地域力コンテストの最終審査も滞りなく執り行うことができ、議員各位のご協力に改めて御礼申し上げます。

ところで、先の議会臨時会におきまして、国の第2次補正予算に係る本市の補正予算をご承認いただき、誠にありがとうございました。

これを受けまして、定額給付金や子育て応援特別手当を、正確かつ迅速に給付できるよう準備事務を進めているところであります。

また、あわら市商工会におきましても、定額給付金の給付に合わせて、「あわら・ワクワク・プレミアム商品券」を発行する予定であります。市民の皆様にはこれをご利用いただくなど、是非とも地元での消費拡大にご協力いただきますようお願いしたいと思っております。

景気が低迷している中、今後とも、市民の皆様の生活支援と地域経済対策に、積極的かつ迅速な対応に努めて参りたいと考えております。

本定例会は、新年度予算をご審議いただき、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、平成20年度補正予算及び平成21年度当初予算に関するもの22議案、条例の制定又は改廃に関するもの20議案、市有財産の無償譲渡に関するもの2議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの9議案、市道路線の認定に関するもの1議案及び人事に関するもの1議案の全55議案であります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 事務局長。

局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

平成20年12月2日招集の第35回定例会において、議決されました議案につきましては、12月18日付けで、平成21年2月13日招集の第36回臨時会において、議決されました議案につきましては、2月16日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行っております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案55件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、高知県香美市との姉妹都市締結についてご報告いたします。

高知県の香美市は、平成18年3月1日に、土佐山田町、香北町、物部村が合併して誕生した市であります。

合併前の昭和48年、芦原町と金津町では、三国町とともに、この高知県の3町村と姉妹都市の締結を行い、交流を続けて参りました。

ところが、平成の大合併により、姉妹都市の枠組みが崩れ、それ以降、交流が中断していたわけではありますが、香美市より姉妹都市交流の継続の申し入れをいただき、また、昨年のお観月の夕べに、香美市から特産品が出展されたことなどから、今回あわら市の誕生5周年に併せ、姉妹都市の締結を行う運びとなったものであります。

調印式は、昨日開催されました「あわら市誕生5周年記念式典」に先立ち、午前10時から市役所の2階特別室におきまして、執り行っております。

また、これと併せまして、両市の災害時相互応援協定書も締結いたしました。

これを機に、香美市との絆を確認し、気候も風土も異なる両市ではありますが、そ

それぞれの特性を生かしながら交流を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、緊急雇用対策としての臨時職員の雇用についてであります。事務補助2名の募集を行ったところ、2月9日の締め切りまでにハローワークを通じて3人の応募がありました。2月12日に面接を行い、2人を採用し、収納推進課と健康長寿課に配置いたしました。

なお、雇用期間は、2月16日から3月31日までとしております。

次に、定額給付金の給付に関する事務の進捗状況について申し上げます。

定額給付金2兆円など、生活対策関係経費を計上した国の平成20年度第2次補正予算が、去る1月27日に成立をしております。

これを受けまして、あわら市では、今後、正確かつ迅速な給付ができるよう準備を進めるため、2月3日付けで、副市長以下7名の本部員と関係課の7班からなる全庁的な体制の「定額給付金給付事業本部」を設置しております。

この本部会議においては、子育て応援特別手当事務との連携や定額給付金の給付に合わせた地域での消費拡大施策も併せて検討することとしております。

これまで、本部会議を2回開催し、申請書の様式や、郵送方法、申請の受付体制などについて協議を行っております。

申請の受付体制につきましては、原則、窓口申請により行うことで考えており、地区ごとに割り振りを行い、市内11会場に職員が出向いて、申請を受け付ける予定であります。

なお、日程といたしましては、3月21日、22日の2日間を予定しております。

また、どうしても会場にお越しいただけない住民の方には、郵送により申請していただくことも考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、防災行政無線の実施設計業務の進捗状況について申し上げます。

本業務につきましては、昨年7月30日に株式会社東海システム設計と業務委託の契約を行い、業者は、市内一円をくまなく回り、電波伝搬の状況や屋外拡声子局設置予定場所の調査を行うとともに、基本計画書や設計工事仕様書の作成、工事の設計積算などを鋭意、進めております。

当初、市内一円すべてをカバーできるMCA方式でのシステムに移行する方針でしたが、北陸総合通信局の指導等により、現在、旧芦原町の区域で整備されているアナログ式を併用しての整備を検討しております。

なお、整備につきましては、平成21年度に旧金津町のエリアを、平成22年度に旧芦原町のエリアを整備する予定でおりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市民福祉部関係でございますが、市民生活課所管では、12月議会定例会でご承認いただきました自動交付機の増設について申し上げます。

財団法人地方自治センターが提供するICカード標準システムの助成を受け、今回は主に、芦原地区を対象に、高齢者や交通弱者の方々の利便性とセキュリティを考慮し、「セントピアあわら」に増設するものであります。来る3月20日より供

用開始し、住民サービスの充実を図って参りたいと考えております。

なお、本年度、県下の同システムの導入状況につきましては、大野市、高浜町、おおい町及び若狭町が新規導入いたしております。

次に、土木部関係でございますが、建設課所管の主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

まず、地方道路交付金事業の市道 滝・高塚線でございますが、平成15年度から事業に着手し、本年度末の予算ベースでの進捗率は、73%となっております。本年度は、主に広域農道との取り付け部分の盛土工事を実施したところであり、平成22年度末の完成を目指し、工事を進めております。

次に、同じく市道 重義・国影線でございますが、本年度から事業に着手しております。本年度に予定していた用地買収についてはすべて完了し、一部で工事を進めており、平成23年度の完成を目指しております。

また、雪寒事業の市道 十日・嫁威線の消雪工事につきましては、当初は平成19年度から3年間の事業計画で着手したところですが、国からの予算の配分と、2度にわたる補正予算を議会でご承認いただいたことから、本年度の積雪前に工事が完了することができ、積雪時に威力を発揮したところがあります。

続きまして、まちづくり交付金事業のJR芦原温泉駅周辺地区でございますが、平成19年度から21年度までの3年間、事業費総額6億2,500万円で11項目のハード及びソフト事業を実施しております。本年度末の予算ベースでの進捗率は、約90%となっております。

本年度については、市道 旭・山室線の消雪事業及び市道 下新橋線の歩道整備事業は既に終了しております。また、都市公園の3箇所の整備については、初の試みとして、計画段階からワークショップを開催し、市民の皆様のご意見を取り入れた計画のもと、年度末の完成を目指して工事を進めているところであります。

なお、将来の北陸新幹線延伸に対応した事業である、市道105号線及び西口駐車場の整備についても、用地取得と物件補償が完了し、平成21年度の完成を目指して工事を進めているところであります。

次に、北陸新幹線の県内延伸に向けた取組みについてご報告申し上げます。

北陸新幹線については、これまでに、西川知事を先頭に県内の関係団体が一丸となり、「敦賀までの工事実施計画の一括認可と早期整備」、さらに「北陸3県同時期の福井開業」を求める運動を展開してきたところであります。

この結果、昨年のおととしにおいて、2つの点で県内延伸に向け大きく前進したものと確信をしております。

1点目は、12月16日に「整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループ」が開催され、福井県関係では、白山総合車両基地・福井間及び敦賀駅部の新規着工が合意事項に盛り込まれたことでもあります。

この合意の中で、新規着工区間については、「できる限り早急に完成することを前提に、平成21年末までに認可するための所要の検討を進め、結論を得ること」

が明記されております。

また、2点目と致しましては、12月24日に「平成21年度政府予算案」が閣議決定されたこととあります。

この予算案の中に、先の政府・与党ワーキンググループの合意事項を受け、整備新幹線の未着工区間について、安定的な財源見通しの確保などの基本条件がすべて確認された場合に、直ちに認可・着工できるよう、着工調整費として9億円が計上されております。

これらのことから、金沢から福井までの「線」の整備方針が示され、認可と着工に向けた手続きが、着々と確実に進んでいるものと考えております。

今後は、政府・与党で早急に基本条件の検証のための作業を進めていただき、「平成21年のできるだけ早い段階での認可、着工」を求めていくと共に、「福井までの早期開業と敦賀駅部の早期完成」を求める運動を、更に進めて参る所存であります。

最後に教育委員会関係でございますが、文化学習課所管の金津創作の森では、10月25日から12月14日まで、「テレビの人形美術・友永詔三展」を開催いたしました。NHKテレビ人形劇「プリンプリン物語」の人形美術を担当した作家・友永詔三氏の人形と木彫作品等を展示し、会期中は1,671人の入場者がありました。

また、12月19日から1月9日まで、「森の作家のちいさな展覧会」といたしまして、創作の森入居作家7名の作品を展示いたしました。この展覧会は、積極的に入居作家の皆さんの作品をご紹介しようという新たな試みで、展覧会会場横の市民ギャラリーを、無料で観覧いただけるスペースとして開催いたしました。

ご来館されるお客様に、展示替え期間中もできるだけ満足していただけるよう、今後も継続して開催して参りたいと思っております。

現在は、「北欧の生活デザインと文化展」を開催しております。世界中で愛されている北欧の椅子、照明器具、食器類などの日用品を展示し、そのデザインの特性や制作された社会背景にふれながら、文化や風土なども併せてご紹介しております。

既に4,000人を超える皆様にご観覧いただいております。3月8日までの開催を予定しております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2番、笹原幸信君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月24日までの23日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第6号から議案第15号の一括上程

・委員長報告・質疑・討論・採決

議長(東川継央君) 日程第3、議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)、日程第4、議案第7号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第5、議案第8号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第4号)、日程第6、議案第9号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第10号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)、日程第8、議案第11号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9、議案第12号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第13号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第14号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)、日程第12、議案第15号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)以上の議案10件を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第6号「平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)」から議案第15号「平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)」までの10議案について、概要の説明を申し上げます。

これら10議案は、産業団地整備事業特別会計及び工業用水道事業会計を除くすべての会計の補正予算であります。

議案第6号の一般会計補正予算(第7号)につきましては、5億785万5千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億7,610万8千円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、その多くが、各歳出項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したのとなっております。また、これらの余剰の財源が生じたことから、財政調整基金の取り崩しを2億5,400万円減額いたしております。

それでは歳出の主なものからご説明いたします。

まず総務費では、企画費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金の事務費分116万7千円を減額する一方、定額給付金費で定額給付金4億8,044万8千円を計上いたしております。

また、公共交通対策費では、コミュニティバス運行事業委託料323万円、えちぜん鉄道株式会社に対する経営支援補助金361万8千円を減額する一方、京

福バス路線に係る広域生活路線維持対策等事業補助金 1,592万9千円を計上いたしております。

民生費では、社会福祉総務費で保険基盤安定に係る国民健康保険特別会計繰出金 2,843万5千円を、老人福祉総務費では、介護保険広域連合負担金 391万6千円、事務費及び療養給付費分の後期高齢者医療広域連合負担金 687万4千円、老人保健特別会計繰出金 219万4千円、すこやか介護用品支給費 130万円を減額する一方、保健基盤安定に係る後期高齢者医療特別会計繰出金 966万3千円を追加計上しております。

また、地域支援事業費では、家族介護継続支援費 110万円を追加計上いたしております。

児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業に係る指導員賃金や食糧費 312万円、乳幼児医療費助成費 700万円などを減額しております。

母子福祉費では母子生活支援施設入所措置費 480万円を減額する一方、母子父子医療費助成事業に係る経費 100万円を追加計上しております。

このほか保育所費では、市立保育所に係る広域入所委託料 1,085万8千円を追加計上いたしております。

衛生費では、保健費で基本健康診査委託料 150万円、がん検査委託料 165万7千円を減額しております。

また、塵芥処理費でゴミ袋などの事業用消耗品 652万7千円を、清掃センターに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 231万5千円などを減額いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 850万9千円、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金 481万9千円、坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金 401万6千円を、農地費では、坂井北部土地改良区事務所運営補助金 315万6千円などをそれぞれ減額いたしております。

商工費では、商工振興費で、定額給付金の給付にあわせ、あわら市商工会が主体となって地元での消費拡大を目的にプレミアム商品券を発行する予定であり、これに係る助成事業補助金 2,250万円を計上いたしております。

また、観光施設費では、財団法人セントピア芦原に係る運営補助金 4,996万円を追加計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう総務費で道路台帳整備業務委託料 135万円1千円を、県事業費の確定に伴い道路橋りょう新設改良費で県営道路改良事業負担金 461万2千円を、河川総務費で県営河川改良事業負担金 100万7千円を、砂防費で県営急傾斜地事業負担金 132万4千円を、都市計画総務費で国土基本図作成業務委託料 1,126万5千円を、公共下水道費で公共下水道事業会計補助金 5,914万4千円を、住宅総務費で木造住宅耐震改修促進事業補助金 180万円を、住宅管理費で公営住宅ストック総合改善事業に係る委託料 146万1千円などをそれぞれ減額しております。

消防費では、常備消防費で嶺北消防組合負担金 117万2千円を、災害対策費で防災無線整備調査及び設計業務委託料 628万5千円を減額する一方、消防施設費で消火栓新設維持管理負担金 829万3千円を追加計上しております。

教育費では、小学校費の学校管理費で燃料費 310万円、耐震補強計画及び設

計委託料 5 1 7 万 6 千円を、中学校費の学校管理費で臨時職員に係る賃金 5 2 6 万 9 千円を、教育振興費で生徒通学費補助金 3 0 0 万円を、学校整備費で整備基本計画設計業務委託料 2 0 8 万 5 千円をそれぞれ減額しております。一方、中学校費の教育振興費で金津中学校卓球部の全国大会出場に係る補助金 1 1 3 万 1 千円を追加計上いたしております。

また、社会教育費の文化財保護費で吉崎御山保全委託料 1 0 6 万円を減額いたしております。

公債費関係では、元金については、市中銀行で借りている高金利のものを低金利のものに借り換えること等により 3, 8 9 3 万 2 千円追加補正している一方、利子については、前年度許可債等に係る利子を 1, 4 4 3 万 9 千円減額するものであります。

諸支出金関係では、基金費で、財政調整基金積立金 1 億 1 9 9 万 9 千円などを追加計上しているほか、新たに、ふるさとあわらサポート基金積立金 2 7 4 万 9 千円、学校施設整備基金積立金 1, 0 0 0 万円を計上いたしております。

次に、歳入であります。財政調整基金の取り崩しの減額等により、繰入金で 2 億 5, 3 4 8 万円を減額する一方、市税で 1 億 3, 7 8 0 万円、地方交付税で 1 億 7 5 万 5 千円、定額給付金給付事業費補助金などの国庫支出金で 4 億 8, 5 8 8 万 3 千円、土地売払収入などの財産収入 1, 0 7 7 万 7 千円、繰越金 1, 1 1 0 万 3 千円、市債 1, 7 0 0 万円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、繰越明許費であります。農林水産業費の総合選果場施設整備事業に係る補助金 2 億 2, 0 0 0 万円、経営体育成基盤整備事業に係る負担金 1 0 2 万 5 千円、土木費の県営道路改良事業に係る負担金 7 2 0 万 4 千円及び県営砂防事業に係る負担金 4 0 万円の 4 事業で、それぞれ所要額を翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

次に、継続費補正であります。あわら湯のまち駅前の多目的用地に係る土地取得費を本年度で繰上償還するため、継続費の総額、年度及び年割額の変更を行っております。

次に、債務負担行為補正であります。セントピア芦原の借換分について、今回 5, 0 0 0 万円を追加で償還することに伴い、限度額の変更を行うものであります。

最後に地方債の補正であります。縁故資金の借換債 1 件を追加、財源振替に伴い公営住宅ストック改善事業債を廃止するほか、臨時財政対策債をはじめ 6 件についてそれぞれ所要の変更措置を行っております。

議案第 7 号の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、1 億 2 7 1 万 4 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 8 3 1 万 4 千円とするものであります。

歳出の主なものとしたしましては、介護納付金で 2, 1 6 4 万 9 千円を減額、共同事業拠出金では高額医療費、保険財政共同安定化事業に係る拠出金 7, 8 3 8 万 5 千円を減額しております。

歳入につきましては、主なものとして、前期高齢者負担金 1 億 2, 7 9 4 万 1 千円、保険財政共同安定化事業交付金 4, 1 9 2 万円、保険基盤安定に係る一般会計

繰入金 2,843万5千円などを減額する一方、国民健康保険基金からの繰入金9,400万円を追加計上いたしております。

議案第8号の老人保健特別会計補正予算(第4号)につきましては、2,700万円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,644万3千円とするものであります。

歳出といたしましては、医療諸費で医療給付費2,700万円を減額するものであります。

これに伴う歳入につきましては、支払基金交付金1,382万8千円、国庫支出金878万2千円等を減額しております。

議案第9号の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、4,733万7千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,066万3千円とするものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料納付金4,733万7千円を減額するものであります。

これに伴う歳入につきましては、後期高齢者医療保険料5,700万円を減額する一方、保険基盤安定に係る一般会計繰入金966万3千円を追加計上いたしております。

議案第10号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)につきましては、7,089万円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,494万5千円とするものであります。

歳出といたしましては、養護老人施設費で、工事設計委託料619万5千円を減額する一方、基金に3,376万8千円を積み立てるほか、指定介護老人福祉施設費においても、3,222万8千円を基金に積み立てております。

歳入につきましては、寄附金482万5千円、繰越金6,453万4千円等を追加計上いたしております。

議案第11号の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、46万5千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,083万3千円とするものであります。

歳出といたしましては、公債費で、前年度許可債等に係る利子47万8千円を減額しております。

歳入におきましては、一般会計繰入金で47万8千円、基金繰入金で60万7千円を減額したほか、雑入で建物罹災共済金60万7千円を計上いたしております。

議案第12号のモーターボート競走特別会計補正予算(第2号)につきましては、47万9千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,261万6千円とするものであります。

内容につきましては、競艇事業費で競艇基金利子積立金47万9千円を追加計上いたしたものであり、歳入では、同額を財産収入の競艇基金利子において追加計

上いたしております。

議案第13号の公共下水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入で下水道使用料610万円、一般会計補助金5,914万4千円を減額したほか、収益的支出で九頭竜川流域下水道維持管理負担金640万円を追加する一方、企業債利息5,829万6千円などを減額し、補正後の収益的支出予定額を1億288万7千円とするものであります。

また、資本的収入では、流域下水道事業債160万円を追加するほか、受益者分担金及び負担金488万8千円を減額しております。一方、資本的支出においては建設改良費で流域下水道事業建設負担金157万8千円を増額し、補正後の資本的支出予定額を24億1,192万2千円とするものであります。

議案第14号の水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入で、水道料金1,500万円を減額する一方、一般会計からの消火栓維持管理負担金120万円、水道加入負担金200万円を追加しております。

一方、収益的支出では、営業外費用で企業債利息919万3千円などを減額したもので、補正後の収益的支出予定額を8億7,466万3千円とするものであります。

また、資本的収入では、一般会計からの消火栓設置負担金709万2千円、公共下水道補償費403万7千円を追加計上するとともに、資本的支出において、建設改良費のポンプ設備で206万円を減額したもので、補正後の資本的支出予定額を9億4,752万円とするものであります。

議案第15号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入で、水道料金162万円を減額し、収益的支出では、営業外費用の消費税及び地方消費税39万7千円を追加するほか、営業費用では資産除却費27万5千円を追加する一方、修繕費120万円など不用額を減額し、補正後の収益的支出予定額を1億7,059万3千円とするものであります。

以上が補正予算の概要でございます。

これら10議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) まず、金津雲雀ヶ丘寮が来月から民営化するという事になっておりますが、今まで職員数が足りないとかですね、いろんな問題点が指摘をされてきました。

1ヶ月後に迫った民営化の運営について、まず、職員の確保状況、それから運営体制は、きちっともうできたのか、それから耐震補強工事の予定はどういうふうになっているのか、ということについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、摩垣浄心君。

市民福祉部理事(摩垣浄心君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の4月から金津雲雀ヶ丘寮の運営を社会福祉協議会に移行することについてのお尋ねでございますが、運営体制や人事配置等につきましては、社協と十二分に協議を重ね、社協への移行がスムーズにいきますように、万全を期して対応しております。職員採用の状況につきましては、ユニットケア・ショートステイとも受け入れ出来る職員数を充足しております。

二点目の、耐震補強工事につきましては、昨年10月に雲雀ヶ丘寮B棟耐震診断業務委託契約を締結しております。

その速報値をもとに、B棟耐震補強・改修設計業務を委託契約する予定でしたが、「耐震補強の必要有り」との中間報告はございますが、現時点でも具体的なIsso置が示すことが出来ず、確定するのは3月19日となっております。

このことから、20年度にB棟耐震補強・改修設計業務委託を発注することが出来なくなりました。

20年度で雲雀ヶ丘寮の特別会計が廃止されることから、B棟耐震補強・改修設計業務委託料を20年度で減額補正をお願いし、改めて21年度一般会計の6月補正で対応する予定でございます。

B棟耐震補強・改修工事につきましては、設計書が出来上がった時点で補正予算をお願いする予定でございますので、ご理解を賜りますように宜しくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) ちょっと今ので、ユニットケアですね、40床ですが、今どれだけ入っておられるのか。それもちょっと伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、摩垣浄心君。

市民福祉部理事(摩垣浄心君) 現在、20名でございます。3月9日から3つ目のユニットケアを開床いたしまして、その時点で22名になる予定でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) もう一つ、路線バスの問題について伺いたいと思います。

以前は今月末で路線バスは廃止をされるというふう聞いておりましたが、まだ引き続き、当分路線バスが運行するというふうになっているようでございますが、今後の見通しですね、それから、何故引き続き路線バス運行となっているのか、その理由等について伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 只今の山川議員のご質問にお答えをさせていただきます。今月いっぱい路線バスを廃止するという決定はしてございません。そういうことで、現在、運行をいたしております。従いまして、路線バスにつきまして、4路線でございますが、廃止、代替路線と言いまして、自治体が京福バスに協定いたしまして運行しているところでございます。

路線につきましては、金津・本荘線、それから長屋線、それから芦原温泉線、これは2路線ございまして、芦原温泉駅から劔岳を通りまして、丸岡の与河、そして、本丸岡へ行くと、そして、もう一つの路線につきましては、芦原温泉駅から劔岳を通りまして、上長畝を経由しまして、本丸岡へ行くという路線でございます。これにつきましては、いずれも4路線とも坂井市へ跨るということから、いろいろ坂井市と協議、または京福バスを交えた協議を行っているところでございますが、現在、今計画しておりますのは、芦原温泉線につきましては、いわゆる劔岳方面へ行って本丸岡へ行く路線でございますが、2系統ございまして、これにつきましては、今、坂井市と京福バスと協議をしまして、今、廃止を検討しているわけでございます。これにつきましては、廃止は今月中に廃止ということではなく、9月頃に廃止できないかな、ということでございます。理由といたしましては、あわら市から坂井市へ行く利用者が少ない。また、丸岡町からあわら市へ来る利用者がほとんどないということで、利用状況を調査しましたところ、金津中学生が通学に使うということで、ほとんど利用者が金津中学生ということで、今検討をいたしているところでございます。それと、この2路線ですが、今回の補正額につきましても約850万ほどの補助を京福バスにしなければならないということから、今そういう考えを進めているところでございまして。しかし、劔岳地区から丸岡方面への代替交通を確保してほしいという要望書が出てきておりますので、これらにつきましては、今後検討していきたいという考えでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（東川継央君） 他に質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 山川議員、3回質問してますから、これで終わりです。

議長（東川継央君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第6号から議案第15号までの10議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第16号から議案第27号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第13、議案第16号、平成21年度あわら市一般会計予算、日程第14、議案第17号、平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第18号、平成21年度あわら市老人保健特別会計予算、日程第16、議案第19号、平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第20号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算、日程第18、議案第21号、平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第19、議案第22号、平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予

算、日程第 20、議案第 23 号、平成 21 年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第 21、議案第 24 号、平成 21 年度あわら市水道事業会計予算、日程第 22、議案第 25 号、平成 21 年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第 23、議案第 26 号、平成 21 年度あわら市農業集落排水事業会計予算、日程第 24、議案第 27 号、平成 21 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案 12 件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第 16 号「平成 21 年度あわら市一般会計予算」から議案第 27 号「平成 21 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」までの平成 21 年度 12 会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府は、昨年 12 月に「平成 21 年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。

この中において、21 年度予算は、予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うとしております。

地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとし、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分するとしております。

平成 21 年度の地方交付税については、「生活防衛のための緊急対応」に基づき 1 兆円増額した上で、地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の大幅な減収に対して国と地方が折半して補填する措置を講じた結果、総額は 15 兆 8,202 億円で前年度比 2.7% の増としております。

このような状況の中、本市におきましては、あわら市行政改革大綱に基づき、経費の削減に努めるとともに、国や県の施策の動向を注視しつつ、財源の計画的かつ重点的配分に努めて参りました。

平成 21 年度予算は、私が編成する 2 期目の予算であり、私の公約であります「若者が住み、産み、育てたくなるまちづくり」に向けた子育て環境あるいは教育環境の整備に予算配分するとともに、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化指数の動向に留意しながらも、合併特例債の有効活用や特別会計繰出金の低減措置

等を講じて、積極的な予算を編成したものであります。

以上が予算編成の基本方針であります。なお、各会計予算の内容につきましては、副市長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 副市長、北島善雄君

副市長(北島善雄君) それでは、私の方から議案第16号「平成21年度あわら市一般会計予算」及び議案第17号から第27号までの各特別会計の予算につきまして、概要説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第16号「平成21年度あわら市一般会計予算」についてでございますが、本案は、歳入歳出それぞれ128億2,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして15億4,000万円、13.7%の大幅な増となっております。予算総額が増となりました主な要因でございますが、小・中学校耐震改修事業費の計上による普通建設事業費の増、及び生活保護費等の扶助費が増加したことによるものでございます。

それではまず、主な歳入について申し上げます。

第1款 市税は、総額45億4,663万3千円で、景気後退の影響による法人市民税の減、家屋の評価替えによる固定資産税の減などにより、前年度と比較して3,420万1千円、0.7%の減となっております。

第2款 地方譲与税から第8款 自動車取得税交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しているもので、合計で前年度比11.1%減となる5億7,350万円を計上しております。なお、第2款 地方譲与税におきましては、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称は地方揮発油譲与税に改められております。また、同2款第3項の地方道路譲与税は、改正前に課税された地方道路税収による譲与分でございます。

第9款 地方特例交付金は、恒久的減税による減収補てん分、児童手当拡充分、及び自動車取得税交付金の減収補てん分で、前年度比16.7%の増となります4,200万円を計上いたしております。

第10款 地方交付税は、26億5,000万円で、前年度と比較して4,800万円、1.8%の増となっております。

平成20年度の普通交付税の決定額は24億2,075万5千円でありましたが、基準財政需要額の臨時財政対策債への振替が増加することから、前年度比1.3%増の23億5,000万円を計上いたしております。

また、特別交付税は、前年度比6.4%増の3億円を計上いたしております。

第12款 分担金及び負担金は、保育所・幼稚園の保育料等の減収が見込まれるため、前年度比6.4%の減となります3億618万9千円を計上いたしております。

第13款 使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料など、

前年度比で3.3%の減となります1億8,081万5千円を計上いたしております。

第14款 国庫支出金は、前年度比50.0%の増となります11億748万円を計上いたしております。

増加の主な要因でございますけれども、生活保護費負担金の増及び小・中学校耐震改修事業の実施による補助金の増等によるものでございます。

第15款 県支出金は、前年度比1.9%の増となる7億2,141万8千円を計上いたしております。

市町村合併特別交付金は交付期限が切れ、平成21年度からは無くなるものの、意欲のある園芸集団支援事業補助金をはじめとする農業関係補助金により、総額で増となったものでございます。

第18款 繰入金は、前年度比11.0%の増となる4億2,322万9千円を計上いたしております。

内容といたしましては、財政調整基金繰入金4億円、金津雲雀ヶ丘寮基金繰入金1,310万円、自動車購入基金繰入金321万6千円等となっております。

第20款 諸収入は、前年度比52.0%の大幅な増となる5億7,306万4千円を計上いたしております。

内容といたしましては、各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元利収入2億7,051万円、地域支援包括的支援・任意事業受託費などの受託事業収入6,525万5千円、雑入2億3,529万7千円が主なものであります。増加の主な要因は、金津雲雀ヶ丘寮が指定管理者制度に移行するにあたりまして、市社会福祉協議会へ運転資金として貸し出す貸付金の返還金8,000万円、及び同協議会へ派遣する職員の人件費負担分9,985万7千円の増によるものであります。

第21款 市債は、前年度比151.7%の増となる16億6,070万円を計上いたしております。

内容といたしましては、教育債5億9,990万円のほか、臨時財政対策債5億4,660万円、消防債2億2,680万円、土木債1億7,820万円、衛生債9,590万円等となっております。

なお、このうち合併特例債としては、10億510万円を予定しております。

次に、歳出であります。まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、総額で55億1,914万円で、構成比は43.1%、前年度と比較して4.5%の増となっております。

また、義務的経費以外のその他の経費は、総額で73億86万円で、構成比は56.9%で、前年度と比較して21.7%の増であります。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費で、雲雀ヶ丘寮職員の人件費を一般会計で予算化したため、一般職員が12名の増となったこと等により1億2,792万2千円の増、扶助費で、障害者自立支援給付事業費の増、私立保育所・幼稚園への措置委託料の増、生活保護費の増などによりまして、1億1,115万1千円の

増ということでございます。物件費でございますが、賃金が1,849万4千円の増、妊婦・乳児健診委託料が1,635万6千円の増となったこと等による委託料の増などにより4,867万1千円の増となっております。補助費等で、有機性廃棄物リサイクル推進施設建設に伴う坂井地区環境衛生組合負担金の増、医療費増加に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の増等により7,023万円の増となっております。貸付金で、市社会福祉協議会へ運転資金を貸し出すことにより8,000万円の増、繰出金で、老人医療制度が後期高齢者医療制度に移行されたことに伴い老人保健特別会計繰出金が減となること等により4,856万3千円の減ということでございます。

普通建設事業費では、補助事業で小・中学校耐震改修事業及び単独事業で防災行政無線整備事業の実施などにより11億5,870万8千円の増となっております。次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款 議会費は、1億6,194万1千円で、前年度と比較して1,531万8千円、8.6%の減となっております。

これは、平成21年度中に執行される市議会議員選挙におきまして、議員定数が18名になることによる減ということでございます。

第2款 総務費は、10億6,128万8千円で、前年度と比較して7,051万3千円、7.1%の増となっております。

主な内容といたしましては、第1項 総務管理費で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金9,828万5千円、第2項 徴税費で、徴収嘱託員等の賃金630万5千円、収納対策用公用車124万5千円、第3項 戸籍住民基本台帳費で、戸籍総合システムリース料533万円、第4項 選挙費で、市議会議員選挙経費1,224万9千円、衆議院議員選挙経費1,500万円、第5項 統計調査費で、指定統計費643万5千円、第6項 監査委員費で、職員人件費1,342万3千円、第7項 諸費で、コミュニティバス運行事業委託料5,223万4千円、えちぜん鉄道株式会社経営支援補助金2,103万1千円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款 民生費は、36億957万9千円で、前年度と比較いたしまして2億8,357万9千円、8.5%の増となっております。

主な内容といたしましては、第1項 社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億11万5千円、重度心身障害者医療費助成費1億5,000万円、障害者自立支援給付事業3億594万9千円、地域生活支援事業2,142万9千円、坂井地区介護保険広域連合負担金3億5,575万円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金3億4,678万7千円、老人保健特別会計繰出金104万8千円、老人保護施設措置費8,203万円、第2項 児童福祉費で、放課後児童健全育成事業2,628万5千円、乳幼児医療費助成費3,500万円、児童扶養手当支給費8,300万円、児童手当支給費2億1,421万円、母子家庭等自立支援費事業919万4千円、私立保育所・幼稚園措置委託料5億6,800万円、第3項 生活保護費で、生活保護給

付費2億6,000万円などをそれぞれ計上いたしております。

第4款 衛生費は、10億8,294万3千円で、前年度と比較して7,901万6千円、7.9%の増となっております。

主な内容といたしましては、第1項 保健衛生費で、予防接種事業2,672万4千円、健康診査事業2,784万6千円、坂井地区環境衛生組合負担金1億9,143万6千円、三国あわら斎苑組合負担金2,010万円、高料金対策等に係る水道事業会計補助金2億300万円、第2項 清掃費で、一般廃棄物収集委託料5,857万5千円、資源ゴミ収集委託料2,584万3千円、清掃センター費などに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金3億8,100万4千円、資源回収奨励事業補助金1,000万円などを計上いたしております。

第5款 労働費は、9,769万4千円で、前年度と比較して957万2千円、10.9%の増となっております。

第1項第3目で緊急雇用対策費を設け、ふるさと雇用再生特別基金事業費1,057万1千円を計上いたしております。

第6款 農林水産業費は、6億4,932万2千円で、前年度と比較して8,675万4千円、15.4%の増となっております。

主な内容といたしましては、第1項 農業費で、意欲ある園芸集団支援事業補助金5,316万9千円、坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金2,233万8千円、低コスト耐候性ハウス導入事業補助金5,604万5千円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金3,050万円、県営かんがい排水事業負担金5,611万円、土地改良事業償還金補助金1億1,270万3千円などを計上いたしております。

なお、平成21年度より農業集落排水事業特別会計が企業会計に移行することに伴い、昨年度まで予算計上していた繰出金に替わりに農業集落排水事業会計負担金1,664万1千円及び農業集落排水事業会計補助金2,145万8千円を新たに計上いたしております。

次に、第2項 林業費で、全国植樹祭負担金275万円、松食い虫被害総合対策委託料666万3千円、県営広域基幹林道劔ヶ岳線整備事業負担金1,000万円などを計上いたしております。

第7款 商工費は、3億9,254万9千円で、前年度と比較して3,117万8千円、8.6%の増となっております。

主な内容といたしましては、市民コミュニティ活性化事業委託料300万円、商工会活動事業補助金1,965万円、中小企業振興資金預託金1億円、観光事業補助金1,270万円、セントピアあわら管理委託料3,150万円、セントピアあわらリニューアル工事515万円、セントピアあわら運営補助金6,551万8千円、産業団地整備事業特別会計繰出金1,450万円などを計上いたしております。

第8款 土木費は、12億5,500万5千円、前年度と比較して3億6,092万1千円、22.3%の減となっております。

主な内容といたしましては、第2項 道路橋りょう費で、一般市道に係る舗装補

修工事費2,200万円、改良工事費4,000万円のほか、橋梁補修工事950万円、地方道路交付金事業の滝・高塚線5,000万円、重義・国影線5,000万円、県営道路改良事業負担金1,900万円、除雪作業委託料1,300万円、第3項河川費で、宮谷川河川改修事業3,500万円、第4項 都市計画費で、景観行政推進業務委託料460万円、芦原温泉駅周辺整備に係るまちづくり交付金事業6,200万円、公共下水道事業会計負担金等6億1,027万5千円、第5項 住宅費で、公営住宅ストック総合改善事業6,322万4千円などを計上いたしております。

第9款 消防費でございますけれども、7億3,798万4千円で、前年度と比較して2億1,389万2千円、40.8%の増となっております。

主な内容といたしましては、嶺北消防組合負担金4億7,737万円、消火栓新設維持管理負担金1,350万円、防災行政無線整備事業2億3,880万円などを計上いたしております。

第10款 教育費でございますが、23億175万9千円で、前年度と比較して11億4,379万6千円、98.8%の大幅な増となっております。

主な内容といたしましては、第1項 教育総務費で、カウンセリング事業401万円、国際交流派遣事業813万9千円、第2項 小学校費で、複式学級解消等に係る臨時講師賃金2,564万円、施設整備工事2,750万円、スクールバス運行委託料1,919万2千円、英語指導業務委託料459万9千円、教師用パソコンリース料427万4千円、耐震改修事業8億1,090万2千円、第3項 中学校費で、中高一貫教育等に係る臨時講師賃金1,054万9千円、スクールバス運行委託料1,524万7千円、生徒通学費補助金600万円、教師用パソコンリース料267万円、耐震改修事業2億6,541万9千円、第4項 幼稚園費で、放課後児童健全育成事業739万2千円、耐震改修事業1,344万5千円、第5項 社会教育費で、金津創作の森管理委託料7,117万8千円、金津創作の森財団運営補助金1,000万円、あわら北潟湖畔観月の夕べ開催補助金550万円などを計上いたしております。なお、施設の統廃合の関係で、第4目で新たに文化会館費を設けまして、管理経費として1,418万2千円を計上いたしております。

次に、第6項 保健体育費でございますけれども、生涯スポーツ育成事業運営委託料304万円、体育協会活動事業補助金440万円、スポーツ少年団活動事業補助金348万円、トリムマラソン開催経費370万2千円などを計上いたしております。

第11款 災害復旧費は、130万円で、前年度と同額の計上となっております。

第12款 公債費は、14億4,879万7千円で、前年度と比較して54万円の増となっております。

内容は、市債の償還元金12億4,330万1千円、償還利子2億549万6千円で、一時借入金利子100万円を含んでおります。

第13款 諸支出金は、983万9千円で、前年度と比較して152万1千円、

13.4%の減で、内容といたしましては各基金の利子分等の積立金であります。

第14款 予備費でございますが、1,000万円で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、特別会計でございますけれども、議案第17号「平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ29億450万円で、前年度と比較して8,750万円、2.9%の減となっております。予算総額が減となりました主な要因でございますが、国保加入見込者数が4.1%減少することに伴う保険給付費の減であります。

主な内容であります。歳入におきましては、国民健康保険税7億372万円、国庫支出金5億8,203万9千円、前期高齢者交付金7億8,450万5千円、療養給付費等交付金2億954万7千円、共同事業交付金3億5,354万1千円、などを計上いたしております。

なお、一般会計からの繰入金は、1億11万5千円となっております。

また、歳出につきましては、保険給付費19億6,210万5千円、後期高齢者支援金3億2,447万2千円、介護納付金1億5,400万円、共同事業拠出金3億5,354万6千円などを計上いたしております。

議案第18号「平成21年度あわら市老人保健特別会計予算」について申し上げます。

この会計におきましては、昨年4月の医療制度改正により平成20年3月診療分までの医療費精算に係る予算計上となっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,270万円で、前年度と比較して3億790万円、96.0%の大幅な減となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、支払基金交付金634万9千円、国庫支出金420万1千円などを計上いたしております。

なお、一般会計からの繰入金は、104万8千円となっております。

また、歳出では、医療諸費において、医療給付費及び医療費支給費など1,265万1千円を計上いたしております。

議案第19号「平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,260万円で、前年度と比較して3,540万円、10.8%の減となっております。予算総額が減となりました主な要因でございますけれども、保険料の軽減見直しに伴う減でございます。

主な内容でございます。歳入におきましては後期高齢者医療保険料2億1,900万円、一般会計繰入金7,251万円などを計上いたしております。

なお、繰入金の内訳は、保険料軽減分として6,825万1千円、事務費分425万9千円となっております。

また、歳出では、保険料納付金に伴います後期高齢者医療広域連合納付金2億8,

733万円1千円を計上いたしております。

議案第20号「平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,450万円で、前年度と比較して10億7,350万円、98.7%の減となっております。

平成21年度は、下水道受益者負担金、及び産業団地用地が未売却となった場合に備え、人件費・旅費等の事務経費を計上したもので、歳入は、全額一般会計繰入金で補填しております。

議案第21号「平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算」について申し上げます。

本会計は、保険業法の改正に伴い、花咲ふくい農業協同組合が行ってきた農業者労働災害互助制度の法令根拠が失効することから、農業従事者の福祉の増進を図ることを目的に新たに設けられたもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,510万円となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金220万円、寄附金4,000万円などを計上いたしております。

また、歳出では、共済給付金220万円、積立金4,016万円などを計上いたしております。

議案第22号「平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予算」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億4,000万円で、前年度と比較して1億9,800万円、7.8%の増となっております。

内容といたしましては、予算の基本となります勝舟投票券売上額について、一日平均売上額を自場分は9,666万円、場間場外分は2,500万円と見込み、所要の経費を計上しているものでございます。

なお、歳入不足分を補填するため、競艇基金の取り崩しによる繰入金2,800万円を計上いたしております。

次に、議案第23号「平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」におきましては、前年度当初予算と比較して、2.3%の減となる11億4,820万3千円を計上いたしております。

これに対しまして、「支出」におきましても、前年度当初予算と比較して、2.4%減の11億4,102万4千円を計上いたしております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算と比較して、12.7%の増となる10億7,223万6千円を計上いたしております。

また、「支出」におきましても、11.3%の増となります14億539万6千円を計上いたしております。

なお、平成21年度の建設事業は、国庫補助事業分で6億円、市単独事業分で1

億円を予定しております。また、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金1億2,813万円を計上いたしております。

議案第24号「平成21年度あわら市水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較して、1.3%の減となります8億7,733万4千円を計上いたしております。

これに対し、「支出」におきましても、前年度当初予算に比較して、1.2%減の8億7,244万3千円を計上いたしております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきまして申し上げます。前年度当初予算に比較して、3.4%の増となります1億5,119万9千円を計上いたしております。

また、「支出」におきましても、16.3%の増となります4億913万8千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1億7,000万円、企業債償還金1億6,320万9千円でございます。

なお、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金2億300万円を計上いたしております。

議案第25号「平成21年度あわら市工業用水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算と同額の1,073万1千円を計上いたしております。

これに対し、「支出」におきましては、前年度当初予算に比較して、3.8%の増となります1,034万2千円を計上いたしております。

なお、平成21年度も建設改良等の予定がないため、本会計は収益的収支の計上のみとなっております。

議案第26号「平成21年度あわら市農業集落排水事業会計予算」について申し上げます。

本会計は、特別会計で経理していた農業集落排水事業につきまして、平成21年度から地方公営企業法の財務規定等を適用するものであります。

「収益的収入及び支出」の「収入」及び「支出」において、同額の5,214万円を計上いたしております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」におきましては970万2千円、「支出」におきましては2,458万4千円を計上いたしております。

なお、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金2,145万8千円を計上いたしております。

次に、議案第27号「平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」におきましては、前年度当初予算に比較して、4.2%の減となります1億6,745万8千円を計上いたしております。

これに対し、「支出」におきましては、前年度当初予算に比較して、0.5%の増となります。1億7,294万4千円を計上いたしております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきまして申し上げます。前年度当初予算に比較して、502万1千円の増となります。524万7千円を計上いたしております。

また、「支出」におきましては、前年度当初予算に比較して、9.6%の増となる4,414万8千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、配水設備改良費3,102万1千円、事務費1,312万7千円であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成21年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただきまして、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。20分から再開いたします。

（午前11時08分）

議長（東川継央君） 再開します。

（午前11時21分）

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） まずは、福祉関係の予算について、ちょっと伺いたいと思いますが、一つは、障害者自立支援給付金事業、総額3億594万9千円というのがあります。これは、12項目の給付事業の中にありますが、今現在あわら市で障害者と認定されている方の総数とこの12項目それぞれの対象者がどれだけいるかというのをお答えいただきたいと思います。それから、もう一つは、次世代育成支援地域行動計画事業58万4千円というものが新規であります。この内容について、それから、これは今年初年度で来年度以降どのような見通しなのか、そこらについて伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長（川島清一君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の障害者自立支援給付事業、予算に対しまして3億594万9千円について給付対象者数はそれぞれ何人か、というお尋ねでございますが、お尋ねのそれぞれの事業の給付対象者数を順に申し上げます。よろしければ、お手元に平成21年度の当初予算概要11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。その順にお答えをしていきたいと思っております。

始めに、補装具等給付につきましては、対象者数51人でございます。居宅介護

事業につきましては21人、児童デイサービス事業で2人、短期入所事業8人、療養介護事業1人、生活介護事業4人、施設入所支援事業77人、共同生活介護事業13人、就労移行事業16人、就労継続事業22人、共同生活援助事業6人、更正医療費24人、合計245人でございます。

なお、この給付につきましては、重複給付を受けている人がおられまして、実人数につきましては、これを下回る人数になります。

次に、二つ目の次世代育成支援地域行動事業計画の内容は、ということでしたが、これにつきましてご説明を申し上げます。まず、現在のあわら市の事業計画、これは平成17年3月「次世代育成支援対策促進法」による国の示した策定指針に基づきまして、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期計画として策定したものです。「生涯を通して健やかに生きる悠々元気のまち」を基本理念にしております、基本目標を4つ掲げてございます。一つ目は、「安心して子どもを産み育てられるまち」、2つ目に「すべての子どもが夢を持ち、いきいきと育つまち」、3つ目に「地域社会で子どもと家庭を支えるまち」、4つ目に「子育てと仕事が両立できるまち」として、あわら市の子どもたちが、健やかに生まれ育つために、行政、家庭、地域社会、企業などが一体となり、長期的な子育て環境づくりを推進するための指針、取り組むべき施策の基本的な方向を示したものでございます。

これまで、この事業計画によります実施内容といたしましては、1つ目として、子育て支援・相談体制の充実として児童手当給付事業、それから子育て支援事業これら等を実施いたしております。また、2番目といたしまして、子どもと母親の健康支援体制の充実として、乳幼児健診事業・妊婦健診事業等を実施をいたしております。3つ目に子育てにやさしい環境づくりとして、放課後児童クラブ等を実施をいたしております。4つ目といたしまして、学校教育の充実として、職場体験学習・中学生の海外派遣、またカウンセラーの配置等を行っております。5つ目といたしまして、次世代の親としての成長促進ということで、男女共同参画づくりの推進・年齢に応じた性教育の指導等を行っております。6番目に学校以外の教育の充実として、教育相談等を実施をいたしております。7番目に子育てに対する理解と意識の向上として、子育て支援センター事業・児童虐待防止対策等を実施いたしております。8番目に保育サービスの充実として延長保育推進事業・一時的保育事業等を行っております。9番目に子育てへの男性の参画促進として仕事と育児の両立支援、このことにつきましては、講演会、講座等を開催をいたしております。

これらの、事業を実施して参った次第であります。

平成21年度におきましては、この計画書の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画として策定するものでございます。

国が後半の5年間の事業目標としております「重点的に推進すべき少子化対策の具体的な計画」に基づいて、あわら市の事業計画をこれから事業実施に関係する各課や関係機関、医療機関、学校、地域社会の方々と連携して、計画策定をして参り

たいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（東川継央君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 次にふるさと雇用再生特別基金事業、これの内容について、それから教育委員会であわら市の文化財製作費というのが計上されています。これは一体何をするのかについて伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長（坪田清孝君） 只今の山川議員のご質問でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業について、ご説明を申し上げたいと思います。

本事業はですね、先の2月の臨時議会におきまして説明し、補正をいたしました緊急雇用創設事業と併せて創設されました事業でありまして、昨今ですね、急激な経済情勢の変動によりまして離職を余儀なくされました非正規雇用労働者への緊急的な雇用支援対策を実施する内容となっております。今回のふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、一年以上のですね、長期雇用と更に企業に雇用を委託するということが前提となっております。当初予算に計上しております予算につきましては、農林水産課所管で地産地消促進事業、それに農産物加工流通促進事業の2件、それにですね、観光商工課所管のあわらツアーデザインセンター事業の1件であります。その3件が計上されておりますが、いずれもですね、各1名を雇用するということになってございまして、地産地消につきましては、JA花咲に、それから農産物加工流通促進事業につきましては、あわら市内の農事組合法人の方へ、それからあわらツアーデザインセンター事業につきましては、観光協会の方へ各1名をお願いをしているものでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育部長、出店 学君

教育部長（出店 学君） お尋ねの件についてでございますが、ご承知のとおり、現在あわら市には旧芦原町が平成3年12月に、一方、旧金津町は平成8年3月に発行しました冊子があり、それぞれ別冊になっております。また、その発行以来、今日まで指定されました文化財は、あわら市宮前区の西国三十三ヵ所観世音を始めとする合計8件に及んでおります。また本年2月末の文化財の種別でございますが、国指定、これは吉崎御坊でございますが、この国指定、県指定、それから市の指定、これで合計合わせて56件でございます。このような状況や議員、9月議会における一般質問でのご提案等を踏まえまして、今回仮称ではございますが、あわら市の文化財と題しまして、統一された文化財史を製作発行したいと考えまして所要額84万円をお願いしているところでございます。

なお、具体的な内容といたしましては、あくまでも案でございますけれども、A5判程度のカラー刷りで100ページ程度のものを700部作成したいと考えております。いずれにいたしましても時間のかかる作業でございますので、作成にあたりましては、10名のあわら市文化財保護委員のご協力を得ながら編集すると共

に、できあがりました冊子につきましては、一定の割合のもと市内各小中学校ですね、それから図書館、公民館、並びに県、近隣市町の関係機関に配布して活用していただく予定としております。ご理解をお願いしたいと思います。

議長（東川継央君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第16号から議案第27号までの12議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します

議案第28号から議案第47号の一括上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第25、議案第28号、あわら市文化会館条例の制定について、日程第26、議案第29号、あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、議案第30号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第31号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第32号、あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第30、議案第33号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議案第34号、あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第35号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第33、議案第36号、あわら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程第34、議案第37号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程第35、議案第38号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、日程第36、議案第39号、あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定について、日程第37、議案第40号、あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程第38、議案第41号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第39、議案第42号、あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について、日程第40、議案第43号、あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について、日程第41、議案第44号、あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について、日程第42、議案第45号、あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定について、日程第43、議案第46号、あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定について、日程第44、議案第47号、あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定について、以上の議案20件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第28号「あわら市文化会館条例の制定について」から議案第47号「あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定について」までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第28号「あわら市文化会館条例の制定について」の説明を申し上げます。

あわら市では、行財政改革の一環として、公の施設の再編を推進しております。

本案につきましては、観光会館及び芦原社会福祉センターの2施設を再編し、新たに名称を文化会館とするとともに、管理の一元化を図るため、この案を提出するものであります。

なお、本条例の附則において、あわら市国際交流センター条例及びあわら市観光会館条例を廃止しております。

議案第29号「あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年度から、監査委員事務局の充実及び機能強化を図るとともに、組織の弾力的な運営を図るために、所要の措置を講ずるものであります。

現在の規定では、監査委員事務局に専任職員を置けない規定となっているため、兼任の強行規定を削り、任命権者の裁量により専任・兼任の判断ができるように改めるため、この案を提出するものであります。

議案第30号「あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成21年度から監査事務を充実させるに当たり、監査委員のうち「識見を有する者のうちから選任された委員」の報酬の額を一本化するため、この案を提出するものであります。

議案第31号「あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年4月から、農業集落排水事業について公営企業法の財務規定等を適用することとあわせ、金津雲雀ヶ丘寮の管理に関する業務を指定管理者に行わせることに伴い、両特別会計を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第32号「あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用している条項に頂ずれが生じるため、所要の措置を講ずるものであります。

議案第33号「あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年4月から、金津雲雀ヶ丘寮の管理に関する業務を指定管理者に行わせることにより、同特別会計が廃止されることとなり、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

議案第34号「あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、芦原社会福祉センターを文化会館に統合することから、金津社会福祉センターをあわら市社会福祉センターに名称変更するため、この案を提出するものであります。

議案第35号「あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、金津南部土地区画整理事業区域内の住吉街区、新用街区及び新街区の3街区公園が完成することにより、供用開始を行うに当たり、これらを都市公園として新たに追加するため、この案を提出するものであります。

議案第36号「農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、農業集落排水事業について地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

議案第37号「あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨年12月をもって上野団地のすべての住宅の用途廃止が完了したため、この案を提出するものであります。

議案第38号「あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、劔岳コミュニティセンター、働く女性の家等をそれぞれ併設する公民館に再編・統合することにより、同条例の使用料別表を改正するため、この案を提出するものであります。

議案第39号「あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、国際交流センターを藤野巖九郎記念館に名称変更するとともに、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

議案第40号「あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、劔岳コミュニティセンター、坪江コミュニティセンター及び蓮如の里会館を、それぞれ劔岳公民館、坪江公民館及び吉崎公民館に再編・統合するとともに、条例の名称を「あわら市名泉郷会館条例」に改めるなど、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

議案第41号「あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年4月から、農業集落排水事業についても、公共下水道事業と同様、地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

議案第42号「あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について」は、今ほどの議案第41号で申し上げましたとおり、本年4月から、農業集落排水事業について地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、現在ある基金を修繕引当金とするため、この案を提出するものであります。

議案第43号「あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、劔岳農村環境改善センターを劔岳公民館に統合するため、この案を提出するものであります。

議案第44号「あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について」は、熊坂農村環境改善センターを廃止し、熊坂区に譲渡するため、この案を提出するものであります。

議案第45号「あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定について」は、南部集会所を廃止し、矢地区に譲渡するため、この案を提出するものであります。

議案第46号「あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定について」は、勤労福祉会館を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第47号「あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定について」は、公の施設の再編に伴い、働く女性の家を廃止し、湯のまち公民館に統合するため、この案を提出するものであります。

以上、20議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第28号から議案第47号までの20議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第48号から議案第49号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第45、議案第48号、市有財産の無償譲渡について、日程第46、議案第49号、市有財産の無償譲渡について、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第48号及び議案第49号「市有財産の無償譲渡について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号については、旧熊坂農村環境改善センターの建物を熊坂区に、議案第49号については、旧南部集会所の建物を矢地区に、それぞれ無償で譲渡するため、この案を提出するものであります。

なお、両施設とも、利用の実態等を踏まえ、施設の有効活用を図るために譲渡するものであります。

以上2議案について、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第48号、議案第49号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第50号から議案第58号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第47、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第48、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第49、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第50、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第51、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第52、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第53、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第54、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第55、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について、以上の議案9件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第50号から議案第58号までの「公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の説明を申し上げます。

現在あわら市では、指定管理者制度を導入している公の施設が11施設ありますが、本年3月末日をもって、すべての施設の指定期間が満了することから、用途を廃止する「勤労福祉会館」を除く10施設について、これまでの管理実績を踏まえ、引き続き、それぞれ同じ団体を指定管理者に指定したいので、この案を提出するものであります。

なお、セントピアあわら、金津創作の森及び名泉郷会館については、平成21年4月1日から3年間、その他7施設については5年間指定することとしております。よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第50号から議案第58号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第59号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 議長 日程第56、議案第59号、市道路線の認定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第59号「市道路線の認定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、259号線及び中番19号線の2路線を新規に市道として認定するものであります。

259号線につきましては、古屋石塚産業団地から幹線道路へのアクセス道路、中番19号線につきましては、中番集落内から広域農道坂井線までを南北につなぐ路線であり、いずれも市道と認定し、市において管理すべき路線と認められるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第60号の上程・提案理由説明・質疑・採決

議長（東川継央君） 日程第57、議案第60号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第60号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現人権擁護委員の古畑昭正氏が、平成21年6月30日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

古畑氏は、平成12年6月に人権擁護委員に就任され、これまで3期、委員を務められております。

人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしました。

いと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) お諮りします。

本件はただ今提案のとおり、「異議はない」旨の意見を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「異議はない」旨の意見を付すことに決定しました。

散会の宣言

議長(東川継央君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月9日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時56分)

地方自治法123条の規定により署名する

平成21年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成20年度 第37回あわら市議会 定例会

第2日

平成21年3月9日(月)

午前9時30分

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員(21名)

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田正則	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員(0名)

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時31分）

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2番、笹原幸信君の両名を指名します。

一般質問

議長（東川継央君） 日程第2、これより、一般質問を行います。

宮崎 修君

議長（東川継央君） 一般質問は通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 只今、議長のお許しがございましたので、一般質問に入らせていただきます。今回、私の質問は、政府の75兆円の経済対策に対して、当市の取り組みについてということで質問をさせていただきます。大変、この漠然とした質問でございますので、答弁も難しい面がございますけれども、一つよろしくお願いいいたします。

昨今の景気経済はですね、昨年秋から急速かつ、大幅に降下をしております。グローバルなインターネット社会が世界経済を同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況という台風並みの逆風にさらされております。

日々のニュース番組や新聞紙面には、大手優良企業の歴史的な経済悪化の情報が飛びかっております。そして、戻ってくるのは、NEC、2万人、日産、2万人、日立、7千人等々、派遣切り、派遣止めで止まらず、正規社員のリストラ計画が次々と発表され完全失業率が過去のピークであった2002年の5.4%を超えて、7%前後前にまで上昇するのではないかと、というふうに言われております。

アメリカでは、完全失業率が8.1%と、この1年間で何と440万人の人が仕事を失くすというニュース報道がございました。国もいわゆる三段ロケットを第一次補正、第二次補正、本予算と75兆円規模の総合的な経済対策を打ち出し、生活

支援、景気浮揚策に懸命であります。このような難局にあたって、あわら市の政治行政の取り組む使命とは何なのか、私は市民の生活を守り、雇用を守ることにつきると思います。100年に一度といわれるこの経済不況に立ち向かう橋本市長のリーダーシップのもと、未曾有の地域政策の展開が今ほど要請されている時はないと思います。この景気後退の波は、我がまち、あわら市の地域経済に押し寄せて、どのような形でどのように押し寄せているのか、押し寄せてまた来るのか、というこの今回の市の補正、本年度予算はどのような市長は意図でもって設計図を描かれたのかお伺いをいたします。

次に、国の第2次補正予算の目玉は「定額給付金」であります。様々な議論はありましたが、多くの国民はどのような結末になるのかと気をもんでいたことであります。春を呼ぶ定額給付金、胸おどらせる市民の期待に応えるべくあわら市は、3月3日、県下では美浜町がトップを切り、2日にこの申請書の発行をいたしました。あわら市は、3月3日に発行いたしました。今日は3月9日でございます。私のところにも昨日、この給付金の申請書が届きました。今か今と待っておったんですが、昨日届きました。本当にまだ申請書の届いていないところがございます。また、届いても中を見て見れない目の悪い方やまた、字の読めない方、書けない方、高齢世帯の方や一人暮らしの方々、給付金を手にする、この手にするまでの喜びと、また、本当に自分の手に握れるのかという、この不安を抱いております。そのような方々のために、また、円滑な給付をするためにも、今後のこのスケジュールといたしますが、しっかりと市民が分かるような安心して、この待ってられるようなそういうスケジュールと言いますか、ものを言っていたいただければありがたいなと思います。

また、地域経済活性化につなげるべく市長の対応は、いろいろな意見がございますけれども、大変前向きに捕らえたとこのように理解をいたしております。その今後の市民の方々に分かりやすい言葉でですね、できればこの地域経済活性化につなげる思いも併せてご答弁具をお願いしたいと思います。

3点目には、生活者支援の色彩が濃い施策では、定額給付金の他に第二次補正予算の中で妊婦検診の14回分の無料化、また子育て応援手当の支給、第2子以降の3歳から5歳の子供を持つ家庭に対して、年額3万6千円を支給、また介護従事者の処遇改善、21年度予算の中では、出産育児一時金の拡充も入っております。これは、38万から42万への拡充でございます。自治体によると雇用機会創出のために「ふるさと雇用再生特別交付金」と「緊急雇用創出事業」が用意されております。これらのあわら市への配分とその目的に叶った市の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

最後に、地域活性化では、対策の主なものは、地域活性化交付金、また地域活力基盤創造交付金、経済緊急対応予備費、緊急防災・災害復旧対策や学校耐震化、これらを合わせて約4兆7,600億円、あわら市のこれらの取り組みについてお伺いを、簡単で結構でございますのでお伺いをいたします。

以上で終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

100年に一度と言われる世界的な金融市場の混乱と、それに伴う世界的な景気後退が見られる中で、我が国経済も、国内外の需要が停滞し、景気の下局面が長期化、深刻化する恐れが高まっております。

特に雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっております。

このような経済金融情勢に対応すべく、政府は3回にわたり総額75兆円におよぶ経済対策を打ち出しております。

議員もご承知のように、平成20年8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」、同年10月30日の「生活対策」、及び同年12月19日の「生活防衛のための緊急対策」であります。

原油・食糧価格高騰に起因するもの、世界的な金融危機に起因するもの及び金融危機に端を発した雇用情勢の悪化など、対策を打ち出した背景は微妙に異なるものの、対策の根底にあるものは、雇用対策、中小企業支援を柱とした財政上の対応、金融面での対応施策であると考えられます。

このような国の対応を踏まえ、あわら市といたしましても、先の12月定例会及び2月臨時会で議決をいただいた補正予算のほか、今回提案しております3月補正予算及び平成21年度当初予算においても、財政面での生活支援を打ち出したところであります。

具体的には、12月定例会では、工業導入促進経費を始め省エネルギー型の農業機械導入補助金や中小企業に対する利子補給金で、総額8,880万2千円を計上しております。

次に、2月13日に開催した臨時会では、緊急雇用創出事業に係る臨時職員2名分の賃金、定額給付金事業に係る事務費、出産子育て支援に係る子育て応援特別手当及び妊婦健診助成費を、更には地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係る総合選果場施設整備事業補助金や道路改修事業など、総額3億1,149万9千円を計上しております。

続いて、今回の3月補正予算では、定額給付金支給事業に係る給付金などで4億8,372万8千円及びプレミアム商品券発行補助金2,250万円の、合わせて5億622万8千円を計上しております。

最後に、平成21年度当初予算では、ふるさと雇用再生特別基金事業として、あわらツアーデザインセンター事業を始めとする3事業で1,057万1千円を計上しており、今後の補正においても1事業を追加する予定であります。

また、緊急雇用創出事業につきましては、今後の補正において計上を予定しております。

このほか、妊婦健診助成費につきましては、平成21年度も引き続き実施するも

のであります。

次に、「定額給付金の今後のスケジュールについて」のご質問にお答えいたします。

本市における定額給付金給付事務の進捗状況については、本定例会初日の行政報告の中でも触れておりますが、今後のスケジュール等について、さらにご報告申し上げます。

まず、申請書等についてであります。3月3日に各世帯主あて一斉に発送をさせていただきます。

発送の方法につきましては、確実にお手元にお届けしたいことから、簡易書留による郵送を採用いたしております。なお、この方法で発送したことから、全世帯に申請書が行き渡るまでには2週間以上の日数が必要になるとのことです。

また、申請の受付体制につきましては、原則、窓口申請により行うこととし、市内11会場に職員が出向いて受け付ける予定であることは、行政報告で申し上げたとおりであります。

なお、これらを踏まえまして、申請受付の日程を3月21日、22日の両日とさせていただきますこととしたものであります。

受付日程及び受付会場のお知らせにつきましては、申請書に同封させていただくとともに、3月16日の各区長への文書配付の際に、回覧により、市民の皆様へ周知させていただきこととしております。

ところで、給付金の給付については、早いものは年度内に指定の口座へ振込ができるものと考えております。その後、振込口座等の入力や口座番号等の照合が済んだものから、順次、振込みをさせていただきます予定であります。

いずれにいたしましても、円滑に受付を行い、正確かつ迅速に給付できるよう、万全を期して参りたいと考えております。

次に、定額給付金給付に伴う地域経済活性化策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本市におきましては、あわら市商工会が主体となって、20%のプレミアムを付加した「あわら・ワクワク・プレミアム商品券」を3月15日に発行する予定であります。

市民の皆様には、定額給付金を受給された際には、プレミアム商品券をご利用いただくなど市内での消費拡大にご協力いただきますようお願いしたいと考えております。

景気が低迷している中、本市のプレミアム商品券につきましては、あわら市民以外の方でも購入ができることとしていることもあり、当該商品券の発行が地域経済活性化の起爆剤となることを切に期待するものであります。

最後に、「ふるさと雇用再生特別基金事業」と「緊急雇用創出事業」の予算配分と市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業の本県への配分は、41億9,000万円

となっております、うち本市へは、3年間で6,600万円の配分が予定されております。

本市の取り組みといたしましては、4事業を計画しており、うち観光分野として「あわらツアーデザインセンター事業」、農林漁業分野として「地産地消促進事業」と「農産物加工流通促進事業」の3事業につきましては、当初予算で計上させていただいております。

なお、この事業の実施により3年間で19人の雇用創出を見込んでおります。

また、緊急雇用創出事業の本県への配分は、17億4,000万円となっており、うち本市へは、2月の臨時会で補正された事業額を含めて3年間で3,500万円の配分が予定されております。

本事業といたしましては、情報通信分野で2事業、観光分野で1事業、環境分野で1事業、教育文化分野で6事業の、合わせて10事業を計画しており、今後、補正で対応させていただきたいと考えております。

なお、この事業の実施により、3年間で135人の雇用創出を見込んでおります。

急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者や地域で職を求めている方々への支援策が求められる中、今後、事業の特性を活かし、就業機会の創出を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) ありがとうございます。特に定額給付金の事について再質問をさせていただきたいと思いますが、この全国でですね、初めて第1号となりました西目屋村ですか、青森県ですね、6日には、和歌山と兵庫のですね、北山村、たつの市が給付を開始しているという報道がございました。また、山梨県の大月市ではですね、あわら市は3日に申請書を発送している。大月市では、大月市というのは、人口も世帯数もあわら市と同じぐらい、ちょっと少ないぐらいですね、世帯数で1万800世帯ぐらいですから、大月市がですね、申請書は、4日の日に発送しておりますが、6日から受け付けを開始し、早い人は16日中旬ぐらいから給付金が届くという、今は景気の悪化もですね、いろんな状況は、ものすごいスピードで動いていますので、できるだけ、スピーディーに取り組みをしようという趣旨がですね、伺われます。

そういう中で、あわら市は、堅実にこういう簡易書留という形で確実に市民の手に渡るようにという思いが込められているのかなと思いますが、とにかく、この市民はですね、これはですね、大月市の市民ですけども、約1割の方が即対応している、これはどういうことかといいますと、7日、6日、受付を開始してからですけども、7日の新聞で報道されている内容ですけども、大月市の場合は、市役所のロビーで臨時窓口を設けて申請受付をしたと、あわら市も恐らく11箇所です受付をしてですね、ほとんどの方が恐らく申請に来られるのではないかなと思うんですけども、440名の申請者が7日の翌日に来ていると、申請書を受け取ったら、

すぐあくる日から受け付けを開始しているということやね、日付が21日、22日と決めた日だけではなくて、ずっと受付を開始しているということでございます。郵送でも350通の申請書が届いた。また、いろんな問い合わせが200件以上あったという報道がなされております。何が言いたいかと言いますと、この定額給付金というものに対して、市民が即反応を示したということがね、今のいわば、経済状況、生活支援と言いますかね、この対策がいかに生活支援の重みがですね、大変、強いのではないかと、このように思うわけでございます。

そういう中でこの申請書ですけども、中にはですね、この直接窓口で給付を受けたいという人は、どうしたらいいんや、という相談が何件かありました。これは、この中にはですね、いわば、振込みのことにしましては、書いてあるんですけども、恐らく、窓口で申請をした時に直接現金給付を受けたいという人に対して、そこで説明をするんだよ、というようなことは、私も言ってあるんですけども、実際、年配の方々は、即、現金でほしいんやけども、現金の人はどうやってするんや、というこういう不安、ちょっと一言でも書いてあればね、何かですね、それが分かったんかなと思います。この申請書がですね、届いて、申請書が届いた時点で、多くの市民が大変、喜びが隠せない。

特にテレビで西目屋村ですね、西目屋村の人の表情とまったく同じような表情で、この市民の方々は、大変喜んでおられましたので、少しでも早く対応ができればしていただきたいなと思うんです。給付がですね、15日から地域経済のためにですね、打たれたプレミアム商品券、これが15日から発売になりますけども、この市民の方々は、月末でなければ、給付、お金が頂けない、ということは、余裕のない方々は、このプレミアム商品券の恩恵に預かれない事態があるのではないかと、という心配をされておられる方が非常に多いので、坂井市では6日間で、商品券が完売したと、それも、坂井市、地元だけの人を対象であると、あわら市の場合は、この市外の人でも求めることができる、当然、経済効果としては、市外からたくさん、このあわら市で利用していただくことは、非常に良い事なんですけども、とにかく、地元の市民が、いわば、低所得者の人達は、多くの人達は、この定額給付金をいただいたら、商品券に換えて、2割のプレミアムの補充をしたいという、そういう思いがあるにも関わらず、活用できない状況が出てくるのではないかと、この心配をしておりますけれども、市長の考えと言いますか、所見を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 市民の皆さんは、この定額給付金ですね、心待ちにされていると思います。なるべく早くですね、この給付事業ができるように準備を進めて参りました。もちろん、これは国からのそういう指導もありましたし、それに応える必要もありました。今まで、議会に対しましても事前にいろいろなご相談を申し上げまして、議会のご理解をいただいておりますので、比較的早く準備が進んだと思っております。

発送までの準備作業につきましては、県内では相当早いペースであったと思いますし、全国ベースで見てもかなり早いペースで来たと思います。ただ、今ほども申し上げましたが、この定額給付金の給付事務がですね、やはり、確実に行われるということが大事だということがありますので、簡易書留による申請書の発送をいたしました。その結果、全部に行き渡るまでにどうも2週間程度かかりそうだということになっております。この辺の時間的なことは、これは致し方ないのかなというふうに思っております。

これの問題とですね、あと、いわゆる定額給付金の給付にあわせたプレミアム商品券の発行との関係のご指摘かというふうに思いますが、これはですね、給付金が入ったら、その給付金をできるだけ消費に充てていただきたいという意味から言えば、確かに給付がなされた後にですね、プレミアム商品券の発行がある方が望ましかったのかも知れません。ただ、これは、商工会との関係もございまして、それから、今ほど、ご紹介が議員の方からありましたが、坂井市の場合、6日間で売り切れたということでございます。これも、もちろん、給付前にこういうことがなされておりますので、それを見ればですね、これは、商品券の発行というのは、地域経済の活性化といえますか、消費の刺激ということですね、そういう意味では、それなりの意味を持っているのかなというふうに思っております。一つそのようにご理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) ありがとうございます。給付金のことでもう1件あったんですけども、では、次に地域活性化生活対策臨時交付金ですね、これは、先ほど市長の方からご答弁がございましたが、この、ちょっと私、分からないのでちょっとお聞きしたいんですけども、この地域活性化ですね、地方道路交付金事業というのがございます。この地方道路整備臨時交付金、括弧して書いてあるんですけども、こういう事業ですね、この交付金の事業でいわば、各福井県内でも、この福井市、敦賀市、鯖江市、越前市他ずっとこうあるんですけども、この中で、この越前、鯖江、敦賀、福井が安全で安心な通学路の整備という事業ですね、取り組んでいるんですが、これは、いわばあわら市にあっては、この金津小学校の前ですね、ちょうど北陸銀行から南の方ですね、小学校に向かって、非常に歩道が厳しい状況にありますね、本荘小学校の方も区民館のところから南の方へ向かって、小学校の方まで歩道が本当に狭くて非常に厳しいと、そういう事業がですね、こういうふうに上手く何故、乗れなかったのかなという思いがしてたんですけども、このどちらにしてもですね、直接、この事業と合わないってということもあるかも分かりませんが、私は三国やら県の土木にもちょっと聞いたんですけど、あんまり詳しく分かりませんので、説明いただければと思うんですが、これは、ああいう歩道なんかは、県の単独事業でやる事業なのか、それともこういうのに何か乗せることができなかったのかどうか、こういうプランがあれば、即こういうのに対応できたのではないかと、また、

平成21年度の今の予算もいわば、補正予算が組まれて、こういう事業がもしあった場合に乗るためには、どうしたらいいのかということも思ってるんですけども、やっぱ、これから高齢化社会でも年寄りの人が杖ついても歩けない歩道なんです。歩道は歩くための道ですけども、歩けない歩道、車道を歩いてんですね、車を押しながらも、車道を歩いている。こういうことを考えると、もうこれは、各町時代から恐らく地元からも要望が出ていたと思うのですが、地元の区長さんにもお聞きしたところ大変、今まで要望してきたけども、なかなか財政が厳しいということで、それでもう諦めていた、というふうにそれで要望も段々、出せないような状況に今あります。ということで少しずつ何かこの欠けたところだけ直す、穴のあいとることだけつめるといような、こういうことで済んでるといことでございますが、こういうこれから、事業に乗せるためにも、この三国土木の方も、こういう地元から要望があればですね、いくらも検討させていただきます、という返事でしたので、やっぱこういう受け皿作りと言いますかね、対応は、きちっと計画を持ってしておくべきでないかなっていう思いがいたしますけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の宮崎議員のですね、地域活性化交付金という中での地方道路特定交付金事業に乗せられないかということでございますが、先ほどもお話出ましたですね、金津小学校の下の道路でございますが、実は道路には、それぞれ管理者が一応定められてございます。私が管理するのは市道ということでございますが、たまたま今の道路につきましては、県道ということになっております。いろんなこれから事業に取り組むということでございますけれども、いずれにしましても、全般的なですね、計画を一応練りましてですね、その中でこの道路につきましては、こういう事業という事で採択を待っている、というような準備を以前にしておかないとですね、こういうものは即に乗れないという状況でございます。そういうことで、これからはつきましてはですね、ある程度、計画性をマスタープランを作りましてですね、その中で道路種別に応じた計画プランを立てたその上で事業に乗りたいということで、たまたま今回の経済不況対策に対する緊急事業につきましては、こういう観点でございますので、準備されているものにつきましては即、乗れたわけでございます。例えば、芦原三国線でございますが、あそこにつきましては、その事業に乗ってですね、整備したということでございますので、従来からそういう計画性を持ってこれから取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) ありがとうございます。どちらにしてもですね、地元の方々
は、途中まではすーっときれいになっとなって、こっからとなると大変、どうなっ

てるんやと、公平でないなというような思いで捉えておりますので、一つこっからここまでは、こういう状況ですから、計画を持って順番にやっていきますというようなことをですね、しっかりと市民に分かるようにきちんと計画を説明していただきたいこのように思いますので、これから一つマスタープランといいますかそういうきちんと立ててですね、取り組みをしていただきたい、また、いろいろな国の事業に即、乗れるような対応を一つお願いしたいと思います。また、定額給付金に関しましては、とにかくスピーディーに着実に市民の手に渡るような対応をですね、切に望みまして質問を終わります。

以上でございます。

牧田孝男君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 13番、牧田孝男君

13番（牧田孝男君） 後ろにまだ12人、議員の一般質問が控えておりますので、簡単明瞭に一般質問をしたいというふうに思います。

テーマは、ゴミ対策のことなんですけれども、自動販売機ですね、これが世の中に出回り始めてから、どれくらいの歳月が経ったのか、それは、はっきりとは知らないんですけれども、空缶とか、あるいはペットボトルの無責任な投げ捨てによって、道路脇などの汚れが目立っているということは、全国的な傾向であって、どこの自治体でも、その対策には苦慮しているということが実情ではないかなというふうに思うのであります。

特に、このあわら市の場合は、有名なあわら温泉街を持っており、全国から人が集まってくるので道路脇の汚れに関しては、より一掃の美化の徹底がなされなければならないのではないかなというふうに私は考えるものであります。去る3月1日に挙行されたところの「あわら市誕生5周年記念式典」に発表された新しいあわら市民憲章は、「守ります 美しい自然を。創ります 豊かな文化を。育てます 学びの心を。鍛えます 健やかな身体を。伝えます 働く喜びを。広げます 助け合いの輪を。愛します わたしたちのふるさとを。」と謳っております。

つまり、いの一番に、美しい自然の保全を謳っているわけですが、ついでにいうと二番目の豊かな文化というのは、その自治体の歴史性を自覚し、歴史文化の収集に努めよと言っていることだと私は思いますし、活力ある魅力的な自治体というのは、最低このふたつを備えていることを必須の条件としているというふうに私は思うのであります。

さて例えばですね、隣市の坂井市丸岡町の場合、何年か前からスチール缶・アルミ缶の自動選別機、あるいはペットボトルの回収機を10数箇所に設置し、そして、そこに空缶やペットボトルを持ってきた住民に対して、ポイントを与える

という制度をとっております。これはですね、ゴミステーションが始めにですね、200数十箇所あったものを、70数箇所に整理統合した時に出てきた発想である

そうであります。

確か、ペットボトルとスチール缶というのが1缶で0.5ポイント、アルミ缶1缶で1ポイントが与えられるということでありまして。そしてポイントが貯まれば、商品券と引換えての、市内店舗での買物が可能となったり、あるいは、あそこですと、霞の郷温泉への入浴が可能となったりするというふうに聞いております。

そうすることは、費用対効果の観点から、あるいは、住民の美化意識の向上という観点から参考にすべきではないかなというふうに考えるものであります。

原理原則的なことを申し上げれば、この空き缶とか、あるいはペットボトルの投げ捨てというのは、単なる不道徳的行為というだけではなくて、廃棄物処理法という昭和46年施行の法律に違反する立派な犯罪であります。いずれにしろ、先ほど述べた丸岡町の例も含めて、何か根本的な打開策を打ち出すということは、観光都市「あわら」にとって急務であるというふうに考えるものであります。市長はどう思っているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 牧田議員のご質問にお答えします。

ポイ捨てのない清潔な街を目指すことは、まちづくりの基本であり、行政のみならず市民一人ひとりが自覚を持って取り組まなければならない課題と考えております。しかし、残念ながらモラルに欠けた一部の人たちによる、ごみの不法投棄が後を絶たないのも現状であります。

ごみの取り扱いについては、法令により排出の抑制と適正な処理が義務づけられており、不法投棄などの違法行為には厳しい罰則が科せられております。にもかかわらず、一向に不法投棄がなくなることはないのは、ごみ処理に対する認識の甘さと違法行為者の検挙の難しさが原因ではないかと思われま。

不法投棄の対策には、現状投棄されている廃棄物への対応と、新たな不法投棄を抑制する施策との併用が必要であります。

現在、すでに不法投棄されている廃棄物に対しては、人的措置による回収しか方法はなく、このため毎年6月に実施しているクリーンアップ大作戦をはじめとする地元のボランティア活動に依存しているのが現状であります。また、道路、河川などの公共施設においては、今回の緊急雇用創出事業等を利用しての対策を予定しております。

一方、新たな不法投棄を抑制する施策としては、防止看板の設置や監視パトロールの強化などがありますが、投棄場所が広範囲にわたることから、目に見えた効果には至っていないのが現状であります。

議員ご指摘の、空き缶等の自動回収機を利用したポイントの付与制度も、不法投

棄を抑制する効果が期待でき、市民の環境美化意識の向上も期待できると思われませんが、高価な回収機を複数台用意する必要があること、導入後の管理経費が持続して発生すること、金属価格の低迷により回収した缶等の処理費用が見込まれることなど、相当な予算措置が必要になると思われます。

平成20年度のごみ処理における予算は、ゴミ袋等からの処理手数料を差し引いても、5億円近くの財源が必要となっていることから、当面はクリーンアップ大作戦での回収や地域ぐるみのボランティアによる回収をお願いしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 今、いくつかお答えをいただいたんですけども、先ず、毎年6月ですか、クリーンアップ大作戦、これ確かにやっていますし、その時は非常にきれいになるんですけども、逆に言えば、すぐにオウム返しと言うか、すぐに捨てられて、ほとんど、汚い状態っていうか、たくさんあるような状態がその後もすぐに戻ってくる、というような、どちらかと言うと追いかけてごっこになっているのが今の状態ではないかな、というふうに思っております。これは、そういうのを回収する作業そのものよりも、捨てないというモラルですね、そういうものを例えばあわら市だけの人間が持っていたのでは追いつかないことでありまして、論旨、あるいは倫理旨というか、ようするに近くの市在住の人がしているということがいくらかでもあるわけでありまして。ようするに一番大切なのはそういうことをしない、捨てないというようなモラルというものをちゃんと助成していくということが一番に大切なのではないかなというふうに思うものであります。それからですね、先ほど、緊急雇用で雇うというような話がありましたけれども、その緊急雇用というものをもう少し具体的に説明していただきたいんですけども、何人ぐらいの人が雇用されるのか、あるいは、どれぐらいの期間に亘って雇用されるのか、そして、その期間が終わった後どうするのか、というようなことについてのお答えをお願いしたいと思います。

それから、ゴミ捨て防止での看板を立てたりするというような答えが先ほどありましたが、例えば北潟湖の周辺のところ、目に付くところで言いますと、小さい赤い鳥居が何箇所か立っております。これは、鳥居というのは神聖なものであり、神聖なところには、ゴミを捨てないというような心理を突いた人の作戦ではないかなと思うし、効果のある作戦だと思っております。これは、恐らく北潟区が立てたものだと思いますが、そういう意味でそういう効果というのは、確かにあると思いますが、その他にこういうような看板の効果というものがありませんでしたら、それも、今現在ですね、現在の状態としてあるのであれば、それもお聞きしたいというふうに思います。

僕は、この合併前の金津町の町議会の時に九州の久留米市の郊外の都市に行ったことがあります。その市は、久留米の郊外で大きなバイパスが走っているところに

ある小さな市だったわけですがけれども、その久留米市に通う通勤客ですね、が、たくさん、たくさんそのバスのバイパスのところにゴミをたくさん捨てて、どうもならんと、そして、その市長がシンガポールへ行った時にその街のあまりのきれいさにびっくりして、そして、そこで罰則の規程が非常に厳しいのを聞き、戻ってから市長提案というような形でいろんな罰則を制度を実現したということをそこで聞きました。罰則を自治体で作るというのは、とても裁判とか、あるいは法律、それから警察の問題もあってなかなか難しいわけですが、一念岩をも通すということで、そういう罰則規定を作った市町村もあります。要は、この問題というのは、全国的に大きな問題となっているわけでありまして、そして、いろんなところで、いろんな取り組みをしているのだらうと思います。私は、このあわら市も、先ほどと同じことになりますが、そういうところで一生懸命やってほしいと思います。とりあえずは、今、私がお聞きしたかったことの何点かについてお答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 再度の質問にお答えします。先ず、一点目の緊急雇用創出事業につきましてでございますが、今計画しているのは、平成21年度で不法投棄物回収処分事業ということで、事業費的には300万、雇用する人数については、お二人というふうに計画をしております。それから、北潟で鳥居が設置されているということで、以前は鳥居がなかった時には、相当なゴミがございました。北潟地区の考えで赤い鳥居を付けたということで、どうしても鳥居の向こうには神様がいらっしゃるというような気持ちがありますから、ゴミを捨てないような状況になってきていると、これは、大変効果が出ております。それから、罰則についてでございますが、廃棄物及び清掃に関する法律の第16条でございますが、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないという規定がございます。また、罰則が25条でございますが、5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金というふうに定められておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 今のお答えの中でですね、緊急雇用法ですかね、これに関する答弁というのが、ちょっと不十分だったような気がするのですが、もう一度、改めて聞きたいと思ひますが、平成21年度の予算で二人、300万ですかね、っていうお答えがあったんですけども、これは何ヶ月くらいというか、月収いくらにして何ヶ月くらいを予定しているのかということと、それが、その期間が終わったら、終わってしまうのかどうかということについてのその答えがちょっと分からなかったもので、再度お聞きしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 再度のご質問でございますが、期間的には1年でご

ざいまして、その後については、これまでどおりの態勢になろうかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 大体分かりました。今の答えというのは、1年間を二人で300万ということですね、それでいいと思いますけれども、ゴミの問題というのは、本当に大きい問題ですし、考えさせられる問題であります。そして、その一番大きいものってというのは、人間というのは見られないところで、何か悪い事をするような愚かな存在であるということを感じているわけですが、とりあえず、少しでもゴミのない街を実現することが大切だと、改めて思いました。そういうことで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

大下重一君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、大下重一君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 3番、大下重一君

3番(大下重一君) 3番、大下です。私の方から市長の方に一般質問をさせていただきます。先般、5周年記念の式典に地域力コンテストという大きなイベント事業でやられまして、その時の最後の市長のご挨拶の中で好評と同時にこんなふうなことをおっしゃっていたと思うんですね、合併の意味合いである行財政改革というのは当あわら市においては、まずまず成果を挙げて来られてるかなと、ところがその一方で、その地域の連帯感が薄れるのが気になるところで、何とか地域に元気になってもらいたい、というふうなことをおっしゃって、地域力コンテストの意味合いをそこで述べられたんですが、私自身もまさにそのような思いをいちにしているところで、今日、実はいかにこの地域が元気になってですね、まちづくりに協力してもらえようかという気概というか、思いを起こしていただけるか、というようなことでこんな質問をさせてもらうわけですが。地名の保存、活かし方についてですね、両町の合併で金津町と芦原町、この漢字で書く芦原ですけども、この地名が実は意味合いを持たなくなったと言いますかね、このまま消滅しても何らおかしくないというような状況で、平仮名のあわら市が誕生になったと、ところが、その両名前ですね、金津と芦原と、この名前のその謂れとかというのは、ここでご説明するまでもなく、大変な歴史と文化を背負ってきております。そこで、何とかこれを活かす、その活かすことで市民のエネルギー源にならないかというような思いでこういうふうに私の考え方を述べさせてもらうわけですが、合併5周年ということは、一つの区切りといたしまして、当初、目指した合併効果がですね、どのようになってき

たかについては、総合的な検証を各分野に亘り、これやるべきだというふうに思いますが、私が一番危惧してますのは、先ほど申し上げたように、この合併という広域化によりですね、地域の連携とか、連帯感とか。つまり、共同意識というものなんです、これが、やや薄れてきているのではなからうか、というようなことを危惧しているわけです。これが結局、由々しい問題でほっておけないのではないかと、いうように実は思っています。もちろん、まちづくりのことというのは、行政がいくら頑張ってもですね、市民共々、力合わせなきゃならんということですね、市民の役割やら責任感、希薄化するということは恐れる事で、ここに一つ歯止めをかけるということなんです、先般も当あわら市では、まちづくり基本条例というものも制定をされまして、そこに謳ってます市民と市が互いの責任と役割を自覚し共に力を合わせながらまちづくりに取り組む共働のまちづくりをこれは謳ったもので、私自身は、その自治体の自立、これに向けてはですね、まさに必須の条例であって、我々がバイブルとすべきものだろうというふうに思うんです。

ところが、先ほどのことと繰り返しになりますけども、現実の市民意識は、今どういう状態かと言いますと、この条例が求める共働のまちづくりに是非参画してほしいと言った時に、どうも市民の意識と言うのは、逆にですね、遠ざかりつつあるのかなというように思いを持つわけです。その原因はいくつかあるかと思うんですけれども、その一つの大きな要因として、自分が今までその名の基に集い、その名の基に汗をかいてきた。いわゆる住民の心のよりどころと申しますかね、それであった金津という名前、あるいは、芦原という漢字で書く芦原というその地名が消えつつあることについて、大変、それなりの影響を及ぼしているように思うわけです。住民にしてみれば、住み慣れた愛着のある地名であり、先ほども言いましたが、汗を流してですね、守ってきた名前である、ある意味自分のご年配の方からすれば、生涯生きてきた証と言いますか、生きてきた象徴でもある、その地名の消失というのは、ここの地に住んで産まれて生きてきた人達の心に、やはりその寂しさとかですね、虚しさというのはかなりのものを与えたものと実は考えるわけです。

よって、ここは金津、芦原の地名をですね、大切に一つ保存をし、敬称してまちづくりに活かすべきだと考えるわけですね、元々、この合併というのはですね、進んで積極的にやりたいと申してやった合併ではない。どちらかと言えば、突然ですね、財政難を一つの言い訳にして合併という形に踏み込んでしまったと、よって、合併というのは、好んで選択したのではなくて、選択をせざるを得なかったというこの地の住民の心情からすれば、それと同時に地名が消えるということは、非常に残念なことで、やはり、その住民が感情大事にするということであれば、やはり、両名前というのは、しっかり継承をし、また保存すると、そのことすなわち、この名前を支えてきた住民に対してですね、敬意を表するということになるとも、実は考えるわけです。

よって、このあわら市が住みたくなるまちづくりを目指すのであれば、まずはですね、ここに現在住んで生活をしているその市民が、先ずここにずっと住み着いて

いたいと、この地にいたいんだというような施策をこのあわら市の先ずは第一にある基本政策に挙げていただけないもんだらうかと思うわけですね。市民の地域の愛着とかですね、郷土意識とか、ここに誇りを持って、この街を大事にしたいという思いでいるのは、これは間違いないところであって、その行政がそういうふうに矛先を向けて、そのための施策をすることを実は、市民の方というのはおおいに待ち望んでいるではなからうかと、先ず、それがあってですね、その行政の姿勢があって初めて住民の方も市長が言うように行政が提示するまちづくり基本条例の共働参画のまちづくりと一緒にやろうよ、というような気運も作れるのではなからうかと、実は、こんなふうに考えているわけです。

それで、ご提案なんですけども、地名の保存、活かし方についてですね、例えば、公共施設の名称ですね、例えば公民館とか児童館、この名前にその頭に金津、芦原という名前を付けると、例えばあわら市中央公民館であれば、あわら市金津中央公民館あるいは、金津古町児童館とかですね、芦原湯のまち公民館等とかいうように表記をしていくと、あるいは、道路標識、道路の案内標識というのがありますよね、それで、このあわら市から遠いところにある標識あるいは、このあわら市内に設置されている標識、交差点等によくあるんですが、その標識を見ますと実はこの庁舎の南のほんと200、300メートル行ったとこの交差点、北島工務店の交差点のところにある標識を見ますと、実は、この庁舎の方に向かって、あわら市街っていうふうな指図が出てるんですけども、どうも、あわら市街といってもなかなか馴染みと言いますか、ぴんと来ない、これは、大変抽象的な表現でね、行政の方での取り上げ方としては、これは根拠にならんかと思んですが、ただ、ここに住む人達の思いからすれば、もし、その標識を変えるのであれば、あわら市金津街とかですね、そういうものを標識に例えば入れたりというようなこともお願いできないかと、それと、後は何々通りとか橋の名前があるんですけども、これにも例えば金津地区であれば、六日通りというのは俗称か、ちょっと私、定かでないんですが、六日通りとか東通りというのがあるんですが、意識的に金津六日通り、金津東通りというように呼び合うとかですね、橋にしても金津上新橋、金津市姫橋、旧芦原町にあってもそのような通りがあると思うんですが、そういうことを意識的にやるというようなことをやっていただくお考えはないのかな、ということでその辺のことを市長にお聞きをしたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 大下議員のご質問にお答えをいたします。

合併前の旧町名である「金津」という地名は、古来この地で製鉄業が盛んに行われ、鑄造された鉄製品を舟で都へ送るための港が発達したことに由来するものであり、また、漢字表記の「芦原」は、開湯120年余の北陸を代表する温泉地として、いずれも住民の皆さんに長い時間をかけて慣れ親しまれてきた地名であります。

そして、市民の皆さんの中には、合併により、こうした歴史のある旧町名が少な

くなり寂しくなったという声があることも事実であります。

こうしたことを踏まえた上で、公共施設や通りなどに、「金津」「芦原」の旧町名を冠してはどうかとのご提案であると理解をいたしますが、まず第1点目の公共施設の施設名に旧町名を冠する件につきましては、合併後5年を経過して、すでにあわら市の施設として名称が定着し、市民の皆さんにもこれが浸透していることを考えると、ここで更に条例を改正して施設の名称を変えることは、慎重にならざるを得ないと考えますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、2点目の道路案内標識については、表記の方法は第一義的には道路管理者の権限に属することから、市民の皆さんのご意見や福井県などの関係機関との協議などを踏まえた上で、適当かどうか検討して参りたいと考えております。

3点目の通りや橋の名称に関しては、これらは本来、法令で決まった手続により定められるものではなく、いわゆる通称として橋の欄干などに付けられるものであり、市民の皆さんがこれに旧町名を冠して呼んだり、表現したりすることは差し支えないものと思います。ただし、現在取り付けられている銘板等をそうした表記に更新することは、これらの名称がすでに広く浸透していることや、費用の面などから、現時点では考えてはおりません。

さて、3月1日の誕生5周年記念式典でお誓い申し上げましたように、これからのあわら市は、これまでの文化や伝統を大切にしながら、輝く未来と、目標として定めた市民憲章の実現に向けて、すべての市民が一致団結して汗を流し、力を尽くさなければなりません。

記念式典と併せて開催した地域力コンテストの最終審査や事例集をご覧いただいておりますように、あわら市には、元気な地域コミュニティや活動、取組が数多くあります。

今後は、こうした取組を支援しながら、3月1日に施行したまちづくり基本条例でも謳われておりますように、市民一人一人がまちづくりの主役として、自ら考え、行動できる地域社会、そして、多様な主体がそれぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながらまちづくりに取り組むことのできる持続可能な地域社会の実現を目指していくことが大切であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 3番、大下重一君

3番(大下重一君) お考えを今お聞きさせていただいたんですが、新しくあわら市になって、そのあわら市の地域というものをですね、過去に遡るよりも前を向いて行くというようなことがお考えの腰にあるのかなというような感じがするんですが、先般ですね、福井新聞の方にもご覧になったかと思うんですが、2035年の人口の県の推計がありまして、1月30日の福井新聞なんですけれども、県内の市町村おおよそ2035年には、3割の人口減、高齢化率が34%と、当然、あわら市も同じように22,000人になるだろうという予測と高齢化率が38%に上がると、どちらにしても、少子高齢化の時代というのは、自明の理でして、何とか元気

になるためにはお年寄り、この地域を支えてきてくださった高齢者の方に更にひとがんばり、ふたがんばりもお願いしなきゃならん、それが、現実ではあるかと思うんですね。それで、もう一つ深いところを言いますとですね、私も議員をしまして、あちこちいろんな意見交換させてもらいますと、市長も公約に掲げている次なる合併を視野に入れてというような公約を掲げていらっしゃいますけども、その折には、金津町復活を是非してほしいというようなお声も実はあるんです。これ対比されるのは、坂井市が4つの町名をそのまま抱えて、地域自治区という制度の中で保存されたということなんですが、何でこの金津と芦原だけがそうなんだというような声がやはりあるのも現実です。私は、やはりその辺の純粹で非常にシンプルな思いの住民の方の気持ちをですね、しっかり汲み取って、それをだからこのあわら市はこういうふう頑張ろうというようなところへ是非持ち上げていただきたいというような思いから、ちょっとご質問させてもらったんですが、市長のお考えをお聞きしたところで、また、いろんな機会ですと、市長もいろんな懇談とか、住民の方のお話があるかと思うんですが、今ひとつ、もう一つですね、積極的にこの旧地名をですね、積極的に活かす、活かしてまちづくりをやって行こうというような、そんな視点からも今後、地域懇談会等でいろんな方とのお話をさせていただければというようにも思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。10分間休憩といたします。

(10時45分)

議長（東川継央君） 再開します。

(10時57分)

穴田満雄君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君

16番（穴田満雄君） 只今、議長の指名がありましたので、16番、穴田満雄が一般質問をします。本題に入る前にちょっとこういう話を皆さんに披露してみたいとこのように思っております。

私、芦原中学校の1年生になる孫がいます。その孫の友達がだいたい土曜日、日曜日になりますと、5、6人が遊びにきます。昔から人が集まる家は良いんだと、このように聞いておりますけれども、ある面では、うざくらしいなと、こんな事を言うと孫の友達に怒られるかもしれませんが、こういう感じも受けます。そんな中で先日、その孫の友達から、こういう話を私にしてくれました。と言いますのは、おじさん、芦原中学校どうなっているのって、こういう切り出しなんですね、

橋本市長になった時に橋本市長は、芦原中学校を建て替えてやると、改築してやると、確か、こういうものの言い方してたと、お父さんやお母さんに聞いても、いや、橋本市長は、芦原中学校は新しく建て替えるんやと、こういうふうに言ってたと、こういう話なんですね、だけれども、橋本市長になってからでも、もう2年ぐらいたったのに一向に芦原中学校が建て替えられないと、新築されないと、何故ですか、おじさんと、こう言って私に聞くんですね、私は、橋本市長は、市長になる時にそういう公約ですね、公約をしたかもしれないけれども、その時間の経緯と共に、やっぱり議会ちゅうやつがあると、議会の中でもやね、芦原中学校は別に建て替えなくても良いんだと、こういう意見が大勢を占めてきたと、だから、市長はいくら建て替えをやりたくても、やれないんだと、だから、芦原中学校の場合は、改修で行きますよと、このようになりましてと、こういう話をしてやりました。そしたら、何故そんなら、そんなものに反対する人がいるんやと、こういうことなんですね、子供達は、議員さんは、議員さんなりにいろいろやね、調査研究をして、そういう結論を出したんだから、今更どうにもならないと、そしたら子供達、どう言ったと思います。私らでは、もう新しい中学校、仮に建て替えてくれても入れないと、だけれども、私らの後輩がいますと、それ以上にかわいい妹や弟がいますと、かわいい妹や弟のためにも、おじさん、芦原中学校を建て替えてやってくれと、私、思わず目頭が熱くなりました。だから、理事者はもちろんのこと、我々、議員のやってること、言うてることを子供達はしっかりと見ているということなんですね、何か今の子供は、話題に出てきますと、悪い話題ばっかしなんですけれども、やあ、子供はしっかり見ているなど、怖いなど、やっぱりこれからのあわら市を背負って立ってくれる子供達のために、理事者はもちろんのこと、我々議員もしっかりしていかなあかなと、私はこういう思いを再度、自分自身に言い聞かせました。こういう前段の話は、ここでおきまして、それでは、本題に入っていきたいと思います。

皆さんは、中学校の整備問題について、昨年11月に開催されました臨時議会で決着が着いたと、このように思ってるかもわかりませんが、私の心の中では、まだ、未解決、未決着のままです。口先では、財政問題とか、あるいは教育問題とか言っておりますが、その実、市長が提案された、その提案に対して、対案すら出てきたことがありません。私は最近、建築された中学校を調べ、そのシミュレーションを自分なりに発表し、市長及び教育長の忌憚のないご意見を聞きたいとこのように思います。

もう、議員の皆さんもご存知のように、芦原中学校は、昭和38年に生徒数973人、クラス数21で、校舎面積7,992㎡、体育館面積は1,418㎡で開校しております。しかし、平成20年度の生徒数は、394人となり、579人の減少となっております。一方、金津中学校はと言いますと、昭和39年に生徒数1,234人、クラス数27で、校舎面積7,281㎡、体育館面積2,686㎡で開校しておりますが、平成20年度の生徒数は、546人と減少し、生徒の減少数だけで言いますと、芦原中学校の579人に対し、金津中学校は、688人と109人も

多く減少しております。そこで、両中学校建築後の補修状況を調べてみますと、芦原中学校は昭和63年に事業費1億200万円を懸けまして、体育館の大改修のみを行っております。一方、金津中学校はと言いますと、昭和61年、62年、63年、平成元年、2年、4年の6期に分けまして、総事業費3億2,537万円で各校舎の大規模改修工事を実施しております。この間、体育館は、ぜんぜん、やっておりません。そこで、最近の中学校改築を調べてやりますと、滋賀県の日野町立日野中学校が、平成19年度に生徒数610人で、延べ床面積7,946㎡を平米単価、1㎡ですね、平米単価約18万円、これを坪単価に直してやりますと約59万4千円で改築をしております。ごく最近ですが、今年の2月11日に落成しました越前町立朝日中学校は、生徒数340人で校舎面積4,352㎡を平米単価17万6千円、坪単価に直してやりますと58万8千円で改築をしております。ここで、校舎の建築単価は、越前町立朝日中学校、また体育館の建築単価は昨年11月の臨時議会で示されました平米単価16万円をベースにしまして、これを基に計算してやりますと、芦原中学校は、平成20年度で先ほど言いましたように生徒数が394人になっておりますから、校舎面積を開校時より2割減の6,400㎡で計算してみますと、建築費用は11億2,640万円、武道館を含む体育館面積は、2千㎡としまして、建築費用が3億2千万円、トータルでは、14億4,640万円となります。この数値は、昨年11月17日の臨時議会で決まった芦原中学校のリニューアル案、ここで14億2千万円とほとんど変わりがありません。また、市長が平成19年10月19日提案しました財政状況見通しの中で示されました芦原中学校の改築費用25億円と比較してみても約10億円も安く建て替えることができます。また、金津中学校は、冒頭で申し上げましたように、校舎を6期に分け、3億2,537万円で大改修をしておりますから、ここでは、体育館の改築のみを考えてみますと、2,700㎡で4億3,200万円となり、当初、改修費用10億5千万円から4億3,200万円を差し引きますと、6億1,800万円でこれを校舎の改修に充当できます。また、両中学校の事業費合計ですが、これは24億9,640万円となり、改修費用の25億円以内に納まります。

そこでお聞きしたいと思います。先ず、一つ目、一昨年10月の財政状況見通しで示されました芦原中学校改築の意気込みを後退させた理由はどこにあるのかと、それから、二つ目ですが芦原中学校は、今ほど言いました14億4,640万円で改築、金津中学校は体育館を4億3,200万円で改築、校舎は6億1,800万円で改修を私のシミュレーションをどのように捉えておられるのか、この2点について、お聞き願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「平成19年10月の財政見通しで示した芦原中学校の改築の意気込みを後退させた理由について」のご質問であります。私が市長に当選させていただ

いた公約の一つは、「芦原中学校、金津中学校、2校の存続」でありました。

また、その存続の形態としては、芦原中学校を26億円以下での改築、金津中学校は、耐震診断の結果を受けて、整備方針を決定する、というものでした。

しかし、平成19年12月の市議会定例会では、「芦原中学校改築、金津中学校大規模改修とした形態での“2校存続”」を盛り込んだ新市建設計画の変更議案に対する議会の判断は、否決でありました。

この結果を受け、平成20年2月の市議会臨時会で、市の「芦原中学校改築・改修、金津中学校改修」の案に対し、「芦原中学校を大規模改修」と議会の一部修正する議案が可決され、ようやく「2校存続」が正式に決定したことは、議員ご承知のとおりであります。

その後、芦原中学校の耐震診断結果を経て、教育委員会において、芦原中学校体育館の改築を含むリノベーション3案を提案し、中学校建設調査特別委員会及び市議会全員協議会でご協議をいただきました。

その審議結果は、「25億円規模のリニューアルでの整備方針が、議会の意見の大勢を占める」と伺い、「これ以上、老朽化の著しい芦原中学校を放置することはできない。」そして、「一日も早く子どもたちの教育環境の整備を。」と私自身苦渋の決断をいたし、昨年11月17日の市議会臨時会で、両中学校約25億円規模での改修の承認をいただいたものであり、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、2点目のご質問につきましては、教育部長から答弁いたさせますのでよろしくようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 穴田議員の「芦原中学校は、14億4,640万円で改築、金津中学校の体育館を4億3,200万円で改築、校舎を6億1,800万円で改修する案をどのように思われるか。」とのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員が只今ご紹介のありました越前町立朝日中学校についてでございますが、校舎は、鉄筋コンクリート造りの2階建て、建築面積が4,352㎡、延べ床面積が7,562㎡、各学年普通学級4クラスの12学級の構成となっております。

一方、体育館につきましては、武道場などを含め、建築面積が1,989㎡、延べ床面積が2,588㎡となっております。

なお、建築費は、設計額ベースで校舎が約14億7,800万円、1㎡当たり19万5千円、体育館は約5億3,500万円で、1㎡当たり20万6千円となっております。また、外構工事及び備品購入などを含めた総事業費は約23億3,000万円となっております。

平成21年度の芦原中学校は、生徒数が399人、普通学級の編成は1学年が5クラス、2学年が4クラス、そして、3年生が5クラスの計14学級となります。

単純に比較することは困難と思われましても、議員ご提案の総事業費14億4,000万円余りの工事費での改築は不可能かと思われまします。

また、金津中学校につきましても、体育館の改築は、朝日中学校と比較した場合、解体工事等も発生することから4億3,200万円での改築は困難であり、校舎につきましても、前回の改修では、電気、給排水設備及び備品などはほとんどが未着工となっています。更に今回、耐震補強工事に3億6,500万円程度の費用も必要と判断されていることから、議員ご提案の6億1,800万円での改修も不可能かと考えます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、教育部長の方から数字を提示してくれました。皆さん、これで何故やね、教育部長と私の数字が違うのかということだけ、皆さんにここでお知らせしておきたい。と言いますのは、私の調べた数字は、あくまでも単純建築単価であって、諸経費等は含まれておりません。ですから、ここで2億なり、3億なりの数字の違いが出てくると、そういうことで皆さん、一つご理解をお願いしたいと思います。

それから、今、教育部長が言われました金津中学校ですね、金津中学校の校舎に関しましては、私も先ほど言いましたように6期に分けて3億3千万円ほどでやね、大規模改修をやっております。その中にいろいろな項目がやね、やってないと、こういう話なんですけれども、先ほど来、話に出ておりますように平成19年の10月19日に出されました市長の財政状況見通しの中では、金津中学校は、6億4千万円を懸けてやね、改修をやりますと、こういうふうになっていると思うんですよ、そうしますと今の教育部長の答弁ですと、それは、2年間経過しておりますから、その間諸々の事情が発生しましてやね、状況も変わってきているとは思いますが、あまりにもやね、ちょっと差が出すぎてきているんじゃないかと、そういう感じを受けるんですけれども、これに対しましてやね、何か答弁があったらお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 議員おっしゃるとおりでございます、一定の経年変化がございます。それに伴いまして、やはり、その都度、その都度ご説明を申し上げてきましたけれども、やはり、大きな問題としましては、耐震補強工事が、かなりウエイトを占めるというようなことと、それから、リニューアルでの改修ということになりますと、この際、建築設備、それと外構工事もなるべくこの機会に工事を実施したいというふうな考えが教育委員会の方にありますから、そういった金額の差が出てこようと、そういうふう判断しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 解りました。理解できます。それでね、私、先ほど言いましたように越前町というのは、これも平成の大合併でもってやね、2つか3つの町がや

ね、合併してできた新しい町だと、越前町の人口というのは約25,000程の人口を持ってるんですね、そうすると、人口を比較してやりますと、あわら市は31,000持っていると、6千人程の差があると、にもかかわらずですよ、にもかかわらず、それは統合中学校にしましてもやね、やっぱり、越前町は子供達のためにやね、子供達のために教育現場をやね、教育環境を整備してやろうと、何はさておいても整備しましょうと、こういう意気込みというやつはやね、我々も当然考えていかざるをえんのじゃないかと、それと冒頭にも申し上げました。芦原小学校の3年生、4年生の子供達もやね、私らは、新しい中学校、新しい芦原中学校に入れるんだと、こういう気持ちを持っております。ですからやね、理事者、あるいは、議員は当然のこと、こういうことも念頭に入れたやね、やっぱり取り組みをして行かざるを得ないと、私はこういうふうに考えます。ただ単に財政が厳しいから、あるいは他のことがあるからと、これだけで事が済まされるような問題じゃないと、私、常々言ってますように市長の公約の中にもありました。第二の合併をにらんでやね、行政を進めて行く上にもあたってもやね、やっぱり、あわら市は、財政は厳しいと、あわら市だけが厳しいだけじゃないんですよ、これ。全国的に厳しいんですわ。その中からお金を工面すると、ましてや昔から日本の国は、これは、頭の良い国だと、何故、頭の良い人がたくさんいるかと言ったら、これ教育に力を入れてきたからなんですよ。ですからやね、やっぱり、何はさせておいても、教育環境の整備、これは当然のことじゃないかと、私は思っております。ですから、子供達が、あるいは、子供達の夢、希望を裏切らないためにも、ただ単に耐震診断をやってやね、耐震補強をしていけば良いんだと、一番、一番ですよ、安易な気持ちでもって、行政を押し進めて行くと、こういう考えは、もちろん改めていただきたいと思えますし、我々、議員も残すところ後6月30日までの任期ですから、3ヶ月ちょっとしかありません。ですが、この間、残された期間、まだまだありますから、私は私なりに、もう一回シュミレーションを為直しまして、次に議会に、次の議会に再度、芦原中学校、金津中学校の整備問題ですね、これを取り上げて期待とこのように思っております。ですが、くどいようですけれども、子供達は、あわら市の宝なんです。この宝物を粗末に扱うようなことをやって何がやね、あわら市が住み良くなるまちづくりなんですか。やっぱり、子供達を大事に育てていくと、我々の宝物は、宝物として、育てていくと、こういう気持ちを私は、いつまでも持ち続けていきたいなと、このように思っております。

これで、私の質問をここで終わります。

坪田正武君

議長（東川継央君）　　続きまして、通告順に従い、9番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）　　9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 通告順に従い、9番、市政会、坪田正武、一般質問をさせていただきます。本日は多数の一般質問がエントリーされており、前文は省略させていただきます、早速、本題に入ります。よろしくお願いいたします。

先ず、一回目の質問をいたします。質問内容は、2年前の橋本市長、選挙時の公約にした、私が目指すあわら市制、4項目についてであります。一項目、芦原中学校及び金津中学校大規模改修を早急に着手し、全ての子供達に全ての先生の目が行き届く学校規模を目指します。二番目、若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり、三番目、市民感覚で透明な行政運営、四番目、第二の合併を視野に、第二の合併について市民の皆様と語り合いたいと思います。以上の公約に対しての実践度は、また、この2年間の実態を踏まえて、軌道修正はあるのかをお尋ねいたします。また、関連しまして現在、金津中学校のソフトテニス部は、毎日約3kmの道をランニングしながら、トリムパークまで雨の日も風の日も生徒がトリムまで行ったクラブ活動をしています。これは、いつまで続くのかをお尋ねします。

以上、先ず、第一回目の質問を申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 坪田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、公約の2つ目「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」について申し上げます。

まちの活力と人口は密接に関連しており、人口の増、それも若年人口の増加は、まちの活性化に直結します。こうしたことから、少子化と人口減少が進む現代にあって、あえて私は、この施策を掲げさせていただきました。

そして、その実現のため、就任2年目となる平成20年度において、庁内横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、多角的に検討を行ってきたところです。

平成21年度から新たに実施を予定している「乳幼児に対するインフルエンザ予防接種の助成制度」や「勤労者のマイホーム購入資金に対する利子補給金の適用範囲の拡大」、「ブックスタート事業」などは、こうした検討が実を結んだものです。

「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」に関しては、引き続き新たな施策の検討を行って参りたいと考えております。

続いて、「市民感覚で透明な行政運営の実現」について申し上げます。

透明な行政運営を実現するためには、市民の皆さんに正確でわかりやすい情報をお知らせすることが必要です。

そこで、平成20年度は、その実現に向けて、各部ごとの重点目標を定めました。

各部長が、事務事業の洗い出しを行い抽出した重点目標は、昨年5月に公表し、10月には中間報告を行い、今月中には年間の達成度を公表いたします。長くなりますので、目標や達成度の詳細については省略いたしますが、こうした取組は、職員の職務に対する緊張感を喚起し、結果的に入湯税の不適切な処理が明らかになるなど、透明な行政運営の実現に大いに貢献したと考えております。

この取組も引き続き行いながら、行政運営の更なる透明性の実現に努めて参ります。

最後に、「第2の合併を視野に入れた行政運営」ですが、先の12月定例会で山口議員のご質問にお答えしたように、あわら市にとって必要なのは、合併を視野に入れた行政運営であり、合併を前提とした行政運営ではありません。

このため、次の合併に備えて調査研究を行わなければならないのは当然のことですが、合併することを前提に市政を運営することや、新たな行政単位移行のための準備を始めることは、誕生5周年を迎えたあわら市にとって、適当ではないと考えます。

近い将来訪れることが想定される道州制への移行とともに、俎上に上るであろう次なる合併については、市民の皆さんと十分議論を行ったうえで進めるべきであり、こうした考えは、私の就任当初からいささかも変わってはおられません。

なお、1点目の両中学校の整備事業に対する取り組みにつきましては、教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 坪田議員の「芦原中学校及び金津中学校の整備事業に対する取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

整備方針の経過については、先程、市長が穴田議員の質問に対し答弁させていただきましたので、再度の答弁は控えさせていただきますが、今後の方針については、ご承認をいただいております整備方針のとおり、現在、学校の教職員など関係者の意見を聞きながら基本設計を行っているところでございます。

現在のところ、両中学校とも、平成21年度内の着工、平成23年4月の供用開始を目指し、事務を進めて参りたいと考えているところでございます。ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

また、金津中学校部活動でのトリムパーク施設の利用につきましては、現在のところ、ソフトテニス部及びハンドボール部が利用をしております。

授業終了後、トリムパークまで走って行くことや、帰りは保護者の迎えが必要なことなどには問題があると承知をしておりますが、反面、市内の施設を有効利用しているという面もございます。

今後、トリムパークの利用につきましては、再度学校内においても検討していただき、利用の是非を判断して参りたいと考えております。

なお、今、学校整備を進めるにあたっては、中学校整備の中には、校舎及び体育館の改修工事費のみとなっておりますので、テニスコートなどの整備等は含まれておりません。ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) はい、ありがとうございます。四つをですね、一件、一件ず

っと問い詰めてやりますと、非常に時間がありませんので、ちょっとランダムに、ちょっと質問をさせていただきますので、あっちいたり、こっちいたりしますので一つご勘弁をお願いします。先ずですね、今、市長の公約で学校問題はですね、これは市長の最大課題でありました2校存続が決定し、いろいろ協議の結果、リニューアル提案で事が進んでおります。このまま一日も早くですね、実施設計に入り、平成23年4月の開校を迎えられるよう、今、教育長が答弁あったように望んでおりますのでよろしくお願いをいたします。今、教育長の答弁の中にですね、トリムパークに行く生徒のことで、何か市内施設を有効利用したいというようなことをちらっと申したんですけど、具体的にどっかそういう場所があるのか、ないかを後で結構でございますが、回答をお願いします。私が山室なもんでございますから、しょっちゅう生徒がですね、本当に雨の日も風の日もばらばらと言いますかね、授業の終わり方によって変わるんでしょうけども、トリムまで来ております。非常に天気の良い時は、本人らも気持ち良いんでしょうけども、やっぱ、雨の日もですね、風の日もほとんど彼らはですね、傘差さないですね、特別、その冬の時ですね、その防寒着も着ていないですね、若さですから、そのままいっちゃうんでしょうけども、別にトリムパークの中で彼等、テニスクラブやるんじゃないで屋外ですから、それ以上にまた濡れるんかなと、特に冬場になりますとですね、暗い4時か5時くらい保護者の方がそれぞれマイカーで迎えに来ているのを見ますとですね、何かこう同じクラブ活動してても差があるのかなと、そんな思いがしますので、当面、難しいなという話ありますけども、さっき申し上げた市内施設、云々とありましたんで、これは一つ分かりましたらご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今現在、金津中学校隣にありますB & G体育館も施設でございますし、また、いわゆる金津中学校ではございませんが、芦原中学校では、農業者トレーニングセンターを使っておりますし、また、柿原グラウンドのテニスコート等も使っております。そういうことでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) ちょっと、今の教育長は、非常に無理な答弁だったような気がするんですね、ソフトテニス屋外ですから、一番良いのは、トリムパークが一番良いのが普通ですね、それが柿原行ってもですね、B & Gは室内ですから、これは剣道だとか柔道は使えるでしょうけども、屋外のものをどっかで使えるかなということをあえて確認したかったんですけども、B & Gもですね、それぞれいろんなクラブ活動が使ってますので、ちょっと、無理があるんかなという気がしますので、当面、トリムパーク行くのも致し方ありませんけども、さっき申し上げたように、今回の整備問題には、グラウンド等は含んでいませんって言ってましたけども、何らかの形でですね、彼らにですね、ほんの学校の敷地内にそういった練習ができる場所

を提供していただきたいなど、回答はいりませんけども是非、それは前向きな気持ちですねやっていたきたいと思います。

次ですね、若い世代が云々というのはですね、他の同僚議員が質問が後ほど出てましたので、これは、ちょっと割愛をさせていただきます。第二の合併を視野にということで、さっきの市長の答弁を見ましたけども、合併をしよう、いわゆる同じ市になろうという市があった場合はですね、あの街はものすごく魅力がある街だからくっつけたいと、あの街はどうもちょっとこういうことがあるから、ちょっとまいち考えたいなど、そんなことが僕はあるんじゃないかと思うんですね、だから、あわら市がですね、もっともっと魅力あるまちづくりを作ってですね、他の市から是非一つ、飛び越えても良いから、街と一緒に合併したいと、そういったラブコールが来るようなまちづくりにしないとですね、何にも声がかからないんじゃないかなと、近いところでは、石川県の野々市町はですね、非常にその金沢市からすれば、人口も多いし、財政も豊かだから合併したいというけど、野々市町はしっかりしてますからね、いわゆる金沢市との合併は、何か拒否しているんですけども、そんなまちづくりがあればですね、非常にありがたいなと思います。私、何が言いたいかと言いますと、先日の福井新聞にですね、福井市が合併3年目ですね、旧美山町、越廼、清水町の3町によるですね、市民意識調査を行ってデータが出ておりました。この中にいくつもあったわけですけども、合併してどんなことが出たかと言いますとですね、いくつもある中で一つはですね、結論的に住民活動の参加機会が減っている傾向がある、2番目に具体的には、地域行事の開催が減った、3番目、一体感がなくなった、また、生活道路の改修等、細かな要望への対応が低下したと、こんなことがありました。やっぱ、こういうことはですね、我があわら市でもですね、アンケートを取り、本当に市民は何を考えているのかということをするんですけど、違ったものが見てくるんじゃないかと、こんなことを思って、橋本市長にですね、軌道修正があるのかという問いかけをしたんですけど、これに対して何かひとつ、アンケートとか、そういうことがあるんじゃないのか、ちょっと、お尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 第二の合併を視野に入れてという公約について、坪田議員で4人目か5人目のご質問になろうかと思えますけれども、議員さんの中からもそういう議論が徐々に徐々に出てきたということ事態がですね、私にとっては、大変、ありがたいことで、是非、これは議会の中でもですね、更に、これから議論を進めていただければありがたいなというふうに思っております。合併と言いますと、必ず、メリット、デメリットがあります。デメリットの部分になるべく押さえながら、運営をしていくということが、合併後の市政に与えられた課題かなというふうに思っております。これは、この前の合併5周年の時にも、ちょっと先ほど、大下議員もご紹介ありましたが、あの時も申し上げましたが、一般的にですね、合併をするとやはり、行政範囲が広がりますから、その部分を市民と行政との関係が希薄

になるのではないかと、それから、いろんな地域での事業もですね、旧町単位の時のような一体感が段々、薄れてきているのではないかというようなことが一般的に言えると思います。今、議員の方からご紹介があった福井市のあそこは、編入合併だったと思いますけども、編入した地域でのご意見というのものもあるほどそのようなことだろうなというふうに私も思います。そういうことはなるべくないようにですね、できるだけ努力はしていかなければならないというふうに思っております。

今、合併後のことについてのアンケートなりをするつもりはあるかというご質問ですけれども、今のところ合併5年経ったこれを機にですね、合併がどうであったかということについてのアンケートは、ちょっと今、私は考えておりません。その合併そのことについてのアンケートよりもですね、常日頃の行政に対する思いだとか、まちづくりに対しての考え方を精一杯市民の皆さんから、あるいは議員の皆さんを通じてですね、お話を伺っていくということの方が今は大事なかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) はい、分かりました。参考までにですね、後ほど、八木議員が何か質問になってましたけど、今、あわら市が地域型スポーツを目指そうとしていますね、市民がですね、どの程度、スポーツに携わっているんかちゅうようなことをすでにアンケートを取ったんですね。これは、スポーツ課に後で教育部長の話があるのかしれませんが、約30%の回答でですね、ほとんどスポーツをしていないと、やる人はしょっちゅうやるんでしょうけども、やっぱアンケートを取ってみるとですね、やっぱ、いろんな見えないことが見えてくると、そんな思いがしますので、何か機会がありましたらですね、本当にあわら市民は、合併の事をどんな事を思っているのかなと、一つ我々が耳に入ってくるのはですね、旧金津町にあったいろんな夏祭りだとか、夏のイベントそういうものが全く無くなって、いわゆる旧金津町としてのですね、お互いの融和と言いますか、親睦が減ってしまったんやと、旧芦原の方に行ってますね、湯かけまつりだとか、いわゆる北潟湖畔の観月の夕べだとか、どうも旧金津のものが集まる場所がなくなったよと、是非、そういうもの一つ復活してほしいと、そんな声もありますのでね、今年予算を見ますとそういうこと入っていませんでしたけども、そういうことも是非、市長はですね、考えていただきたいなと、答弁はいりませんが、是非、お願いします。

では、次に2番目のですね、質問をいたします。市長おでかけトークについて、お尋ねをします。市長はお出かけトークを実践し、どのようなことが見えてきたのか、また、トークの中身はどのような形で市民に反映しているのかをお尋ねします。

私は、お出かけトークは、悪いわけではありませんが、各地区の要望事項に対する回答は、市政懇談会等で各部長より、口頭回答を貰いますが、私は、市長自らが現場を視察し、書類だけでなく現場を見て対応できないか、地元の関係者は、それを望んでいるのではないかということでもあります。これに対して回答をお願いし

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えいたします。

市長お出かけトークは、各区や各種団体の方々とひざを交えて話し合うというもので、市民の皆さんから直接お聞きしたご意見やご提言を市政に反映させていこうというものであります。

この市長お出かけトークの実施から見えてきたものや、市政への反映についてのお尋ねであります。実は、私が就任して現在まで、まだ2回しか実施をしておりません。したがって、残念ながら現段階でその結果について申し上げることは難しいものがあります。

しかしながら、「市長お出かけトーク」のほかに、各地区や他の集会等に積極的に出席しており、市民の皆さんが今どのようなことを行政に要望されているのかという生の声を聞かせていただいております。

ちなみに、平成19年度では15回、正確には把握しておりませんが概ね250人あまりの皆さんと、平成20年度では現在のところ6回、概ね150人の皆さんと語らいの場をもっております。

このような市民の皆さんとの直接対話というものは、市民の目線に立った行政運営を進める上で大変参考になるものであり、私といたしましては、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、各地区の要望事項であります。これは旧金津町のときから続けられているもので、合併後、芦原地区からも要望書をいただくようになっております。

この要望書は、毎回同じような内容のものが沢山ありますが、今、各地区においてどのような課題や問題があるのかということ把握する上では大変重要なものであると思っております。

回答につきましては、すべてを文書で行わせていただいている訳ではありますが、議員もご存知のように、土木関係の要望がほとんどであり、担当課においても現場確認とその対応に苦慮しているところであります。

このような中で、市長自らが現場を視察して対応できないかということではありますが、現在のところすべての現場を視察することは、日々の私の日程の中ではなかなか難しいものがあると思っております。

しかし、数多くの要望の中で、市民の皆さんの生活に直結する重要な案件につきましては、担当課とも十分協議して、要望に応えるよう努力しておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) はい、要望事項というよりもですね、私、いろんな市民からあるのはですね、もちろん、今、市長が申し上げた側溝整備だとか、いろんなそうい

う問題があるんですけど、今、一番近いところはですね、実はカラス対応なんですね。これは、坂の下地係だとか、花乃杜、ここに本当に寒気するほどですね、カラスが夕方になると来ておりまして、そういった市民の方から、何とかしてくれということで声もありますし、現に市の関係にもお話をした話があるんですけども、ほとんど焼け石に水という言い方はおかしいけども、なかなか、対策ができていないんで、これをちょっと後で回答いただきたいということですね。もう一つですね、市長、これね、昔の今立町長の若泉征三さんという町長がいらっしやって、市長ご存知だと思うんですけど、あの方は、要望書が着ますとですね、関係職員と一緒に各集落の関係者、区長さんとかへですね、3ヶ月くらいかかってですね、ピンポイントですっーと回って歩くんですね、ああいう方ですから、すぐやれ、やれということで即断するんでしょうし、そこに一緒に携わった区長さんなんかは、これはありがたいということなんですけど、後で職員に聞きましたらですね、町長の感覚でどんどんやれやれって言ったけど、やっぱり、予算なり、いろんな手順もあるし、順番もあるんでなかなか苦慮したということがありましたけども、本当に悩みを直接町長が見てくれたちゅうことで、やっぱり、すぐやらなくてもですね、安心するということがあると思うんですね。やっぱり、口説きなんですね、これは、例えば良いのかわかりませんが、お嫁さんがですね、たまに盆やお正月に実家に帰ってきてですね、自分の母親に先方の姑さんなり、家族の愚痴をこぼすと、どうにもならないんだけど、真剣にその母親なり、その身内のものが聞いてもらえるとですね、何か肩の荷が下りたなと、また、それを起爆剤にして、また、嫁いだ先へ行く。そんなこともあるんじゃないかなと、最近は、若い子は別居が多いですから、一概に言えませんが、やっぱり、姑さんなんかと暮らしているお嫁さんはですね、やっぱり、帰ってくると口説きを母親に言うと、母親はですね、それがあたり前なんやと、それが一つ試練だということとですね、娘に言い聞かせて、また、帰ると、それと同じようにですね、市長も現場へ行って見ていただいて、いや、実はこんなんで、実はもうちょっと待ってくれと、市長自ら声を聞くと、地元のものもそうかと、市長の苦しい顔を見ればそれ以上言われんなと、一つのパフォーマンスも必要だし、そういったことを一つ、今後できないんかなと、ちゅうことや、机上の論懸けより、やっぱり、百聞は一見にしかずで、現場へ行って見るとですね、思いもよらない現場が見えてきますのでね、是非、それは時間を作っていただいて、実践していただきたいなと、こんな思いがしますので、それを含めた例のカラス対応の方から一つよろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今、坂ノ下のカラスの件でございますが、実は、私が議員時代にも、近くの住民の方から苦情が寄せられて、私も当時、担当課へ行っていろいろ話をして大変、苦慮したと聞くことがございます。そのことにつきましては、また担当部長の方から答弁させますが、2点目のいろんな市民からの要望があることに

については、実際、現場に市長が赴いて、直接現場を見るなり、市民の方、あるいは区長さんと話をすべきではないか、というお話です。大変、これは私も重要な事だと思っておりますし、今後も努めて参りたいと思います。先ほど、すべての地区要望場所を回る事はなかなか困難であるという答弁をいたしました。それはですね、例えば、議員も良くご存知だと思いますが、門型側溝の希望が大変、おおございます。これを全て見て回ろうと思うと、ほとんど、全ての道路を見てまわらなきゃならないというようなことで、そう意味でなかなか困難であるというふうに申し上げました。

それ以外でですね、これはなかなか大きな問題だなと、点だなと言うところについてきましては、なるべく私も現場へ赴いております。例えば、坪田議員が地区の区長さんをお連れになってご要望されたところもですね、すべて私は現場を見ておりますし、そのことは、地区の方々もお認めいただけるのではないかと思います。

後ですね、いろいろと区長さん方との市政懇談会、あるいは懇親会の場ででもですね、いろんなご提言があれば、私は担当の方に命じまして、必ず数日の内に返答するようにというふうに指示しておりますし、今はそのようになっておりますので、多少は風通しが良くなっているのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長(坪田清孝君) 先ほどのカラスの件につきまして、答えをしたいと思います。近年ですね、都市化によりまして、非常に自然と言いますかね、林やら森だとかこういうものが、やはり、無くなっているという現象が今のカラスの被害が増大している一つの大きな原因の一つとなっております。そういう中にありまして、そういう中にありましてですね、特に坂ノ下、それから花乃杜の近くにはですね、八幡神社のような森がありまして、そこが一つのねぐらとなっているかと思われまして。そのねぐらに帰る前にですね、その坂ノ下やら花乃杜に一時ですね、一旦その全カラスがですね、一旦、集合するという習性があります。あくまでも、集団で群れるという習性がカラスには特用の習性がございまして、そういう状況になっておるとというのが現場の状況かなと思っております。

対策といたしましては、基本的には猟友会によるところのですね、猟銃による駆除ということも考えられますが、基本的に今、その地域は生活の空間の場ということもございましてですね、この猟銃の使用というのが不可能な場所でございます。従いましてですね、一昨年でしたかと思いますが、爆音機によるですね、威嚇というものも実際行って参りました。しかしながらですね、非常にカラスは頭が良い鳥でございまして、我々以上の知恵を持っておりまして、しばらくすると慣れてしまいうんですね。その時間帯だけ逃げてしまうという、また、戻ってくるというようなこともございまして、あまり効果が出なかったというのも事実でございます。今後ですね、基本的にもうちょっと地域の人やもう一つは市民生活課等とも協議しながら

らですね、対応はもうちょっと考えていきたいという具合に思っておりますが、いずれにいたしましても、その現時点では、餌場となるですね、農地での捕獲ですね、駆除対策が一番最良な方法かと考えておりますので、一つご理解賜りますようよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) はい、なかなかカラスはですね、本当に今、話したように頭の良くてですね、追いかけても、追いかけてもどっか行くわけですけども、一番良いのは、木を伐採すれば、どっか行くんでしょうけども、それは、いろんな地権者だとかですね、昔からのやっぱそう簡単に行かんでしょうけども、私、昔、テレビで見たことあるんですけども、東京とはね、巣箱みたいなカラスのあれを作ってますね、いっぺん入ってしまったら、もう抜けられなくなるとそういったおとりのような箱をいくつも作ってますね、確かに見ましたら、そういくつもかかってませんでした。けど、やっぱね、地元住民に対してはね、やっぱこんなことをしてるんだという態度で示さないとね、ただ、空砲を撃ってね、ただ、パンパンやってるんでは、それこそ子供騙しであって、住民の方も納得しないんじゃないかなと、やっぱ、本当にあわら市の関係者はですね、そのために汗流しているな、というようなことも見せていただかないと、また、同じことになると、一番、単純な私の思いで思ったんですけども、鳥は、煙にものすごく弱いんですね。虫でも何でも、松くい虫の防除っちゅうのは、いわゆる、煙が発生するものを山の裾において、煙が上がっていくことによって、松くい虫がどっかに飛んでいくわけですね、私、夕方になったらね、そういう煙をね、あれば何も煙は上に上がっていくわけですから、地元の方にも公害が発生するわけではありませんから、いわゆる、とてもじゃないけど、カラスは、この森にはいらねえよ、というようなそういった煙を発生するもの常に発していればですね、どっか行く、どっか行ったとしても始末せんならんのでしょうけども、やっぱ、ああいう、その一番、住民が住んでる住宅地からはですね、離れた方がいいんじゃないかと、一番安く上がってるだから、下手なお金懸けるよりも煙さえ出せば、空砲よりも僕は早くいくんじゃないかと、こんな思いも一つ、私の案ですけども、やっていきたいということで、時間がありませんので、回答いりませんけども、何か、そんな策を一つですね、考えていただきたいなと思います。

最後にですね、3番目の質問をいたします。

先般のですね、3月2日の本会議の市長行政報告の中に当初、市内一円を全てをカバーできるMCA無線方式でのシステム移行をする方針であったが、北陸総合通信局の指導により、旧芦原町区域で整備をされているアナログ式を併用とあるが、これを採用する事により、どのようなメリットとデメリットがあるのかをお尋ねいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 3点目の坪田議員のご質問にお答えをいたします。

防災行政無線の実施設業務の進捗状況につきましては、本定例会初日の行政報告の中で、市長がご報告申し上げました。

その中で、当初、市内一円をすべてをカバーできるMCA方式でのシステムに移行する方針でございましたけれども、総務省北陸総合通信局の指導等によりまして、現在、旧芦原町の区域で整備されているアナログ式を併用して整備を検討していると、ご報告をいたしました。

この理由の1点目といたしましては、北陸総合通信局と一昨年11月に行った実施設に入る前の段階の協議では、市の計画を了承されたものと考えておりましたが、今回の基本設計をもつての具体的な協議におきまして、既設の設備の経過年数から見て、これを廃止してすべてをMCA方式に移行することに強い難色を示されたことが挙げられるところでございます

また、業者に現地等を確認させまして、既設のアナログ式の同報系設備は、耐用年数をほぼ経過しているものの、さらに今後10年以上は使用に耐え得るとの報告があったことが2点目の理由であります。

ところで、既設のアナログ式を併用することによるメリット、デメリットはどのようなものがあるのか、とのご質問でございますけれども、まず、メリットといたしましては、経費の削減が挙げられます。

MCA方式と既設の防災行政無線とを連動するシステムを構築するため、これに要する費用約500万円が増加することになります。一方、既設の屋外拡声子局13本はそのまま利用できることから、工事費約3,200万円が減となり、差し引き、約2,700万円の経費削減が見込まれるものであります。

また、現在、芦原地区で各区長や消防団員の皆様に配付し、活用いただいております戸別受信機については、MCA方式においては市内全域における活用ができないものであり、アナログ式の既設防災行政無線を併用することにより、従来どおり、その活用が可能になることがメリットとして挙げられます。

例えば、集落から相当離れた場所にあるご家庭等に戸別受信機を貸し出し、これを活用していただくことで、文字どおり市内全域をカバーできるものと考えております。

一方、デメリットとしてあえて挙げるならば、先ほど申し上げたMCA方式と既設の防災行政無線とを連動するシステムを構築する部分については、一般競争入札を行う予定のMCA方式の設備本体の契約とは別に、既設の設備を整備した業者と随意契約を締結する必要があることが挙げられます。

また、既設の設備が使用に耐えなくなった際には、新たに、13本の屋外拡声子局を設置する必要が生じて参ります。

なお、整備後に発生いたします保守点検委託料、電波利用料、無線利用料などの

維持管理費の面では、M C A方式のみの場合と両システムを併用する場合とを比較いたしましても、ほぼ変わりはありません。

これらのことから、メリットの方が大きいと判断して、両システムの併用を決断したものでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) ちょっと、ばーっと部長が申し上げたんで、理解しない点がいくつもあるんですが、ちょっと、ランダムにお尋ねします。

M C A方式に移行するというときに強い難色を示したちゅうのは、どういうことで難色を示したか、ということですね。北陸通信局が。それと、今、現在ある旧芦原の無線機の周波数とですね、M C A無線機は周波数が違うと思うんですね、それと、搭載する車両にはどの無線機が子局が乗っかってくるんですか。基地は良いとしてですね、移動する車がですね、旧アナログ方式の移動局もM C Aの移動局も車に乗せるかちゅうこと、それから、例えば、災害があった時ですね、中央から被害状況を聞く時ですね、普段ならば、一つのマイクでですね、どうなってるんだ、何号車どうなってるんだということで問いかけると思うんですけど、片方は違った周波数で走らんし、こちらもM C Aで走らなあかんっといったら、常にマイクを2つ持ちながら切り替えてやっていくのか、ちょっと私の言ってることが、間違ってるかどうかわかりませんよ、けど、理屈から考えたらですね、M C A無線ちゅうのは、周波数違うんですよ。それから、今のアナログも周波数が違うんです。ところが、発令する中央監視課か中央室はですね、一つのいわゆるアンプを持ちながら発信するわけだから、その時はどんな振り替えをしながら非常事態に対応するのかっということがちょっと、素朴な質問ですけども、もし、わからなければ、後で結構ですけども、皆さんも同じ、車両に2台積むんですかね、以上お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 先ず、第1点目のですね、総合通信局から強い難色が示されたというその理由は何かということでございますけども、通信局からはですね、未整備エリアを先ず、市内全域を防災無線整備をすることを指導されているわけでございます、先ず、空白地域を優先的に整備するように指導を受けておるところでございます。

それから、既設の同報系無線の配局ですね、これにつきましては、すでに免許の更新、総務省の総合通信局ですね、免許の更新の観点から、現時あるこの既設の無線についての配局は望ましくないと、いろいろ調査いたしますと、まだ、10年、更には、良好であれば、現在までの維持管理状況から見ますと15年は使えると、いう見解を示されているわけでございます、先ず、その空白地域を埋めることを考えてほしいと、既存の施設をそれを廃棄してまで免許を切り替えてまでですね、全てをM C A無線にする必要はないというご指導でございました。

それから、周波数が異なるアナログとそのMCA無線のですね、移動車両ですね、これが上手く連動できるのかという話でございますけれども、あくまでもですね、移動系の車両から各子局へ通じてですね、情報を流すということは現在、考えてございませんので、あくまでも、移動車両から基地機へ入りまして、基地からですね、全体的に防災情報を流すという形にあらうかと思っておりますので、いわゆる、MCAの移動無線機からアナログに飛ばすということは、現時点はそういうことは、考えていない設計になってるかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) 今、だいぶん、時間が経過しましたので、ちょっと、深く言いますと、私は、さっき申し上げたのはね、この庁舎にいわゆる無線の基地局があるでしょう、本局が、で、いわゆる移動の車が何台か、いろんな、それはもちろん業務で使ってるんでしょうから、いくつも何台も車走ってるのに、こちらから、その子局に飛ばす時に、その車両は、アナログ方式の、旧芦原町の子局が乗ってるのか、片方はMCA無線の子局が乗ってるのかということ、MCAはMCAしか飛びませんから、いつも2台乗せるかということをお尋ねしたかったんですよ。今、わからなければ、後ほどで結構ですけど、わかる範囲で結構ですけど。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 移動系といたしましては、車載形、現在12台計画をいたしております。それから、携帯の無線ですね、これも9台、それもポータブル型1台というような、そういう移動系を今回、整備をしたいと思っております。その移動系無線から基地へ入りまして、そこから、各防災無線の子局へ放送をするというような考え方でございますので、その辺はあまり支障がないかというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) ちょっと、100%理解できないところがありますので、また、追ってお尋ねをしたいと思っております。以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。なお、午後は1時再開といたします。

(午後12時05分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

関山博夫君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 7番、関山でございます。先ほどから、私、6番目でございますけれども、いろんな多岐に亘ったお話を聞かせていただいて、3月ということになりますと、人事異動という部分もあります。ここにいらっしゃる方の中で、卒業されていく方もいらっしゃるということでございます。そんな中で、この3月の一般予算、いわゆる当初予算というものは、市長の今回2年目と言いますか、過去の部分ではなく、今回、最初からご自分がすべて、采配したというようなことも伺っております。そういうふうな形の中で、あわら市が先ほど、宮崎議員からも昨年の9月ですね、サブプライムローン、更に金融的なものから世界同時不況という部分に突入してるんだよ、ということでございます。それは、我々も、肌身に実感していくわけでございますけれども、そういうものが、麻生総理の方では、3年後には、いわゆる平常な状態に戻したいんだというようなことで、景気対策を打たれているというようなことも、新聞、マスコミ等でですね、伺ってるわけでございます。そんな中で、この1,800の行政区の中の自治体の中で、私もその中の一員として、しっかりとこの行方をですね、見ていく、そして、市民の付託を受けた部分をきちんと補っていくと、ということが肝要かなと、そういうふうに思っております。それでは、私の一般質問に触れさせていただきます。

あわら市の特産物の推奨について、ということでございます。一点目のあわら市の特産物の推奨についての質問をさせていただきます。推奨というのは、言うたら、特産物というものを明確にブランド化していく、あるいは、そこまで行かなくてもいいんですけれども、いわゆるこういうものがあわらの産物ですよと、私も子供の頃から北部丘陵、そして、南部平坦というところの農業というものに囲まれて、もちろん、そこに在住されている方々と一緒にですね、この旧芦原町にありまして、5年前にはですね、あわら市ということで金津の方々と合流したわけでございます。そんな中で、残されたと言いますか、街以外の各集落の中では、あわら市全域がですね、やっぱり、あわらとして、特徴的なあわらを明確にしていくことが必要なんではないかな、そのように感じて、質問をさせていただきます。最近、地産地消ということばを良く耳にするようになりました。福井でも地産地消条例が制定されるなど、まさに、地産地消花盛りであります。しかし、地域の活性化や食育を考えた時、地産地消は、当たり前の話ではないかな、これは、行き渡ったんではないかな、というふうに思います。

さて、近年、あわら温泉の入り込み客数が減少の一途をたどっておりまして、昨年は83万8千人にまで減少し、平成に入って最低の入浴客数を記録いたしております。これも、今の先ほどの事例に伴ってですね、自然増、いわゆる、因果応報と申しますか、結果があって報いがあるわけでございますので、その世界同時不況というものが我々にまさに身に沁み込んでくるわけでございませぬけれども、私は、今、あわら温泉の状況は、昨今の経済情勢にも匹敵する、まさに危機的な状況にあると

考えているところでございます。100年に1度というものはですね、以前は、世界規模、いわゆる地球全体が先ほども、宮崎議員が言われましたようなインターネット社会の中で、同時に反応するというところでございます。そういう情報の共有化がですね、非常に、まさにどっかが悪くなると一発、地球規模的な意味でですね、経済の悪化が、いわゆる、瞬時に、いわゆる、伝達される、そういうような状況の中での自然源と言いますか、状況があって初めて下がってくる、そこで私は、地元で採れた産物をですね、特産品を地元で販売するという地産地消ではなくては、地産地販というような考え方を提唱するものであります。古くは、大分県の知事をされておりました平松さんという方がいらっしゃいましたし、昨今は、宮崎県の県知事でありあす東国原知事と言いますか、非常にマスコミには、もてている方でございます。そういうふうな方ですね、全国の市町村の中でのいわゆる、福井県もそうでございますけども、西川知事がいろいろそういうふうなことを考えていらっしゃるんですけど、その我々、県境のですね、一つあわらというようにところで、何か地産、そして、地販というものが取り組めないか、現在、あわら市内の農家では、かき餅やたくあんようの影ら干しと言いますか、たくあん干し等の加工商品が作られていますが、これらは、ほとんど、観光客の目に触れることはありません私はこれらの加工食品や農産物を旅館の売店に並べることによって、展示することによって、観光客との接点ができ、農産物に付加価値が生まれるのではないかと、結果的には、農産物販売の新たな機会創出が生まれ、農業の継続発展にもですね、寄与できるのではないかなと、そんなことを考えております。繋がるのではないかなと考えるものであります。

更に、地産地販の対象とする農産物や加工品については、市や観光協会等による認証制度を提案するものであります。具体的に申し上げますと、かき餅がですね、中番の藤田ハデ子さんという方がお作りになっている、それを要するにお作りになっている、そのパッケージがあります。それを例えば、我々は置いて売るだけではなくてですね、そこに、この商品というものが、例えば、あわら特産ですよと、あわらでの土を使った、そこで産まれた、育成された米をですね、使ったかき餅がこういうふうな形でできてますよ、というような、いわゆる、昔の子供で言いますと、いじめのような状態ですね、子供さんを育てような状況もですね、パッケージの中にですね、包んでラッピングして、そして、それをお客様にあわらの空気とですね、土、水、そして、光をですね、与えたものを、パッケージにしたものを、そこに一つ、何かブランド、いわゆるあわら市の推奨というようなことが、考えられないかな、ということでございます。この認証制度により、差別化がされた商品は、購入者に、購入者、お買い求めなる方に安心感を与え、安全性をアピールできるのではないかと考えておりますので、積極的に取り組んでいただきますよう強く要望するものであります。農業にとってのプラス、更に、観光におけるメリットにも繋がる地産地販の推進とその実践により、積極的、効果的、効率的な施策の展開について、市長の率直なお考えをお聞きしたいと存じますので、是非とも、前向きなご

答弁をお願いいたします。

一つ目を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 関山議員のご質問にお答えをいたします。

地域の活性化に向けた地産地消につきましては、議員ご指摘のとおり、私も極めて重要であると認識いたしております。

あわら温泉の宿泊者数の減少については議員ご指摘のとおりでありまして、その対策につきましては、議員も関係者のお一人として、日夜、心を砕かれておられるのではないかと推察いたしております。

私といたしましても、あわら温泉の活性化に向けた対策は急務であると感じており、特徴的な地場産品、いわば「こだわりの一品」によるイメージ戦略が重要であると、常日頃から考えているところであります。

さて、議員が提唱される「地産・地販」についてであります。平成19年度以降、県の補助事業を活用した農産物加工施設の整備が、市内各所で進められ、現在までに「かき餅」_ユ、「干し柿」_ユ、「越前そば」の施設が稼動しており、4月には、地元産にこだわった野菜ジュースやスープなどの移動販売がスタートすることになっております。

しかしながら、これら加工品の多くは、きららの丘やセントピアあわらなどで販売されているのみであり、あわら市の特産品と呼ぶ以上は、旅館や土産物店など、市内のあらゆる場所において、誰の目にも触れ、購入できることが重要であることは、議員ご指摘のとおりであります。

農産品や加工品の地元消費はもとより、地元販売の積極的な推進により、あわら温泉や地域の活性化を図ろうとのご提案であります。特産品のブランド化を図るためには、従来の農協関連施設での販売だけではなく、旅館内や土産物店での販売が重要であることは、議員と同様の思いを抱いております。

なお、地場産品であることを認証し、品質を保証する仕組みについてありますが、食品表示法の制約もあり、市はもとより、いずれの関係団体が行ったとしても、その導入は困難であると考えております。

しかしながら、例えば、「あわら産」であることをアピールするための「統一ステッカー」を作成するといったことについては、その効果も期待できることから、前向きに検討すべきものと考えております。

いずれにいたしましても、観光と農業の連携、さらには加工を含めた農商工連携は、極めて重要な施策であると考えております。

今後、旅館組合や観光協会、農協などの関係機関とも十分な協議を重ね、議員ご提案の「地産・地販」が効果的に実現できますよう、効率的な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君

7番（関山博夫君）ありがとうございます。それではですね、2番目の質問に入らせていただきます。中心市街地での歩道整備の進捗状況ということでございますが、一般的には、皆さんにご提示しているのは、危険箇所ですね、というところの危険箇所の点検をいわゆる、随時していただけないか、というふうなことでございます。

その中でですね、危険ということは、いろんなことがあるんですね、物が壊れているよ、ということとか、物が未整備であるよ、物はあるんだけど、上手く十分機能的に使われていないんじゃないか、ということのいわゆる、総合的な意味でのいわゆる、危険箇所と言いますか、未整備箇所と言いますか、そういうものをやっぱり先ほど、また、お話はあれですけども、いわゆる、現場を歩くということは、大事な事じゃないかと、いわゆる、車で通りすぎるだけじゃなくてですね、現場へ行く、現場へ降りる、そして、現場の方々とお話を聞く、あるいは、現場を自分の目で見るということも、非常に重要なことでございますので、市長もお忙しい中でですね、ご自分の目でですね、あわらの街の中を点的にもようするに、いわゆる、診断をされると、自分の目線で見るということも重要なんじゃないかなと、そんなことでございます。その中でですね、中心市街地での歩道整備の進捗状況について、お尋ねをいたします。街づくり、街の景観づくりには、道路構築物、そして、色彩、あるいは、その造形ですね、例えば、柳の木がありますよ、あるいは、ポプラの木がありますよ、そういうものを言ったら、いわゆる生活者とうのは、常にそこで慣れ親しんでしまってますから、それが、落ち葉が落ちたらどうしようとか、いろんなことを掃かなきゃいけないとか、そういう自分の問題意識だけになるんですが、そういうものと同時にですね、観光客なんかの場合には、いわゆる、いちべつするわけですね、この街はどうなんだろう、例えば、この景色はどうなんだろうということで、いわゆる非常にカメラアングルをもっているわけで、その中で良い住みよい街だなとか、あるいは、暮らしやすい観光地だなとか、そういうふうなことで、一瞥をするということでございます。そこには、道路構築物、色彩が重要でないか、中心市街地での歩道整備は、生活者のみならず、観光客にとっても、商業者にとっても非常に最重要課題であって、その整備の進捗状況をお聞きいたします。

あわら市の2つの市街地のうち、あわら温泉街の歩道整備の進捗状況について、お答えをいただきたいということでございます。

以上、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、具体的な形で一つお答えいただければありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） お答えをいたします。

現在のあわら温泉街は、昭和31年の芦原大火後に実施された区画整理を始め、東温泉、西温泉、更には二面温泉における区画整理事業などを実施しながら市街地

形成がされてきております。

これらの区画整理事業で、新たに用地を確保しながら幹線道路を含めた道路の整備がなされてきたところであります。

ご質問の歩道整備の状況であります。市街地を用途地域の区域と仮定すると、国道、主要地方道路、市道を合わせて、市街地の約8.3kmの道路に歩道が設置されております。

しかしながら、歩道が設置されているものの、幅員が狭いため再整備が必要な箇所もいくつかあるのが現状であります。

このため、市では、セントピアあわらから北の方へ延びる市道「縦貫線」において、平成17年度から21年度を目標に、市道「温泉7号線」までの区間約290mにおいて、再整備を行っているところであります。

また、温泉街の中心部に位置する市道「田中々舟津線」を始め、湯のまち駅前多目的広場の北側に位置する主要地方道路の「芦原丸岡線」など、一定の幅員が確保されている道路があります。

通常の歩道に求められている、安心安全の確保だけを目的とした整備であれば、現在の道路幅員の中で十分対応可能であります。この区域では、安心安全の確保のほかに、まちの景観に配慮した形での整備が必要となります。

従いまして、事業化にあたっては、これまでの議会定例会でもお答えいたしておりますように、温泉街に住む人にとっても住みやすく、観光客にも楽しんでいただけるような、総合的な、まちづくりの観点から整備すべきものであると考えております。

しかしながら、この様な、まちづくりの整備には、多額の経費を要することから、国や県の助成制度を活用するにしても、財政的に厳しい現状では、直ちに取り組むことは困難であります。平成21年度から予定している市町振興プロジェクトの中で、まちづくりの方向性について協議し、ソフト事業やハード事業の具体的な計画が出た段階で、検討して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) まちづくりというものはですね、市長は十分ご理解されていると思いますが、なかなか、いわゆるリーダー、首長というものは、発言に対して慎重であるのは当然であります。いわゆるそれだけを偏狭する、偏重することは非常に問題があります。従って、リーダーという、首長というものは、いわゆる公平に公正ということが、非常に大事な立場であると、従って、お言葉に対しては、非常に慎重で、ハード事業に関しては、慎重であると、それは分かります。しかし、考えて見ますとですね、今、NHKで「天地人」というものが放映されておりますが、その中の直江さんという、いわゆる方が主人公でやってらっしゃいますが、その主人といいですか、その上司であった上杉謙信、いわゆる儀というものを唱えたわけでございまして、決して、自分のところから、相手を攻めて、あるいは、攻めたも

のを略奪し、そして、自分のものに支柱に納めていくというような方ではなかった。いわゆる地域のというものを限定して、こっからここまでが私のテリトリーなんだと、いうことの中でですね、ようするに儀を重んじ、そして、市民といいますが、いわゆる国民に対して、国民といいますが、国のためですね、いわゆる村人達に対しては、愛をなしていったと、それが非常に大事な昔の武将のですね、一つの生き様でもあった。一人には、もう一人は、どんどん拡大していく、その侵略していく人であり、平定する人であると、そういう形の中で、いわゆる地域というものをあわら市を守る城主である市長のですね、一つ生き様としてですね、先ほど、道路の問題も含めてですね、申し上げた事を一つどう言いますか、今すぐとか、そんなことできないんで、必ず、お金がついて参りますので、そういう意味での国、あるいは県への積極的な、いわゆるご提言、そして、ご要望、そして、我々にその儀を与えていただければ、市長は、今現在2年目でございますけれども、この2年がですね、かなり、永続的な形でですね、地域の方々に支えられていくのではないかなと、そういうふうに思っております。

その中で3点目に入らせていただきます。

3点目は、若者が住み、産み、育てたくなる街づくりについて、その具体的なですね、私もどっちかというところ、商売しておりました関係上、あまり、まちの方と多く接することができないわけでございますその中で今、私も人生の仕上げとしてですね、60歳になりましたので、後どのくらいあるのかなというふうに思うんですが、その中でやっぱり頼りにするのは、子供であり、あるいは、孫であるというようなことでございます。先ほど、穴田議員からも子育て、あるいは、教育というものが非常に大事なことでであると、次の地域を残すためには、いわゆる限界集落にならないためには、地域を支える子供達がですね、いわゆる居ついでいて、そして、その中で、何かその無から有を産むというようなそういうものを頑張っていたと、あるいは、あるものを繋いで行くと、繋いで、いわゆる1 + 1 = 2ではなくて、1 + 1 = 5になったり、10になったりすると、そういうふうなことを考えるわけでございます。その中でですね、私、勉強会を開いておまして、心に留まるものが一つあるわけでございますが、それを一つ時間内で読ませていただいて、市長のご答弁をいただきたいかなというふうに思います。

二宮尊徳という方が、芦原小学校の玄関前にも、ちょっと日陰になってかわいそうやなと思うんですが、おります。佇んで薪を背負ってるんですね。その一日一言というものが、いわゆる致知出版社の中から出されております。その中の3月の1日の分と2日の分を続けて読ませていただきますので、しばらくご静聴のほど、お願いしたい。

積小為大という言葉があります。大事をなさんと欲せば、小なる事を怠らず、勤しむべし、小積もりて大となればなるなり。およそ小人の常、大なることを欲して、小なる事を怠り、できがたきことを憂いて、できやすきことを認めず、それ故、ついに大なる事はうたわず、それ大は小の積んで大となることを知らぬ故なりと、も

う一つ積小為大に2番目というのがありまして、2日目の分にわたるんですが、例えば、100万石の米といえども、粒の大なるにあらずと、粒が大きいわけではない、100万石は、こんなんじゃないですよと、米は米ですよと、ということです。万丁の田を耕すも、その生業は、一畝づつの功にあり、千里の道も一歩づつと歩みて到る。山を創るも一もっこの土よりなることを明らかにわきまえて、一生懸命がんばれということです。均整と言いますか、小なることを励めば、大なることを必ずなるべしと、小さなことを忽せにせず、忽せにする者、大なる事は必ずできるものなりと、そういうふうにならなくて、一つの文章になっております。

そういうふうな形でですね、いわゆるこつこつやるということは、ようするに例えば、今、私が言っているのは、道路、一本欲しい、それも大事でしょう。それは要するにビックプロジェクトと言いますか、この市においては、ビックプロジェクトですね、ここに田んぼと田んぼの間に一生懸命作ったんだから、道路が欲しいよ、それも大事ですが、いわゆる作られたものの整備点検、保守点検、そして、安心と安全と、そして、美観を伴った、景観を伴った、いわゆる観光地作りというものが私達は、今はっきり言いますと、派手派手なバブルの状況ではない、自分の身に合った、ようするに身の回りの、いわゆる整備方針がですね、問われているのではないかと、そんなように思っております。

まだ、5分ありますけれども、一つ、市長のですね、何か今まで勉強された、聞き及びますところによりますと、松下政経の方にもお顔を出されたりというようなこともございます。その中で、私達これからですね、私も市長のところにも今、ちょっと初めは行きにくいなと思ってたんですけど、そうではなくて、意外と優しい人だなとか、やわらかい人かなと思ひまして、出かけさせていただるわけでございますけれども、そんな中でですね、心、許すような形でですね、議員さん、皆さんとですね、これからは長くお付き合いいただくための、いわゆるさっき、門型側溝は、と言われると、何か門型側溝と出てくるんですけど、そうではなくて、やっぱり、そのお互いに合い照らすと、そして、小事をなして大道につくというようなこと、ちょっと、びっくりしましたけども、一つ心臓が弱いものですから、びっくりしまして、申し訳ございません。心臓の強い市長、何か一つよろしくお願いしたいということでございます。言葉、優しくよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今ほど、大変、含蓄のあるお言葉を読んでいただきまして、大変、私も目を瞑って、じっくり聞いておりました。小さいことでも、こつこつとやることによって、初めて大きいことができる、逆に言えば、小さなことも大事にしなければならぬとそういうお言葉かなというふうになっております。歩道整備の話と、ちょっと、どう関連があるのか、私、分かりませんけれども、なるほどなと思ひて聞かせていただきました。

今、お聞きして、ふっと自分の中に去来いたしましたのは、2年前の選挙のこと

でありました。私は、いろいろな各種団体ございましたけれども、そうではなくて、市民、お一人お一人の気持ち、一人では小さな力でしかありませんけれども、そういう皆さんの力を信じて、それを大事にすることに懸けたわけでありまして、そのことを今、思い出して聞かせていただきました。私は、人の話に耳を傾けることだけは、自信があると言いますか、十分お聞きしているつもりです。議員の皆さん方が市長室においてになった時も、もちろん十分お話は聞かせていただいておりますし、市民の方でもいろんなお話は、私は誠意を持って、要望は聞けるか聞けないかは別といたしましても、いろんなことは、精一杯誠意を持って聞かせていただいているつもりでありますので、そういう心のありようだけは、これからも、持ち続けて行きたいというふうに思っております。どうも、ありがとうございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 4分45秒ありますので、一つまた、よろしくお願ひしたいと思ひます。市長がですね、ケーブルテレビの中でですね、ランチミーティングですか、お食事をですね、一緒に食べましょう。600円ぐらいでやりましょう。良いことだと思ひます。そして、その時間はですね、市長のお話だけを聞くのではなくて、我々、要望をかけるだけではなくてですね、ディスカッション、要するにお話をそれぞれやっぱり、トークダウンしながらですね、言葉強くなく、いわゆる相手を思いやっていますね、いわゆる市民、一人一人がですね、その中に入っているんですね、その市民の方が、いわゆる市政に対して一つご提言ができるように、全てはですね、やっぱり前向きな、一つの方向性でないかなと、そういうふうに考えております。いわゆる前向きというのは、やっぱりやるべき方向へ向かうことであって、いろんなことで、やっぱりつまづきもあると思うんでございますけれども、残すところ2年間、今回、当初予算の中で与えられたものを噛み締めながら、ここにいらっしゃる皆さま方、お一人お一人が与えられた予算をですね、やっぱり、変え、あるいは持ち帰り、そして、その担当者一人一人がですね、大切ないうたら資源であると、それをですね、前回、ちょっと決算書を見せていただいたところ、いわゆる不用額も、だいぶ出てきております。いらぬものは、やっぱり返して、そして、いるものは、当然、使っていくと、やっぱり、有効な状況に列挙していくことが重要かなと、先ほど、ちょっと時間になりましたけれども、以前、2月の8日でございましたかね、市長がある会合の中で、いわゆる麻生首相が出てこられたと、そこで、2,250万円の定額給付金を、ご決意をされたと、その中でいわゆるそれは、2割でございますから、隣においては、1割、出さないところもある。その中で、早々ですね、我々、あわら市は、商工業者の活性化のために、あるいは、その生活住民の潤いのために2割というものをつけたんだよ、と言ひまして、ご納得いただいた。その中に、もし使わなかったらお返しいただきます。と言ひたら、麻生首相がですね、それは、おもしろいなと言われたと、本当にこのエピソードというのは、私はですね、そういうものが好ましいと思ひますね。ですから、優しさの中でもや

っぱり、厳しさは当然あって、ただ出せばいいんだと、出してもう知らないで、そういうんじゃないで、そうしますと坂井市は、1,000円でもですね、つけて、もうすでに完売してしまったんだと、いわゆるあの赤い旗を見ますと、坂井市プレミアム商品券取り扱い店、あれもですね、あわら市も堂々とですね、いわゆる赤であるのか、青であるのか、白であるのか、それは知りません。しかし、そういうふうな形です、市長の前向きな考え方に対してですね、私達も頑張っ、やっば、一生懸命使って活かしていただく、まわしていただく、ということでないかなと思いますけども、市長、まだ、ちょっと、1分30秒ありますから、何かそこらへんども含めてですね、先ほどのお話もいただければいいかなと、何でもいいです。どうぞ、はい。すいません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ランチョン・ミーティングの件でありますけども、先ほどの坪田議員のご質問とも関連しますけども、いわゆる市長お出かけトークという制度が従来からあったわけですが、この制度で懇談を申し込まれる方は、大変、まだ少なかったわけですが。それ以外の形で市民の皆さんと直接の懇談は、かなりやってみるつもりですが、それは、先ほども申し上げました。もう一つ、何かないかなと思ってた時に昼休み時間に昼ごはんを食べながら気楽にですね、市民の皆さんと直接懇談する企画はどうかなと思いついたわけですが。市長室の隣に市長応接室、立派な部屋がありますけども、なかなか一般の方は入れませんので、そういうところに来ていただきながら、リラックスした形での懇談を企画したわけですが。

実は、一組だけ申し込みがありました。但しですね、それは、市長応接室へ来られるのではなくて、市長、お前が出て来いと、但し、会費は1,000円であるということでございまして、お伺いしましたところ、13、4人の方がおられまして、手作りのそばを出していただいたり、地元の食材を使った料理をですね、お昼ごはんとして、提供していただきまして、そこで大変、有意義な懇談を持たせていただきました。こういうことをやっばり、これかれからも続けていければなと、いうふうに思っております。

それから、もう一点は、プレミアム商品券のことであつたかと思っておりますけども、これは、もう既にご報告しておりますが、私としては、どの事業でも同じなんですけども、ただ単に、この予算付けをするということではなくてですね、なるべく、その実効性の上がるような事業展開をしたいなと、常日頃思っております。で、今回は、市の商工会の方からのご提案であつたわけですが、私といたしましては、市としても精一杯の努力をさせていただきますと、ただし、やはり、主催である商工会の方も、やはり、知恵を汗を出していただきたい、ということで大きな決断だったわけですが、市として15%を見させていただきまして、何とか、残りの5%を商工会でもっていただきたいと、そうすることで、2割のプレミアムがつきます。これは、非常に使う側から見ても、魅力のある商品になろうかと思っております。

で、そういうことをお願いしたわけでありまして、ただし、商工会がこういう事業を始めますと、印刷費だとか、諸々の事務費がかかります。私は、この事務費に対して補助をするつもりはありませんでした。もし、この事務費にまで補助いたしますと、これは大変失礼ですけども、商工会としては、非常に楽になってしまいます。商工会としても売る努力をしていただきたい、という思いがありましたので、売れ残った商品券に対して、市が税金を注ぎ込むこともおかしいという思いもありましたので、是非、商工会としても、売る努力をしていただきたいと、そんな思いから2,250万円の補助金を出しますけども、売れ残ったら、返していただきます、とそのように申し上げたわけです。実際は、これは、精算払いなろうかと思えますけども、そうやって、事業主体と市とがですね、いろんな意味で汗流しながら、一緒になって良い事業を展開していくというやり方が、これが本当の私はこれから求められる協働の事業ではないかな、というふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 最後に締めくくらせていただきます。産み、住み、育てたくなるまちですね、まちづくり、ちょっと、間違ってるかもしれないので、申し訳ございません。その中でですね、やっぱり、この後継者である若い人達がですね、いわゆる東京行った人が戻ってきてくれる、大阪行った人が戻ってきてくれる、そんなことは考えられないわけです。しかし、我々のこのあわら市をですね、3万を3万から減るのではなくて、いわゆる3万で支えていくんだという気持ちでですね、この穏やかに、そして、人に優しいですね、まちをこれから進めていただきたくように一つ、2年間また、頑張ってください。私達も6月に頑張らせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

山川知一郎君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 4番、日本共産党の山川知一郎でございます。時間がないので、3点、当面の課題について、質問をさせていただきますが、まず、第1は、大変、厳しい経済情勢の下で、市民の暮らしを守ることが今、自治体に求められているというふうに思いますが、その一つである国保税の問題について、伺いたいと思います。まず、あわら市の国民健康保険の現状がどうなっているかについて、国保加入世帯数、被保険者数、一人当たり税額、滞納世帯数と割合、滞納総額、短期保険証と資格証明書発行こういうものについて、説明をお願いをしたいというふうに思います。

私は、国民健康保険制度というのは、国民相互の扶助制度、助け合いということ

ではなくて、憲法25条に基づいて、国が国民すべてに対して医療を受ける権利を保障する為に、国民皆保険制度として創設されたものというふうに認識をしております。

この趣旨からすれば、本当は、医療費は無料として、全額、国が負担をして、行うのが、この憲法25条の精神から言えば当然であるというふうに思います。しかし、国民に負担を求めるにしても、今の国保税は非常に高すぎる。大幅に引き下げて、誰でも払えるものにすべきであるというふうに思います。

かつて、国は、医療費の43%を国庫負担しておりましたが、それを38%に今は、引き下げておる。その分を地方自治体と被保険者に押しつけている。ここに高い国保税の最大の原因があると思います。この点について、市長はどのように認識しているのか、伺いたいと思います。

すべての市民が、いつでも安心して医療を受けられるためには、国保税の引き下げや減免制度の拡大がどうしても必要だというふうに考えます。私は当面、被保険者一人当たり1万円、是非、引き下げしていただきたいと、また、滞納世帯に対して資格証明書を発行するという事は、これは、今までも何回も申し上げておりますが、収納率向上には、ほとんど効果がないというだけでなく、被保険者が医療を受ける権利を制約するものであります。場合によっては、命に関わるというような事態になることもあります。これは、絶対憲法上許されないものと考えますが、この点についても、市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) それでは、山川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国保税引き下げ、減免拡大についての1点目であります国保の現状として、加入世帯数、被保険者数、一人当り保険税額と他自治体との比較、滞納世帯数と割合、滞納額、短期保険証と資格保証書の発行数と割合についてであります。1月末現在の加入世帯数は4,191世帯で、市全体の約41%の世帯が加入、また、被保険者数においては7,387人で市全体の24%の人が加入をいたしております。

一人当たり保険税ですが、7月1日現在で約10万6千円と、県内の市では1番高い保険税額となっております。次に高い市では、小浜市が10万5千円、坂井市9万8千円、県内の市で一番低い保険税額は勝山市の7万5千円となっております。

また、現在、国保加入世帯のうち、滞納世帯数は418世帯で全体の10%となります。

滞納額につきましては、過去に加入し保険税を滞納している世帯を合わせますと963世帯で、1月末現在の滞納総額は約2億2,500万円となっております。

短期保険証の発行世帯数は230世帯で全体の5%。また、資格証明書の発行世帯数は134世帯で全体の3%となっております。

2番目の「高い保険税についての認識として、国の政策をどう考えるか。引き下

げ、減免拡大についての考えは」ということですが、先ず、国の施策についてでございます。市町村国保の被保険者の高齢化に伴う医療費の増加及び低所得者層の加入が多く、国保財政基盤は脆弱で厳しい状況にあります。

このよう中、国民の間の負担の公平を図り、国民皆保険体制を堅持するためには、まず、国保と被用者保険との一本化を早急に実現することが肝要と存じます。今後、国保が抱えている諸問題の改善に向けて、国に対して要望して参りたいと存じております。

次に、「保険税の引き下げ、減免拡大について」の考えですが、確かに、あわら市の国保税については県内でも高い保険税になっていますが、保険税は医療費の給付等に対応した税額をお願いしているところです。平成19年度の医療費の状況を見ますと、一般被保険者の一人当たりの医療費が約26万8千円で、県内では2番目に高く、また、退職被保険者では一人当たり44万3千円で、県内で1番高くなっている状況でございます。

このような状況の中、国保会計の財政は大変厳しいものがあります。ここ数年は基金を取り崩しての運営を強いられておりますので、国保税の引き下げについての検討は、当面、難しいと考えています。

また、保険税の減免については、地方税法の規定に基づく軽減のほか、国保税減免規則により措置しているところですが、減免の拡大については、「税の公平性の確保」から、これ以上の拡大は大変、難しいものがありますので、ご理解いただきたいと思えます。

3点目の、「資格証発行はやめるべきであるがどう考えるか」についてであります。国保制度の基本的な考えは、扶助共済の精神にのっとり、医療費の給付を受けると同時に、憲法第30条に基づき、目的税である保険税の納付義務を負うものであります。

資格証交付世帯については、昨年10月の保険証切替時に、納税相談をしていたくよう再三通知を出しておりますが、現時点においても何ら連絡もなく、納付もされていない状況です。

そもそも資格証の発行については、収納率の向上を目的として行っているものではありません。国保事業運営の独立性、健全性並びに公平性を保つために、やむなく行っているものでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 国保会計が厳しいということについては、私も認識をしているつもりでございますが、只今の答弁では、先ほども申し上げましたが、国民健康保険は、憲法25条に基づいて、国が国民に対して保障をするものであるという点から考えれば、ちょっと、考え方がおかしいのではないかと、加入者相互の税の公平性とかですね、そういう考え方は、この趣旨からは少し外れるのではないかと、というふうに思えます。そういう点については、今後、是非、基本について、きちっと

ですね、認識を新たにさせていただきたいなというふうに思いますが、もう一つ、昨年、国保税の算定基準を大幅に見直しをしていただきました。私は、その算定基準の一つである資産割ですね、これについては、できれば廃止をすべき、少なくとも大幅に引き下げるべきというふうにお願いをしまして、昨年の見直しで、資産割が39%というふうになっておりますが、まだ、県内の他の自治体から見ると高い方でございます。この国保税の算定基準についても、いっそう、資産割をですね、減らしていただく、私は、税は基本的には、応能負担であるべき、能力に応じて負担をするというのが基本だというふうに思いますので、そういう点からすると、資産割は、もっと減らすべきだなというふうに思います。そのことだけ、申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の問題に移りたいと思います。今とも関連いたしますが、介護保険の問題でございます。

介護保険料が4月から引き上げられるということですが、いくら上がるのか、また、その理由について説明をいただきたいと思います。

金津雲雀ヶ丘寮に昨年完成したユニットケア施設の1ヶ月の利用料は15万円とのことであります。現在、あわら市で、特養に入所したくても入所できない待機者は何人おられるでしょうか。また、その中で、毎月15万円払える高齢者はどれだけいるでしょうか。市長は、この利用料が妥当であると考えておられるのか、認識を伺いたいと思います。

介護保険も、皆保険制度として、すべての国民に加入を義務付け、保険料納付を強制しております。保険料を払っているにもかかわらず、お金がないためにサービスを受けられないのでは、皆保険の意味がないだけでなく、これはもう、国家的な詐欺であるというふうに言わねばならないというふうに思います。

国に対して、すべての国民がいつでも安心して介護サービスを受けられるよう、制度の改善と国の負担増を求めるべきと考えますが、この点について、見解を伺いたいと思います。

また、施設は、ユニットケア施設よりも、利用料の安い多床室、相部屋をですね、増やして、待機者を解消すべきだというふうに考えますが、この点についても、見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まず、今回、坂井地区介護保険広域連合の第4期介護保険事業計画での介護保険料は、保険料基準額で4,100円としており、第3期の保険料基準額とは200円のアップとなっております。その要因の主なものとしては、介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備目標として、老人福祉施設入居者生活介護87人、認知症対応型共同生活介護90人、認知症対応型通所介護36人などに要する介護給付費を見込んでいることによるものであります。

次に、あわら市内の人で、特別養護老人ホームの待機者は何人かとお尋ねですが、平成20年9月1日現在、2施設における待機者は延べ105人となっております。

なお、金津雲雀ヶ丘寮のユニット型個室に入所とした場合、住民税課税世帯で、第4段階の要介護度3では、自己負担額14万5,710円となり、また、住民税非課税世帯で、第2段階の要介護度3では6万4,410円となるものであります。

現状のユニット型個室におけるホテルコストや入所者の生活環境、近隣市町村の施設の料金設定を考えると、金津雲雀ヶ丘寮の利用者料金については、妥当なものであると考えております。

次に、「安心して介護サービスが受けられるよう制度の改善と国の負担増についての市長の見解について」であります。適切なサービスを受けるための基本となるのは、まずは認定調査が的確に行われ、それが要介護度の判定につながることであり、広域連合においては、これまでも認定調査委員を正規職員として配置するなど、適正な要介護認定に努めてきたところであります。

また、高齢者が地域で安心して介護サービスを受け、生活できるよう、地域で高齢者を支える体制づくりが求められていることから、様々な課題に対応するため、広域連合との連携を図りながら、地域包括支援センター等の充実に努めて参りたいと考えております。

次に、2点目の「ユニットケアより多床室を増やすべきと考えるがどうか。」のご質問についてお答えいたします。

広域連合議会におきましても同様の質問があったわけですが、国においては平成26年度までに介護保険施設の個室、ユニットケアの割合を50%以上に、特別養護老人ホームについては70%以上にするという参酌標準を設定しております。このような状況を踏まえると、今後も施設整備に関しては、地域密着型の個室、ユニットケアが基本となることに変わりはないと認識しております。

しかしながら、多床室型の強い要望があることは十分理解いたしておりますので、広域連合や関係機関を通じて、国に対して要望して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今のお答えで1ヶ月15万円は、妥当であるということでございますけれども、今のお答えでは、他の同様の施設と比べれば、同程度であって、妥当だというふうなお答えだったというふうに思いますが、私は、本当に今、この介護施設に入りたいというふうに思っている高齢者が、果たして15万円負担できるのかどうかと、十分これは負担に耐えられるような金額であるというふうに考えておられるのかどうか、そのことが、一番、問題だなというふうに思っていますので、その点について、再度お伺いをしたいということと、国は政策として、今後、ユニットケア型を推進する、私は、これは、国が施設の介護をできるだけ抑制をしてで

すね、在宅介護を増やすという考え方でやっているものというふうに思いますが、そもそも介護保険制度が出来たのは、在宅介護が難しいと、本当にもう家族介護では限界があるということで、社会的な介護が必要であるということで、この介護保険制度ができたというふうに思いますが、そういう点から考えると、施設の介護をですね、抑制する国のやり方というのは、本当に国民の願いに反する政策であるというふうに思いますそういうことについて、再度、見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 特養の負担分ですね、これは15万円、先ほどは、15万円近くの自己負担をご紹介いたしました、確かに15万円という大変、金額は大きいなと感じは受けます。但し、これは、所得階層に応じて自己負担も異なって参りますので、それがだとうかどうかは別といたしましても、所得に応じた自己負担により、差があるんだということは一つご理解いただきたいと申します。所得の多い人、少ない人に関わらず、すべて約15万円かと言いますと、そうではありませんので、そのことは一つ押さえをお願いをしたいなというふうに思っております。

それともう一点目のユニットケアの問題ですけれども、ユニットケアを進める理由としてですね、国の考え方というのは、施設というのは病院ではなくて、あくまで、お年寄りが生活をする生活の場であると、従って、プライバシーが守られる、あるいは生活環境として、良好であると、そのような条件を満たす必要があるということが理由になっております。今、議員がご指摘になりましたように施設での介護を減らす事が目的ではないかということがございましたが、果たして、そうかどうか、それは別といたしましても、結果としてですね、なかなか、多床室を希望している人から見れば、不便を困っているということは実態としてあると思っております。国の考え方として、ユニット化を進めておりますので、これに対抗してですね、それぞれの施設が国の補助金等を見捨てながらもですね、多床室を建設を可能性というのは、そう多くはないのではないかというふうに考えられます。私といたしましては、介護保険の広域連合を通じまして国へ対して、多床室への整備についての要望も行って参りたいと思っております。また、市といたしましても、全国市長会を通じて都会の方はどうか分かりませんが、こういう福井県辺りでは、やはり、多床室の要望が強いということも要望して挙げて行きたいなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 15万円について、妥当ではないかというところは、変わらないということがございますけれども、私は、今の高齢者、特にこういう田舎ではですね、高齢者の年金といっても、ほとんどの方が国民年金という方が非常に多いと、そうですと、1ヶ月に5万前後か、それぐらいの年金とそれ以上の負担となれば、当然、家族に支援をしてもらわなければ、介護施設に入れないということになるわけで、

それは、ユニットケアで月、それこそ5万ぐらいで入れるということであれば、それは、プライバシーも守れますし、大変すばらしいなというふうに思います。本来はそういうふうにあるべきだというふうに思いますが、現状のこういう高い利用料の基では、やっぱり、多床室をもっと増やすべきであるというふうに思いますし、何よりもこの高い利用料を大幅に引き下げるということに是非、実態をですね、良く掴んでいただいて、国に対しても強力に働きかけをお願いをしたいなというふうに思います。

答弁は結構でございますが、是非、先ほどの国保についても、申し上げましたが、基本は、国の政策に私には非常に大きな問題があると。いろんな問題点をみんな地方自治体に押し付けているというところに今の大きな問題があると思っておりますが、そういう点では、国に対して一層強力な意見をどんどん挙げていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に第三番目の問題に移りたいと思います。中学校の整備問題でございます。

昨年11月議会前の全員協議会の席で、市長は中学校の整備費は少なくとも30億円として、芦原中体育館は改築したいというふうに述べておられましたが、11月17日の臨時議会の議案は議会の意向を踏まえて、ということで、25億円で体育館改築はしないというものでありました。私は、これは、市長の公約から大きく後退をして、市民の願いを裏切るものであるというふうに思います。改めてですね、何故、このような提案になったのかを、先ず、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まず、「11月の市議会臨時会で“25億円以内でも芦原中学校体育館は改築しない”とする議案を提出した理由は何か」とのご質問ですが、11月の第34回あわら市議会臨時会での提案理由の中でも申し上げましたように、私といたしましては、教育委員会からの要望であったリノベーション工事をベースとした整備を行いたかったところでもあります。しかしながら、耐震性や老朽化等から早期の整備を求められている両中学校の現状を勘案し、できるだけ多くの議員のご理解をいただけるような形で提案をさせていただいたものであります。

以上が臨時会において、提案をした経緯であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 11月議会の決定に基づきまして、基本設計がされて先日、議会、全協の場でも基本設計案の説明がございましたが、教育委員会にちょっと伺いと思いますが、今回、示された基本設計案で、芦原中の体育館は、体育の授業やクラブ活動等に支障のない十分な広さや高さは、確保できるのかどうか。バレーボールやバスケットボール等、球技等も規定の広さがきちんと取れて、大会等も開催で

きるのかどうか、また、これらについて、金津中学校の場合はどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) まず、1点目のですね、現在の改修の計画案の中で、市のPTA联合会から出てきている要望書、陳情書の高さ、広さでございますが、やはり、リニューアル改修という一定の範囲の中で、それを確保するというのは無理であるというふうに判断しております。そういった状況の中で、いわゆる公式試合、例えばですね、坂井地区の中体連の大会の会場等を見てみますと、今、おっしゃいましたバレーボールとかバスケットボールですが、バレーボールにつきましては、三国中学校の体育館を使用している、それから、バスケットボールにつきましては、丸岡中学校の体育館を使用しているというようなことで、私共、あわら市の方ではですね、先ほど出ましたが、ソフトテニス、外でのトリムパークでのテニスコート、それから、バトミントンがですね、これは、農業者トレーニングセンターでやっている、それともう一つ、新体操の方がトリムパークかなづの体育館でやっているということで、11種目中3種目、あわら市の会場であると、お尋ねのバレーボール、バスケットボールにつきましては、坂井地区の中体連の会場では、あわら市の方の両中学校ではしていないというような状況です。日常的な体育授業とか、部活動につきましては、やはり、そこにある施設を利用するというようなことで、今のところ現場の方から支障があるというような方では、授業の内容的には聞いておりません。

PTAの陳情、要望書につきましては、応えられる分は応えて行きたいということで、今、高さの分、広さの分については、若干支障があるというような判断をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) もう一点、教育委員会に伺いたいと思いますが、教育委員会は、最初リノベーションということで改修案を示されました。先ほども申し上げましたように市長はリノベーションを基本とするけれども、11月の時には、費用を30億まで下げてやりたいということでございましたが、結果は、25億以内ということになりました。それで、この改修費25億円とですね、30億円と、この2つの場合、市の一般財源の持ち出しは、それぞれ、いくらぐらいになるかということについてお答えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

教育部長(出店 学君) 先ず、リニューアル改修25億円規模での改修ということでございますけれども、これはですね、9月、10月の時点で検討案並びに参考資料として出ささせていただきまして、リニューアル工事等の資料のですね、一番下に出ているわけでございますが、25億のリニューアル案では、芦原の方が14億2千

万円に対しまして、6千万、それから、金津の方は10億5千万に対しまして、4千万ということで一般財源は1億円というふうにお知らせをしております。

それから、今ほどリノベーションの話が出まして、私共はC案ということで33億6千万の金額をお示した時には、芦原の方が17億8千万円に対しまして、7千万、それから金津の方は15億8千万に対しまして、6千万の1億3千万という数字をお示しておるところでございます。

33億6千万が30億に圧縮されたわけでございますが、1億から1億3千万の間というような一般財源にあるかというふうに思っております。

ただですね、この一般財源の出し方も非常に今、耐震補強工事につきましても、基本的なルールがありまして、耐震補強する面積にですね、平米当りの例えば縛りがあるわけですね、標準単価が、その2分の1とか、ここ19年、20年の年度につきましても、景気浮揚対策もありまして、そのいわゆる実工事費ですね、いわゆる単位単価当りじゃなくて、かかった費用の2分の1出しましょうという動きがあるわけですが、それと関連改修につきましても、その改修する、例えば、防水とか、内外装の仕上げとか、そのいわゆるサッシ周りですね、それから設備周りこれも一定の単価の構成比率がありまして、これにルールで決められた例えば、14万程の標準建築単価というものがありまして、その2分の1国庫補助をあげましょうとか、それから、体育館の改築になりますと、もっとも一番縛りの強いのが、そのクラス数によって面積が決められてしまうんですね、例えば12クラスだと1クラス100㎡ちょっとということで1,237㎡ぐらいしかいただけないんですが、これについても標準の国庫補助の対象となる単価がありまして、これの3分の1というようなことになってしまいますので、今、基本設計の段階、検討案の段階で掴みで一般財源をお知らせしておりますので、今後、実施設計とか、こういった中で果たして、その対象面積がどれぐらいになるんかというのが決まってくるので、はっきりした数字が、もう少し言われるんでないかなというふうに思っておりますので、今は25億に対して1億円。それから、33億7千万に対して1億3千万というようなオーダーでのご回答をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今、確認をさせていただきましたが、今回の改修案では、芦原中学校体育館では、広さ、天井の高さは十分に確保できない。バレーとかバスケットの大会はできないと、授業は何とか狭くてもあまり支障はないということでございましたが、そういう中体連の大会なんかはできないということでございます。

それから、費用の点でいけば、25億のリニューアルで一般財源の持ち出しが1億、33億の教育委員会が最初に示したC案で1億3千万。この差は、3千万ですから、この33億を更に圧縮をして30億とすれば、このリニューアルと30億でリノベーションをするというので一般財源の持ち出しは、3千万円以内、比例的に考えれば2千万円くらいでないかなというふうに思いますが、こういうことを踏ま

えてですね、しかし、この間の11月議会以降のいろんな議会の議論の中では25億円以内であっても体育館の改築は、認められないという議論がございましたが、私は、未だにこの25億円以内であっても、体育館改築はだめという理由は、ずっと議論を聞いておりまして未だに納得ができません。この点について市長はどのようにお考えなのか見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 11月17日の臨時議会前の11月13日の全員協議会が終わった後に正副議長が、その全員協議会の結果をご報告に来ていただきました。このことは、今まで再三、今までもご報告しているとおりであります。その時に25億円以内でやるべしと、25億円以内であっても体育館の改築は認められないというご報告がありました。その時に私は、25億円という金額が多いか少ないかは別として、議会として一定の金額の枠をはめようとすることは理解できると、お答えをいたしました。しかしながら、25億円以内であっても体育館の改築が認められないということについては、市民に説明ができないのではないですか、と申し上げました。従って、私は現時点におきましても、25億円以内であっても体育館の改築は認めないと、あるいは改築をすべきではないということの合理的な説明は今も私は出来ません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 私も全く同感でございます。何故、体育館を改築してはいけないのか、体育館改築をすることによって、大幅に費用が増える、だからだめということであれば、それはそれなりの理由になるかと思いますが、同じ金額の中であっても改築はだめというのは市民に対しては全く説明ができないというふうに考えます。

ところがですね、昨年の9月に教育委員会が改修案を3案発表して以来、今日まで結果的には、25億以内で体育館の改築はなしというふうになっているわけでございますけれども、市民にとってはなんとも分かりにくい、何故こういうことになっているのか、という疑問の声がたくさんございます。表面だけ見ますと、私共、私を含めて6名の議員は、先ほど、市長が言われたように11月の議会で30億でリノベーションを基本とする改修を、そして、体育館は改築を、という修正案を出して市長提案の原案に反対をいたしました。今この市民の間ではですね、我々6名が最後に市長を裏切ったと、市長の議案に反対をしたんだと、そして、表面的にはですね、しかし、議会の多数、特に市長と、それから東川議長と共に歴代の芦原中PTAの会長もされてきた方でございますけれども、この議会の多数派と市長が一緒になって市民の願いを踏みにじたのではないかと、というふうにも言われております。今回12月に続きまして、PTAからの陳情書が出ております。私は、今、市長も言われるようにこの金額の範囲内であっても、体育館改築をしないというこ

とは、全く合理的な根拠がないし、市民に対して説明が付かないと、是非、この陳情に答えてですね、この際、市長に是非、この範囲内で体育館は改築するという決断を是非していただきたいなというふうに思うわけです。これは、市長の公約は、2校存続で、しかも、芦原中学校は改築をして残すということであったと思います。半分は、公約が実現しているわけですが、もう半分ですね、これがやっぱり、今、市民の間で非常にこの市長に対する期待の声と半分失望の声とが入り混じっていると、このまま行っただけでは本当にできるのか、どうか、という不安の声も聞かれるところでございます。何としても私は、この際、この範囲内で、これから実施設計にかかるわけでございますけれども、体育館は改築をするということを決断をしていただきたいというふうに思いますが、このことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先ほども、申し上げましたが、11月17日の臨時議会前の11月13日の全員協議会の場におきまして、議会の中で方針が決定されたと言いますか、意見の集約が行われました。その結果について、私は、正副議長からご報告を受けました。その内容につきましては、斯く斯く云々のようなご報告を受けたということをご報告申し上げます。それは、臨時議会の17日の午前中に行われました議会運営委員会でもご報告いたしましたし、その後の全員協議会でもご報告をいたしました。また、本会議の中でも、確かあれは山口議員からだったと思えますけれども、ご質疑に対して、そのようにお答えをいたしております。そこでお答えいたしましたように私としては、13日の全員協議会で退席をする直前にですね、できれば30億円程度の予算をいただいて、30億円程度いただければ、どうにかリノベーションに近い改修ができるという思いから、そのお願いをして退席をしたわけです。私としては、正直、その30億円を前提とした基本設計委託料を提案したいという気持ちがありました。しかしながら、議長からお伺いしたところによれば、6対15であったというようなことでありましたので、議会の中での意見が自分の思いのような議案を出してもですね、これはもう否決をされる可能性が極めて高いということが、もう分かったわけでありまして。あの段階でも議案が否決をされるとなると、これは着工が1年間遅れてしまう可能性がありました。時間的にほとんどありませんでしたし、これ以上遅れることは、なるべく早く子供達を安全で良好な学校環境の中で学ばせるべきという思いから言えばですね、これは私にとっては耐えられないことでありました。従って、議会の多数のご理解がいただける範囲の中での議案化ということをして、これは、苦渋の選択でありましたけれども、判断をしたわけです。従って、概ね25億円を前提とした基本設計委託料1,500万円を補正予算として提出をいたしました。もちろん、それが議決をいただいたわけですので、その後、その方針に則って現在、基本設計を今進めておりまして、間もなくそれが完成すると思われまして、これが出ましてから、今度は、実施設計に

移るといこういう段取りになろうかと思ひます。

市長の選挙公約から見れば後退してきてゐるのではないか、といふことでありますけれども、確かに私としては、当初の公約から見れば後退してきたといふ感は否めませんし、私自身、力不足であつたかなといふような思ひもあります。ただ、私といたしましては、精一杯のことはやつてゐるつもりですけれども、やはり、最終的な市の意思決定機関といふのは議会でありますので、議会のご理解が得られない限り、これは、なかなか変わるものではありませんので、そのことは一つご理解いただきたいといふふうに思つております。

ただ、これも、この定例会の前の全員協議会、2月24日だつたと思ひますけれども、この時の全員協議会の場で議員の中からのご発言を聞いておりました、ちょっと私も正直、愕然としたことがございました。11月の臨時議会前の全員協議会での決定事項といひますか、方針をですね、私は、そのようにお聞きをしたわけですが、必ずしもそのように言つていないといふようなニュアンスのご発言がございました、私としては、実は愕然としたわけであります。もし、仮にそのようなことが私に告げられたのでないとするならば、これは私の錯誤といふことになります。私の錯誤によつて議案を提案したことになります。1,500万円の補正予算につきましては、これはもう提案をしておりますし、議決をいただいておりますので、それに則つて事務を進めております。これは、変更は出来ません。しかしながら、17日の本会議で山口議員のご質問に答えましたのは、25億円を前提とした1,500万円の補正であります。芦原中学校の体育館につきましては、私の腹積もりとしては改修でありますと、議案としては表面化しておりませんが、腹積もりとしては、改修でありますといふふうにお答えをしております。もし、私の錯誤であるといふならば、この私の腹積もり事態が錯誤による判断になります。

従つて、私は現時点では、現在、進めてゐる事業そのものは変へる事は出来ませんが、今後の課題といたしましては、芦原中学校の体育館の改築・改修は執行権の範囲内であるといふふうに考へております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今、言われた11月議会で議長と副議長が市長のところへ行かれて、議会の意思を伝へたと、25億以内で体育館の改築はなしであると、このことについては、私共は、これは11月の13日の全協で明確に確認されたものではないと、これは重大な誤りだといふことで、先月の臨時議会で東川議長に対する不信任の提案をしたところでありますし、その理由は今申し上げたようなことであります。是非ですね、市長には、今、25億の範囲内でどうするかといふのは、執行権の範囲内だといふふうには言われたと思ひますが、是非、この今までの経過をもう一度良く検討していただきて、この市民の願ひに答へてですね、この予算の範囲内で体育館の改築はやるといふ決断を是非していただきたいと心から期待をするも

のであります。

もう一つはですね、是非、先ほども申し上げましたが、昨年2月議会で2校存続ということが決定をされました。それから、今日までいろんなことがございましたが、市民には、どうもよく分からないと、当然、市民としては、最初は2校存続、芦原中学校は改築ということで、すぐにも一昨年のこの市長選が終わってからは、すぐにももう工事が始まるだろうというふうに思っていたのが、2年経っても一体どうなっているのか、だんだん、だんだん何か後退をして行っているように思える、という意見が大変強うございますし、議会に対する批判も、もちろん、市長に対してもそういう点では、失望の声が聞かれるという状況でございます。私は是非ですね、できるだけ早く、この間の経緯について、そして、この基本設計の考え方ですね、こういうものについて、住民説明会を是非やっていただきたいなと、市民にきちっと、この経過を話をして市民の声を聞くということが今非常に大事ではないかなと、そういうことも踏まえて市長に最終的にですね、市民の期待に答えるような決断をしていただきたいということを強く望むものであります。そのことについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先ほどもご指摘ありましたが、選挙の時の公約からすれば、かなり後退してきた印象を私も持っております。しかしながら、これは、先ほども申し上げましたが、最終的には議会の意思決定の問題でありますので、致し方ないという面もあります。しかし、それは市民の側から見れば、なかなか分かりにくいということもあろうかと思えます。従いまして、私は今後、ここに至るまでの経緯につきまして、地区説明会と言いますか、それは、組織としてするかどうかは別といたしましても、各地区を回ってですね、現状について説明をして回りたいというふうに思っております。

4番(山川知一郎君) 終わります。

笹原幸信君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 2番、笹原、一般質問をさせていただきます。その前に只今、山川知一郎議員が一般質問の時点で中学校問題について触れたわけでございます。前回の臨時会におきまして、議長不信任案を提出されました。私は、その討論において議長には瑕疵がないと、そういう討論を申し上げました。あの全協においては、議長が一人一人議員思いを述べさせて、それを集約して市長にお話をしています。そういうことで不信任に対して反対の討論をしたわけでございます。

一般質問に移ります。当初予算における大幅な土木費予算の減額についてということで一般質問をいたします。今回の当初予算において、土木費が20年度と比較すると3億2千万円もの減額になっており、前年対比22.3%の大幅なダウンになっています。まずは、この理由を答弁をいただきたいと思います。

一方、教育費は11億4千万円増で昨年と比較すると倍増していますが、小中学校の整備のためのものであり増額は当然であると思います。が、その影響が土木の当初予算に影響したのではないかと推察されます。

各地区から毎年、地区の要望書が出ております。先ほど来、門型側溝ということは何回も聞いておりますが、その要望書の殆どが土木に対する要望であって、その中でも門型側溝に関するものがほとんどではないでしょうか。

市長ご自身も各地区の市政懇談会に出られて、そのところは良くご存知であり、身をもって感じられておられるのではないのでしょうか。

このような中、なぜ予算を減額するのかおおいに疑問であります。地区要望書に対し、どう考えておられるのかお答えいただきたいと思います。

平成19年度、20年度の門型整備に要した金額と、21年度土木部の当初予算が大幅に減額された中、この事業にあてられる金額を示していただきたい。次に、現状の門型側溝の整備率はどうなっているのかを答弁下さい。

理事者は、市民が一番要望している事業に対し、もう少し予算を配分すべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

今までも少ない予算配分であったと思いますが、今般の予算の大幅減額は市民の要求を無視しているのではないかとと言われても、仕方がないのではないかと思います。

この要求は市街地と、周辺地域との間で格差があると思われ、特に農村地域において整備が特に遅れていると実感をしております。

門型整備が今の予算ペースでいくと市民の要求を満たすためには、いったい何年を要するのでしょうか。

また、私は機会ある度に申し上げていることですが、今の門型整備は1m、3万円と非常に高すぎると思います。今の半分位のコストで施工する方法を考え、取り入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

今回の大不況において地場の建設、土建業者の困窮は大変なものであると推察されます。国においても今後、補正等で公共事業などの施策を講じてくるものと思いますが、市として、このような時、環境整備の一環として門型整備などの事業を行う意思があるかどうかをお伺いします。

市としても、地場業者の生き残りのためにも何らかの手を打つべきではないかと思いますが如何でしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

地区要望が多い中、土木予算減額に対しどのように考えているのか、とのご質問でございますが、平成21年度予算編成にあたっては、小中学校の耐震改修を含む建築工事が多額となるため全般的に減らした予算編成となっております。

また、土木費の予算編成については、平成20年度対比3億6,000万円、率にして22.3%の減であります。

主な内訳としては、「道路橋りょう費」で、地方道路交付金事業の十日嫁威線が追加補正により完了したことや県営道路改良事業、市道改良舗装事業の前倒し等により前年対比7,500万円の減、「都市計画費」で、まちづくり交付金事業が前倒しにより本年度末で約90%の事業進捗となることから、最終年度であります21年度については前年対比2億4,000万円の減などとなっております。

これら事業の完了や国の第2次補正予算等により措置されたことによる事業の前倒し等が、減額の主な要因でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ご質問の市道改良舗装事業のうち、門型整備に要した費用については、平成19年度は5,200万円、平成20年度は3,500万円となっております。

先月開催された議会臨時会におきまして承認をいただきました、経済対策による前倒し予算2,000万円は、実質の執行が平成21年度となるもので、これと平成21年度当初予算4,000万円を合わせた6,000万円を、前年予算7,000万円と対比いたしますと1,000万円のみ減額となる予算編成となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、門型側溝整備に関してのご質問につきましては、土木部長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地区要望が満たされていないことについてのご質問でございますが、近年、市民の皆様から側溝整備要望は数多くあり、特に門型側溝整備の要望に集中しているのが現状でございます。

このような状況のもと、限られた予算の中で経済的かつ効率的な側溝の整備は道路管理者としての責務と考えてございます。

門型側溝整備の整備箇所については、下水道整備済地区、道路幅員の狭い箇所、電柱移転が可能な箇所、また、門型側溝整備率の低い集落を重点に施工しているところでございます。

また、地区要望の最上位にランクされている門型側溝の整備率は、市全体では34.3%となっており、これから毎年1%を整備することとし、事業費にして1億円を投入したとしても完了までに66年かかることから、整備率の向上とこれからの維持管理のことを考えますと、門型側溝に限らず、排水機能を果たせる整備法も取り入れながら、整備率の向上を図って参りたいと考えてございます。

なお、今後、国の経済対策による公共事業の追加補正により、市として環境整備

等の事業を行う意思があるかということでございますが、道路整備等を含む追加補正であれば、側溝整備等に向けて参りたいと考えております。これらを踏まえ、今後の道路行政の進め方につきましては、財政の収支均衡を念頭におきながら、課題克服に向けて積極的に取り組むとともに、市街地と村部のバランスにも配慮したインフラ整備を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 質問した内容で、答弁いただいていない分がありますので、再度、お尋ねをいたしますが、19年度は5,200万円、20年度は3,500万円を投入したと、21年度はいくらになるかという質問をしてるんですが、答弁がなかったように思いますので、再度、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の笹原議員のご質問でございますが、いわゆる道路新設改良費で、側溝整備にまわせるお金はいくらか、ということでございますが、例年どおりの比率でございますれば、今年度は、4千万円ということでございますので、3千万円弱になろうかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 学校の整備も市民の願いです。また、門型整備を始め市道の整備についても、やはり、これも市民の大きな要望でございます。同じ要望につきましてもですね、大変な差がございます。先ほど、ご回答いただきましてですね、毎年、今、3千万ってお聞きしたんですが、毎年1億円を投じて、66年もかかると、3千万であればですね、2百何年かかりますね、非常に整備率の向上を考えるといいにしても、非常な年月がかかるのと、やったところが痛めば、またやらなあかんと、そういう問題もありますし、私も1億円とは言わないんですが、できたら、5千万円程度の予算の配分をお願いできないかなと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 確かに、地区に出向きましてですね、いろんな懇談をいたしますと、門型側溝に対する要望が大変、多ございます。これもですね、応えられれば、こんな幸せなことは私もないわけではありますが、やはり、財源の問題がありますので、その辺をどう考えるかということだろうと思います。今、笹原議員がですね、学校も大事だと、門型側溝も大事だと、同じ要望とおっしゃいましたが、私は、この辺をですね、やはり、十分お互いに議論する必要があるのではないかなと思います。いろんな要望すべて聞くことができれば、これは理想ですけれども、それはで

きません。従って、どういう順番で予算配分をするのかという価値判断になるだろうと思います。その辺の価値判断をどの辺に求めるかということについて、これは、おおいに議論を深めなければならないのではないかな、というふうに思っております。現在、地区の説明会、市政懇談会等に出向きまして、門型側溝のご要望、多いんですけども、そのことについては、今、はっきりと申しあげております。できれば、全て要望に応えられればいいんですけども、そうはいきませんと、で、与えられた条件の中で、どのような順番でですね、整備を進めていくかということにつて、十分ご理解いただくように地区の方々をお願いをしております。で、今、3千万円あるいは3,500万円では、ちょっと少なく、5千万円なんかならないかというお話ですが、何とかそれぐらいできれば良いなと、私も思います。ただ、ここ数年はですね、学校問題もあれば、その他、諸々のハード事業がこれ重なってきます。十分ご存知のように、平成25年度までに仕上げた方が良い事業がたくさんありますので、ここしばらくはですね、そういう合併特例債というような有利なものが使える事業は、やはり優先させる方が得策であろうと思います。で、合併特例債を利用した事業と言えども、やはり、一般財源も投入しますので、なるべくですね、一般財源だけで進める事業は、ここしばらくですね、せめて、2、3年は、ちょっと控え目にしておくほうがよろしいのではないかと、そんな思いでありますので、その辺は、一つご理解いただきいただきたいなと思います。1億円、毎年注ぎ込んで66年かかる仕事をですね、いまから1億円ずつ本当に注ぎ込んでいくことが、あわら市の将来にとって良いのかどうか、その辺はやっぱり、それこそ地区の市民の皆さんにも、やはり、十分ご理解をいただきたいなというふうに思います。それからですね、先ほどのご質問に答えたのは、かなり事業が完了したものもありますし、それから、たまたま今、経済対策で前倒しでする事業もありますので、本来なら21年度でやるべき仕事を20年度で発注をしておりますので、仕事は実際21年度になりますけど、それは、一つご理解いただきたいと思います。それから、道路改良費でありますけども、あまり、隣のまちと比較するには申し訳ないんですが、平成20年度あわら市は、7千万円でした。で、お隣の坂井市は、あわら市の大体3倍くらいの規模がありますけども、同じ道路改良費が7,500万円でした。それを比較しますとですね、さほど、あわら市が少ないかと言いますと、そうでもないのではないかな、というふうにも思いますので、その辺も、一つご理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 市長のおっしゃることも良く分かるんです。この前、以前、市長とお話しました時にね、市長のおられるところは、非常に門型側溝が進んでいきますねと、そうしたら、市長は、私の家の前だけしていないですけどと、そういうふうにおっしゃられましたけど。私もね、ずっと、あちこち見て歩いているわけなんですわ、ですから、市長のあられるところも、ある程度の農村地帯であるんですけど

も、ある程度の門型側溝が進んでいます。ただ、私のところは、ほとんど進んでいないと、そういう地元の願いもあるわけでございまして、それとですね、普段、土木部長と良く話すんですが、もう少し、安くできないかということですね、私らの地区は、非常に道が狭いもんですから、車のすりかえができないんですわ、ですから、一番、門型入れてもらえば一番良いんですが、例えば、今ある道路の法面を利用してですね、そこに切り込みを入れていただいて、宅地側の法面をきれいにしていただいて、そこに切り込みを入れてですね、蓋をかけて貰えないか、そんな方法も一応検討して欲しいと、そういうふうに土木部長の方へは、お願いをしているわけですが、部長、どんなもんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) なるべく安い工法を研究して、それで進めるというのは、大変良いご提案だと思いますし、また、そのことについては、ちょっと部長の方から答えさせますが、その前に市長の前だけ門型が進んでいるのではないかと、これは、聞いた方は本当かと思われると困りますので、ちょっと、事業だけ申し上げますが、もう今から16、7年前になりますか、まだ、芦原町時代に狭い村の中の側溝なんかで門型にすると良いかと、当時、あの地区に3人の町会議員がおりまして、その3人の町会議員で示し合わせてですね、門型側溝という良い物があるから、これを進めようではないかということで、進めたのが実はあの地域でございまして、お陰様で田中々は、早く整備が進みました。しかし、今の市道で整備が唯一進んでいないのが、私の家の前だけでありまして、やはり、議員でありますんで、遠慮すべきかなと思って、今、遠慮していると、そういうこととございましてご理解をよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 先ほど来の笹原議員のご質問でございますが、言われるとおり、いわゆるコスト縮減と言いますか、道路整備につきましても、それを図って参りたいと思います。特に、門型側溝という言葉だけがですね、先走りしまして、それでなければ、側溝でないというようなこともありますけども、決してそうではございません。私共としましてはですね、側溝の蓋をしたから車が通れるということは、別問題でございます。側溝の上にですね、車が常時通るということは、逆に側溝を傷めるということもございまして、やはり、狭いから蓋をするのではなくして、狭ければ、用地をですね、お互い出してあっていただいてね、もっと、側溝を蓋しなくても自由に通れるような、やっぱ、道路整備を進めて参りたいなと考えております。それとですね、ちょっと、話前後しますけども、昭和50年代にですね、実は、金津町におきましては、農村整備モデル事業というのは行われました。それによりましてですね、大体、各集落のですね、道路の整備は、整備されましてですね、その時、側溝も蓋がけのもんになったわけでございますが、これからもで

すね、ただ66年待つんじゃなくてですね、いわゆるどういう整備がですね、この次良いかということをしている模索しながら、やっぱり、良い事業に入っていくというような計画なんかをこれから立てていきたいなと、これは、農林関係ともですね、タイアップしながらやっていかなあかんと思いますが、そういう方向でですね、今後は進めて参りたいと思っております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) ありがとうございます。私らの地域もですね、平成14、15年から南部平坦地の整備事業というのはございまして、補助事業でですね、3万かかるところを、1万円でやる事業があったわけですが、施行率が少ないということで、平成17年でしたか、18年でしたか、8億の予算を持っていたのが、2億何千万で、打ち切りになったと、そういう補助事業がありながら、そういうふうに打ち切りになったという事例もございまして、何か考えられる補助事業がございましたら、国の方へもまた、提案をしていただいて、整備の方へ努めていただきたいなと、そういうふうに思います。

以上で終わります。

卯目ひろみ君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 14番、卯目でございます。質問に入りたいと思います。

最近、新聞等の報道によりますと、全国的にスーパー等でのレジ袋の有料化というのが、進められているという記事を良く目にいたします。県内で言いますと、敦賀市では3月から、福井、越前、鯖江市では、4月から始まり、また、お隣の坂井市におきましては、つい先ほど、消費者団体協議会というのが立ち上がったと聞いております。また、このあわら市でもこれからそういうレジ袋有料化と言いますか、そういうものに向けて進められて行くものと期待しております。CO2削減ですとか、ゴミの減量化というのは、もう以前から言われております。なかなか、進まないというのが実情なんですけど、これも、また政策の一つであって、私達も積極的に努力していかなくてはいけないと思っております。あわら市では、一人一日100gゴミ減量削減運動というのを推進していたと思います。このことについてですけれども、当初の目的ですとか、目標というのは、達成されているのでしょうか。達成率、普及、宣伝等現在までの取り組み状況、また、今後どのようにしていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、レジ袋の有料化について考えますと、これも、CO2削減ですとか、ゴミ減量に繋げるための一つ的手段であると思っております。その上で、この問題は避けられ

ないところまでできているということです。私は、そういう有料化もさることながら、先ずは、レジ袋というゴミの量を減らすためにそのきっかけとして、マイバック持参運動、それも、家族全員が持参するという推進運動をあわら市民に積極的に進めるべきと考えます。それを実現させるべきと考えます。21年度の予算を見てみますと、その中にゴミ減量推進委員194名とあるのを目にいたしました。この方達にその推進役として、一役買っていただけないかと考えております。そこで質問なんです、1年間を通しての推進委員会というんですか、そういう会の開催ですとか、その内容、また地区構成、男女の割合ですね、それは、どのようになっているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、長谷川忠典君

市民福祉部長(長谷川忠典君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

市の重点目標の一つとして市民福祉部では、1人1日100グラムのごみの減量化を打ち出しております。これは限りある資源を有効に利用し、使い捨て社会から循環型社会へと変換していくことが、地球環境を守る上で最も重要なことであると考えているからであります。

この目標を達成するため、市の広報紙への掲載をはじめ、地区の市政懇談会での願いをするなど啓発に努めております。この結果、今年の1月末現在で、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計が前年同月比で約540トン減量されております。全市民が毎日100グラム減量すると約1,100トンになることから、進捗率は約49%となります。

一方、ごみ減量等推進員制度は、ごみの減量化・資源化の啓発活動や不法投棄防止に向けた監視、清掃活動の普及といった環境保全活動を主な役割として、毎年、区の推薦を受けた方に対して市が委嘱を行っているものであります。年1回、推進員の役割や市のごみ処理の現状説明を内容とした研修会を実施し、各地区内での活動に役立てていただいております。

市内全地区で推進員を委嘱しておりますが、その人数は区の人口やごみステーションの数などを勘案して、1人から最高7人までとなっております。平成21年に委嘱した推進員の数は192名であり、そのうち男性が95名、女性が97名のほぼ同数となっております。

今後も限られた施設でのごみ処理を続けていくために、ごみの減量化、資源化への取り組みはますます重要になってくると思われまます。市としては、引き続き1日100グラムのごみ減量運動を推進する一方、分別の細分化による資源化の推進や、減量化に向けた教育・啓発活動の充実等を検討して参りたいと考えております。

また、マイバッグ持参率を向上させ、レジ袋の利用率を下げることは、限りある石油資源の節約や温暖化の防止、更には廃棄される可燃ごみの減少等に効果があるものと考えております。

市では1日100グラムのごみ減量運動の中でマイバッグの持参を呼びかけて

おりますが、議員ご指摘のとおり、ごみ減量等推進員を通じて家族ぐるみのマイバック推進運動をお願いするとともに、より効果的な方策を検討して参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 14番、卯目。今、100グラム減らすために、あわら市の皆さんがそれぞれに努力をなさっているという結果かなと思って答えをお聞きしていました。

ちょっと話題が変わって、私が何故そのマイバックを家族全員で持つべきかというのをちょっとお話したいと思います。身近な話をしますと、例えば、集まりなんかの時に家族の中で誰がマイバックを使っているかって聞いてみます。そうしますと、私だけかなって答える女性が圧倒的に多いです。でも、買い物というのは、男、女、年齢、そういうものに全く関係なく必要があれば、誰でも買い物をします。スーパーに限らず、どんなお店でも絶対とっていいくらい、このレジ袋が使われており、全国、隅々まで浸透しています。その数は、1年間に使われるその数は、膨大なものであり、このレジ袋といえども、これがまとまれば、本当に計り知れないくらい大きなゴミの量になります。一方、家庭にありまして、実際に例えば、レジ袋は、非常に便利なものです。使い道も広く、重宝です。それが1枚もないというような暮らしというのも、また考えられないほどに浸透しています。しかし、溜まればやっぱり、ゴミなんですね、このゴミを少しでも減らすこと、すなわち、家族全員がマイバックを持ち、買い物の折には、それを使う、そのことによって、ゴミを減らすために小さな積み重ねが大きな結果を生むというそういう意識を私達が持つことしかこのゴミ減量化を進めていくことができないんじゃないかなっていうふうに思っています。只今の回答から言いますと、ゴミ減量推進委員というのは、先ず、全市に亘っているということですね、それと男性、女性の割合も約半分くらいずつで、もっと女性の方が多いかと思っていました。ところが、男性も半分くらい、いらっしゃるということですし、活動については、非常に広範囲な面を持ち合わせているということが分かりました。広報あわらとかケーブルテレビ等そういうもので宣伝するという方法も、もちろんですけども、今後、進んで行くと思われるレジ袋有料化に伴ってマイバック持参運動が盛んになっているこの機を捉えてですね、1人1日100グラムゴミ減量削減運動ですね、それと一緒にあわせて、推進委員さんの力をお借りして、全地区でその方を中心にして、各地区ごとにきめ細かく進めて行くことが可能ではないかなと思います。早速、そのことに取り組んでいただきたいと思います。

次に、もう一つ提案と質問があります。この市役所内で働いていらっしゃる方、現在200人くらい、いらっしゃるのでしょうか。そういう職員の方が毎日働いておられますが、レジ袋もゴミであると考えた時のですね、そういう意識調査を職員の方に対してしていただけないかと思えます。あなたはマイバックを使っていますか、

いつでも持っていますか、普段、持ち歩かない方は、では、これからどうされますか。家庭の中でこんな話を話題にして、自分の家庭の中ってどうなっているのかなってというようなことを家族が話をさせていただくという、そう言ったようなことを市長をはじめ職員の方に対して、一度、意識調査をお願いできないかなと思います。これは、押し付けることが目的ではないんです、マイバックを持ち歩いて、自分からそれを使うということが目的です。どの人も家庭に帰れば、一市民であるわけですし、一生活者であるわけです。人事ではなくて、レジ袋を使わない、エコライフというのを実現するために、先ず、積極的に身近な足元から始めていくのが良いと思うのですが、このことについて如何でしょうか。お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、長谷川忠典君

市民福祉部長(長谷川忠典君) 卯目議員の再質問の職員に対する意識調査ということでございますが、一度、いっぺん、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 是非、お願いいたします。私もできましたら、議会の中で私自身が議員の皆さんにも聞いてみたいと思っております。

次に、これは市長にお伺いしたいと思えます。さっきの山川議員の質問とちょっと重なるところがあります。でも、もしお答えしていただければ幸いです。

前回の12月議会におきまして、中学校整備に関する2つの陳情書が議会に提出されました。その一つである芦原中学校体育館改築に関する陳情書は、常任委員会において、取り上げられなかったというのが実情でした。そして、今回、再度、陳情書が提出されております。芦原中学校歴代PTA会長OB、現在の芦原地区各小学校、芦原中学校のPTA会長、更には、あわら市PTA連合会会長の名前が連れられております。そこには、市民の方の熱い思いが詰まっているようで、親心とでも言いますか、訴えておられるその心境を思うと、胸が熱くなる思いがいたします。市長には提出された中学校整備に関する陳情書を受けてどのように考えておられるのか、今、現在の心境を語っていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ご質問にお答えをいたします。

まず、最初にお断りいたしますが、議会に出された陳情書等につきましては、私は、言及する立場にございません。私、宛てに出されました陳情書あるいは要望書についてということでご理解いただきたいと思います。

「PTAからの陳情書をどう受け止めるのか」とのご質問ですが、中学校整備に関するPTAからの書面による私へのご要望等といたしましては、昨年12月2日に、芦原地区の小中学校PTA会長の連名で「芦原中学校の改修に伴う要望書」

をいただいております。

また、去る2月18日には、歴代の芦原中学校PTA会長、そして、あわら市PTA連合会会長、現在の芦原地区の小中学校のPTA会長の連名で「あわら市中学校整備に関する陳情書」が提出されました。

これらの要望・陳情は、「未来のあわら市を担う子供たちのために、できるだけ整備を行ってほしい」との熱い思いであり、私といたしましては、重く受け止めているところであります。

今後、両中学校とも、教育委員会あるいは関係各位のご意見等をお聞きしながら、許させる範囲内で出来る限りの整備を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 市長も私も同じような気持ちだと思います。やっぱり、親が子供の事を願うというのは、何にも変えがたいものですし、教育環境の充実ということは、本当に誰しものが何とかしてやりたいと思うのが当然のことだと思います。そのことを思って、更にこれからきめ細かい整備を進めていただけるようお願いしたいと思います。

では、質問を終わります。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。再開は、3時20分といたします。

(午後3時10分)

議長(東川継央君) 再開します。

(午後3時22分)

丸谷浩二君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、12番、丸谷浩二君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) では、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。私は、北潟湖に関しましては、かなり関心を持っておりまして、いろいろなことを見てきております。公園、または花菖蒲園、蓮如の里吉崎の御坊さん、いろいろされているんですけども、いまいなかなか活性化が難しいな、というように思っております。そういった中で、それに伴うアクセス関係について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

平成16年3月1日に県内第1号の合併から早や丸5年が過ぎ去ったわけでございまして、先日、その記念式典が盛大に執り行われたところであります。

この先ほど言いました、その施設につきましては、やり方によっては、やはり、かなりの集客能力があるな、というふうにも見ておりますので、そういった観点から質問をさせていただこうと思います。そういった施設につきましても、合併のいりんなすり合わせって言うんですか、建設計画の中にも、またその後、作りました都市計画マスタープランにも謳われております。北潟湖周辺の整備計画、また、それと併せて歴史を伝え、次世代に受け継ぐ学びと交流の拠点としての位置づけをされた吉崎御坊、これらのことが、合併5年を経過した今日に到りましても、なかなか目に見えた施策が行われてないんじゃないかな、というのが普段思っているところでございます。そういった意味も含めまして、また、昨今の北潟湖やその周辺を思う時に、あまり良いイメージが浮かんでこなくなりました。周辺の山々は、赤茶けた地肌が見えたり、ここ2、3年、塩害というようなことで一部、これまた、赤茶けた水田というふうなことで、誠に残念で寂しい気持ちを持ってるものがございます。また、そういった中で、少しでもという中で以前、計画から十数年経ってるんかな、というように認識をしておりますサイクリングロードの工事につきまして、一部のコースは、整備をされて利用されてるように見えますけども、他のところは途切れ、途切れと言いますか、もうせんのかなと思っていたら、昨年少し工事にかかったように見えておりますけれども、今後どのような形で整備をされるのか、また、市としてどのように考えておられるのかをお願いを申し上げたいというふうに思います。やはり、いち早く計画通りの整備をされ、公園や花菖蒲園と、また吉崎御坊めぐりながらの自然や歴史にふれあい、また家族連れでレクリエーションや健康増進し多いに寄与するものというふうに思っているところと、新しい観光的な振興も多いに考えられるんじゃないかな、という点で市としてどういうふうに考えているのかお聞きをしたいというふうに思います。

また一方、湖の東側を通っております、これも重要な県道でありますけども、福井加賀線のいろんな計画につきましても、聞いてはいたんですけども、なかなか、移ってこないというふうに思っております。また、サイクリングロードにつきましても、東側の道路には、一部、県道との併設というような形も以前、聞いていたわけでございます。そういった中で、なかなか進んでいかない、また、この道路は、福井県から小松空港へのアクセス道路として、また、逆に加賀から当市や福井へ向かう北の玄関口としての重要な路線でありまして、また一方、県においては、国道8号線の緊急時のバイパス路線として、県の重要県道というような認知もされているように認識をしております。そういった道路が旧泰然の道路というのは、甚だ遺憾かな、というふうに思うわけで、こういった道路の改良整備計画についても、どのようになっているのか、また、あわら市として、どう進めて行きたいのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、加賀のサイクリング自転車道というのが以前からあるわけでございます。この辺につきましても、そこら辺とのいろんなアクセス道として、以前もお聞きをしたと思うんですけども、加賀市の塩屋へ吉崎から抜ける道路整備についてもお聞

きをしたいというふうに思います。この道路は、以前から懸案になっている道路で、ご存知のとおり、加賀市の永井町から新道がバイパス路線が整備された時の約束ごとであったように聞いているわけですが、依然そのままになっていると、今日どのような状況になっているのか、また、要請等はされているのか、ということで先ず、お聞きをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) それでは、丸谷議員のご質問にお答えいたします。

最初に、サイクリングロード工事の進捗についてということで申し上げさせていただきます。本事業につきましては、議員、ご承知のように、現在、県単独交通安全施設整備事業で進められている事業でございます。

県民がサイクリングのほか、北潟湖を利用したのカヌーや釣りなどの野外レクリエーションを楽しみながら自然を満喫でき、さらには、健康増進と広域的な観光振興を図ることを目的として平成8年度から整備が始められたものでございます。

全体の計画といたしましては、北潟湖南周遊コースが3.7キロメートル、国道305号コースが4.8キロメートル、県道福井金津線コースが5.1キロメートルで、合計延長が13.6キロメートルの計画となっております。

ご質問の、現在の進捗状況ですが、北潟湖南周遊コースにつきましては平成11年3月に完成・供用開始がされており、国道305号コースは整備中でございます。用地買収を行った箇所については、平成19年度で100m、本年度で60mを施行しており、2月末現在の施工延長は約2.8キロメートル、進捗率は58%となっております。

また、県道福井金津線コースにつきましては計画区間という位置づけになっており、未着手のままでございます。今後の整備計画につきましては県におきましては、平成21年度における整備の予定は今のところございません。というような返答でございます。

あわら市といたしましても、議員は言われておりますように全コースが整備され、石川県側の大規模自転車道「加賀回廊」と結ばれ、より広域的な観光ネットワークの形成が図られるよう強く望んでいるところでございます。

次に、県道福井金津線の改良工事についてであります。この県道につきましても、近年、交通量が非常に増えまして、主要地方道という上位に格付けされた県道と相成っております。議員ご指摘のように、以前は北潟湖東側の観音川河口付近から吉崎地区にかけて、いくつかの道路改良の計画案が検討された経緯もございましたが、現在、確定した改良計画は無いということでございます。

最後に、吉崎地区から加賀市塩屋町に続く道路整備についてのご質問でございますが、ご指摘のあわら市側の道路は1級路線市道塩屋線でございます。昭和32年から40年にかけて当時の金津町が施行いたしました吉崎温泉土地地区画整理事業の中で、幅員が15mから17mの用地を確保し、築造した道路でございます。

当該土地区画整理事業施行当時は、加賀市の吉崎町や塩屋町をつなぎ石川県方面との広域的な連携をも視野に入れて道路計画をたてていたこともうかがえますが、現在、道路整備を担当しております加賀市建設部整備課にお聞きしたところ、議員が言われます、加賀市側の道路整備につきましては、吉崎町や塩屋町周辺の自然環境保護の観点から実施の予定は、今のところございません。ということのご返答でございます。

ご質問の1点目と2点目につきましては、県もあわら市も厳しい諸情勢の中ではありますが、県当局に今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますので、地元関係者と議員各位のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

また、加賀市側の道路整備につきましても今後、越前・加賀みずといで湯の文化連邦推進協議会等の中で、加賀市に対し協力が求められないか検討してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 再質問を一つ、一つ行っていきたいと思いますので、まず、サイクリングロードでございます。今、お話をお聞きしますと芦原町時代に大方、予定されていたものができた、その後は、なかなか進んでいないというような状況でございます。当時は、芦原町、金津町ということで北瀧湖を境にしたいろんな調査会という問題もあったのかな、というような思いをしておるわけですが、今、やはり合併をしたということで、一円、一つのまちというような中身の中で、やはり、もう少し大きく進めていただきたいなと、今、湖畔公園にしましても、花菖蒲園にしましても、先ほど言いましたとおり、あわら市にとりましては、かなりの施設でございます吉崎御坊を含めた活性化をいち早く取り組んでいきたいなと、行ってほしいなと、思っています。やはり、こういった時節柄かなと思いますけども、やはり、周辺のいろんな端っこの地区は、なかなかこういうような措置が薄いなというような感じをしております。そういった面を含めまして、こういった計画されたロードにつきましても、できる限り完成を急いでいただきたいというふうに思います。先日の合併式典の席上でも知事の代理として総務部長が祝辞を述べられましたけども、北瀧湖のいろんなことについては、助成をいろいろ力強く注ぐという旨の発言があったかなというような、自分自身、こう思っているわけですが、そういった県といたしましても、北瀧湖の道路につきましては、やはり趣きを持っていただいているというような認識をしておりますので、やはり、そういった意味で今後、どのように進めていくのか、再度、お願いをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の丸谷議員の観光面も含めた全体の事業の進め方ということでございますけれども、当然、土木に関しましては、今、計画されておりますサイクリングロードの早期完成も働きかけていきたいと思っておりますけれ

ども、また、観光部門につきましては、そういう部署とのですね、連携を取りながらですね、少しでも魅力ある地域資源をですね、PRしていくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 是非とも、尻切れとんぼにならないようお願いをしたいというふうに思います。県道につきましては、先ほど、部長の方からいろいろ答弁いただきました。この道路がかなりの交通量が通っております。夜中、大きな輸送用のトラックも何台か走っておるように、音がしますので分かりますけれども、そういったものもあります。そういった中で、あれだけの交通量の中で路肩もないような、ああいう県道が曲がりくねって走っているということには、かなり、危険度も増しております。行く度に水田やら側溝の方へ転落をしております。悪質な運転手ですとそのまま逃げ去ってしまうということで、幾度となく地元の者が補修したり、いろんな改修をしたりというようなことをここ何年かやってきております。そういった意味も含めましても、やはり、道路につきましては、県の重要な路線ということで強く要請をお願いしたいというふうに思います。

それから、塩屋に抜ける道のことでございますけれども、金津町時代にあったことですのであれですけども、市長もご存知だろうというふうに思います。今、当市の吉崎と浜坂、それから加賀の塩屋と瀬越町、それから永井町の各集落との間で越前・加賀県境懇話会という会を立ち上げております。中身につきましては、災害や防災、または、その時の総合協力、また、住民の生活を脅かす窃盗やら、また不審者等々の情報の交換、そして、住民同士の意見の交換等が行うような、ここ7、8年前から活動を行っているものでございまして、先ほどの地域コンテスト版かなというふうに思っています。そういった席でも、幾たびか、こういった道の話が出ておるわけでございまして、地区の要望書にもここ数年来ずっとこういう話を進めようという要望が、ずっと上がってきているわけでございまして、やはり、住民にしますと、行政同士が話をし、道を付けて、その結末がおかしくなっているというのは、どうも納得いかんというような思いが強くしているところでございますので、そういったものを早々に実現に向けていただきたいなというふうに思っておりますので、市長も加賀と水の連邦ということで、加賀の理事者ともお会いになることがあると思うんですけども、やはり、そういったこと等で、もし、お気持ちがあれば、お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今ほど、ご紹介のありました協議会ですね、私も2年連続で出させていただきますし、その時にもそういうご要望が出ました。ただ、加賀市から出席されていたのは、市長ではなくて2年とも副市長でありました。で、そ

の時の前向きな答弁はなかったように記憶しております。今ほど、部長が答弁いたしましたように改めて加賀市の担当の方に確認したところ、先ほどのような答弁のような内容であったようであります。そうは言いましても、聞くところによりますと、あの道路を吉崎の方へ作った時にはですね、当時、確か、県議会の議長をされていたのではなかったかと思いますが、その時のいろいろな条件といいますか、話があった事が一つの理由になっていたというふうに聞いておりますので、折を見てですね、また、加賀市長にも特に吉崎としては、こういう要望が強いということをもた、お伝えしてまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 市長がそういうことをおっしゃっていただきまして、本当に、市長は歴史とか文化には、熱い心を持っているなというふうに認識をしておりますので、やはり、吉崎御坊もなかなか厳しい状況に立ち入っております。地区全体もそうですし、北潟湖を巡るいろんなものにつきましても、やはり、先ほど言いましたように昨今、寂しい状況になっておりますので、そういったものを含めまして、やはり、周辺のもので合併して、変わらんと、悪くならなんだなというふうな最低限の事は、行政としてはしていかななくてはいけないのではないか、というふうな思いもございまして、今、申し上げました事については、力強く要請をしていただきたいなど、道路、サイクリングロード、全てに関してそうですけども、あわら市の財産であります北潟湖周辺のいろんなものが、自然にマッチしたような形で発展できればと、そう思っているものでございまして、そういった面、強く要請をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

八木秀雄君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) それでは、1番、八木秀雄、質問をさせていただきます。2つございます。先ず、1番目に市長の公約でございます若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくりについて、それから、2番目には、教育委員会の方に総合型スポーツクラブについてご質問をさせていただきます。

先般、3月の1日にあわら市が5周年の記念事業がありまして、その中に市長が市民憲章を発表されました。

前文に雄大な海と優しい湖、それから美しい山に清らかな川、豊かな実りをもった大地、そして、癒しの湯と、そして、先人が築き上げられた歴史と文化が見えるまちとこのように謳ってました。私は、このあわら市に私もずっと住んでまして、60年になります。今、この市民憲章を非常に私は感銘したわけですけど、この5

つの中に、先ず、その雄大な海と優しい湖があると、本当に芦原海岸ですか、波松の方に本当に長い海岸線があります。若い人達はあそこでサファーマンの方が非常に全国的にも素晴らしいサファーマンの方ということで、年間を通じて行ってます。また、波松というその地域に子なごという一つの独特のお魚を採って、それを福井県内の方に販売しているとか、それから、その美しい湖ですね、そこには、いろんなボートとか、それから魚釣りとか、そして、湖の周りに自転車でサイクリングロードがあるとか、散歩をしてみるとか、本当に今、近年、見てみると、北潟湖畔の周りが非常に、何て言うんですかね、こういうランニングする人に人気があるという場所になってきましたということをお聞きしています。それから、豊かな実りをもった大地と、これもやはり、福井県には、先ず、北部丘陵のことを言っていると思います。本当に私も子供の時に、そこで大根を収穫したり、お芋を収穫したり、菜種を収穫したり、近年では、スイカとか柿とか、いろんなものを一生懸命作ってられて、本当に県外問わず、皆様に非常に美味しいものを提供しているところがたくさんあると、また観光農業としても、非常にあわらに着て旅館に泊まった方、近くに来た方々達が観光農園としても非常に盛んであると、このように言われております。

また、癒しの湯ということで、もう120年以上経ちますこのあわら温泉、本当に我々、子供の頃に時から関西の奥座敷ということで、田んぼの中の温泉だというけど、やはり、その地元の、何て言うんですかね、温かい、その何て言うんか、人柄、美味しいお米とか、美味しい魚があって、本当に今でも120年以上、非常にお客様が大変来ていただいている、というようなこともお聞きしています。

また、先人が築き上げた歴史と文化とまちづくりということで、代表的なのは、下番の藤野巖九郎先生と中国の魯迅先生との師弟愛、これも非常に我々も中国へ行って、交流を深めたり、また、中学生の方もホームステイをしていると、こういう非常に先生の、何て言うんですかね、お気持ちを含むというんですかね、この言い伝えを教育学習面で一生懸命やってるんじゃないかと、このように思います。

また、創作の森という著名な作家の方がいらっしゃって、そこで滞在型で共存共栄で我々と一緒にいろんなイベントをしたり、たくさんの方に来ていただきまして、交流の場があるということもございます。また、働く場ですね、このあわら市というのは、旧金津中の、やはり皆さんのおかげで、非常に優秀な優良な企業がたくさん来ていただきまして、地元のために非常にいろんな面で、何て言うんですかね、非常にお世話になっていると、こういうようなことを含めると、私は、声を大にしてでも、やはり、このあわら市というところは、福井県内にいくつかの市町村がありますけど、本当に僕は、素晴らしいところだと思います。私も家業で民宿という家業をしていますが、その方達にもこのあわら温泉というのは、先ほど述べたようなことを本当にお話しますと、本当にここに住みたいくなるという、ここは本当に良いところですねと、のんびりしてて、本当に人間らしい生活ができるのではないかと、というようなそういうような会話をさせていただきます。ところで、市長、このような条件の整ったところを見据えて若者が住み、産み、育てたくなるまちを市長は、

このベースの基に考えたのではないかと、このように私は思います。それで、質問に入りますけど、市長のこのビジョンについてお答えをお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 八木議員のご質問にお答えをいたします。

坪田議員のご質問でもお答えしたように、人口の減少と高齢化は、地域の停滞を招きます。

平成16年をピークに人口減少に転じたといわれるわが国において、人口増加のための施策は、各自治体にとって、最も重要かつ喫緊に取り組まなければならない課題であり、今こそ、地方のアイデアが求められているときであると考えます。

「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」とは、あわら市で生まれ育った子どもたちが大人になっても住み続けることはもちろんのこと、就学などでいったん県外に出た後も再び戻ってくることを、さらにはあわら市以外の市町村で生まれ育った若者がこのまちに住み、そして、安心して子育てができることを目指すものであり、現在の社会状況とあわら市の置かれた地理的条件などを考えると、きわめてハードルの高い課題で、短期的に解決できる特効薬はございません。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、今こそ、地域間競争における自治体としての知恵の見せ所ではないかと考えるわけであります。

乳幼児医療費助成事業や延長保育事業、勤労者定住促進事業をはじめ、これまでも、さまざまな分野において、若者の定住を促進し、子育てと子供たちの成長を支援する制度はございました。

既存事業で申し上げますと、平成20年度当初予算ベースで、2億円余りにも達しております。

こうした既存事業に加えて、平成21年度からは新たな事業を展開しようとするもので、主な事業について申し上げますと、「乳幼児インフルエンザ予防接種助成制度」は、小学校就学前の乳幼児に対し、1回当たり1,000円、1人2回までの接種費を助成するもの、「勤労者の住宅取得支援事業」は、住宅購入の際の借入金への利子補給制度について、これまでは特定の金融機関での借入みに限定されていたものを、市内のすべての銀行などに拡大するとともに、利用できる住宅の床面積も緩和するもの、「ブックスタート事業」は、乳児検診に訪れた赤ちゃんとお母さんに絵本をプレゼントし、子どもたちの情操教育のきっかけを作ろうというものであります。

本施策に関し、平成21年度新たに展開する事業費の額は、約440万円と、金額的にはそう多いものではありませんが、こうした事業が、他の事業と複合的に関連しあって、何年か後にはあわら市の人口増へとつながることを期待するものであります。

なお、施策の検討に当たった庁内プロジェクトチームからは、本施策を進めるためには、まず「住んでもらうこと」が先決との報告を受け、特に平成21年度は「定

住」に力を入れております。

そして、以後、徐々に「生み、育てる」へと政策を拡大しながら、公約である「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の実現を目指して参りたいと考えております。

また、こうした定住や子育ての支援策を市内外の皆さんに知っていただくために、市のホームページに専用のコーナーを設けるなどして、積極的に制度をPRして参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 市長よりね、子育てと子供達の成長を支援する制度を作ると、並び平成21年度より、定住に力を入れると大変ありがたいお言葉をいただきました。私は、今、市長の意気込みですね、他の市町に比べても見劣りのしない事業だと、このように思います。私は、市長にもご答弁をしていただきたいことは、やはり、この子供達が子供をこのまちで産みたいと、ここで住みたいと、育てたいということですね、市長の公約の中に入ってます。やはり、何と言ってもまちづくりは、やはり、子供を育てるための環境づくりをするということが、僕は一番大事ではないなかとと思います。そういうことを踏まえて、それが先ず、最優先だと私は思います。いろんなハード的なもの、道を直したり、改良したりそういうことも大切だと思えますけど、私は、市長はやはり、公約に挙げられているように先ず、子供を何とか、このまちで住んで教育していただいて、ましては、このまちで働いていただきたいと、そして、働いた方だけが我々のものをまた、見守ってほしいと、これに僕は尽きるのではないかとと思います。そこで、市長、やはり、今、学校問題でいろんな論議をされてます。その中で何とかそれは、やはり、何とか住み良い、子供達が住み良いまちづくりをしていただくためにそういうような討論が私は出ているのではないかとこのように思います。

市長、是非ね、市長自ら先頭に立ってやっていただければ、この市長が掲げた若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくりは、必ずなると思いますので、もう一度、その先頭になって、リーダーシップでやるんだというお気持ちであれば、是非、その、何て言うんですかね、意気込みをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) いわゆる若者を定住策というのは、先ほども申し上げましたが、単一的な施策を打って達成できるというものではないと思います。これは、今までにも度々申し上げておりますが、やはり、若い人達が住んで貰うためにはですね、働く場もなければならぬと思いますし、それから、いろいろ聞いてみますと、やはり、自然の豊かのところが良いという希望もありますしかし、一方ではそう言いながらもやはり、若い人達ですから賑わいも欲しいというようなこともあります。諸々の生活のための基盤整備も整ななければならぬと思います。そういう諸々の

施策が有機的に繋がって初めて若者定住の効果が現れるのではないかというふうな非常に大きなこれはビジョンだと思います。

今、議員がご指摘のように子育ての良い環境と整える事が大変重要であるというご指摘でございました。私も確かにそのように思います。そういうことも、やはりなければなかなかこの若者定住の成果が上がってこないのではないかなというふうに思います。例えば、学校整備につきましても、そのような思いで私もやっております。ただやはり、外側から見てですね、あわら市というのは、子育てを大事にするんだとか、教育を大事にしているまちなんだというようなことが見えるかどうか、ここがやはり、私は大事なのではないかなというふうに思っております。

もちろん、そういうことのために私も市長になったわけだと思います。自分でのような使命があるんだというふうに思っておりますので、引き続き、こういう目標のためにですね、頑張っておきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 今、市長、答弁の中でね、極めて高いハードル、課題であると、もう一つは、短期的に解決できる特効薬はないのではないかという具合にご答弁しました。私は、ちょっと違うんですね、市長と考え方が、やはり長期的にするとは僕は全然間に合わないと思います。やはり、短期的にどうすればよいのか、市でしたらね、やはり、市民と一緒に考えね、何と言うか、先を見据えたということで、市民と一緒にその特効薬というものを作る、市民と一緒に何とかこのハードルを低くするような努力をする、今、こんなことを言うのであればですけど、市長がお聞きするのは、行政側がいろんな策をやるから、それを待ってくださいという具合にちょっと聞こえたんですけど、僕は、やっぱ、今からでも何とか早くこのまちに住んでいただくために、やっぱ、市民と一緒に汗をかいて、やはり、これは僕はね、それは非常に僕は説得力があると思います。そういうふうに思いますけど、如何ですか、市長。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 市民との協働と言いますか、これも市民憲章の中にも謳われておりますけども、市民と一緒に汗を流すということは大変大事なことだと思います。ただ今、これは、若者定住と言いますか、このことについてですね、市民と伴に汗を流すと言われましてもですね、即その特効薬というような、議員がご指摘のような特効薬的なものが、それは生まれればいいんですけども、もちろんやりますけども、それは、なかなか、特効薬的なものは、なかなか見つからないのではないかな、というふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) それでは、総合型地域スポーツクラブについてご質問をさせて

いただきます。今日、傍聴なさってる方、それから、後で放映されるテレビを見ていただけるあわら市民の方に総合型地域スポーツクラブって初めて耳にする方も私はいらっしゃるのではないかと思います。

ある男性の方は、体育館でも一つ建てるんですか、という具合に言われまして、えっと思ったんですけど、そういう具合に認識なされている方もいらっしゃいました。それで、今、この市民の皆様はその総合型スポーツクラブを私が質問する前にどのようなことか、ということをちょっとお話を一般質問をする前にさせていただきたいと思います。

私も同代なんですけど、団塊の世代ということで、昭和43年ですね、福井国体が開催されました。みごと天皇杯と皇后杯を人口の少ない県ですけど獲得する事ができました。この事は、県民にとって自信と誇りを持ち福井人も努力をすればできると、全国民に発信ができたと思います

中学校、高校においても、その当時はほとんどの学生が部活動に入り、また、企業においても、スポーツクラブがあり、私自信も同僚と一緒に楽しんだ思いがあります。そして、昭和50年代にますます社会体育も盛んになり、例えば、各集落でソフトボールチームができるような勢いでありました。平成4年には、地域密着型のJリーグが始まり、今では各県にもJリーグの予備軍ができております。同時にスポーツ少年団も次々と各地域ででき、私がサッカースポーツ少年団を昭和54年に設団した時には、県内で13番目作ったわけですけど、今では、70以上の少年団のチームがございます。ましては、女性のチームもたくさん県内にあります。しかし、最近では、中学校、高校生の部活動離れ、辛い事はやりたくない、レギュラーになれないのなら初めからやらないと、それから、スポーツ少年団では、まだまだ、勝ち負けにこだわり、練習日程も多く、父兄からは子供達にスポーツの楽しさ、子供と子供、親どうしのコミュニケーションの場、そういうものが本来の目的ですけど、そういうことが今はなされていないというような問題があります。

それから、あわら市がスポーツ課の方から数値からあわら市のスポーツ少年団の加入している数は、全体の3分の1、小学生の全生徒の3分の1、約500人強ぐらいしか入っていません。これもスポーツ離れだとこのように思います。特にあわら市の運動スポーツに関するアンケート調査によりますと、運動、スポーツの活動の有無で、50代の方が男女とも約73%がスポーツをしていないと、それから、60代では、約65%の方がスポーツをしていないと、こういうスポーツ離れになってます。以上これらのことを踏まえて、子供から高齢者まで誰もがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブが文部科学省の指導において平成16年から発足し、ようやくあわら市においても導入しなければならないことになりました。良い機会だと思ひまして、この総合型スポーツクラブについての進捗状況、あわら市の独自の案はあるのかということをご質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 八木議員のご質問にお答えをいたします。

本市といたしましては、広報等でもお示ししたとおり、教育委員会の重点目標のひとつとして、平成21年度のクラブ設立に向けた取り組みを推進し、あらゆる人が健康で潤いのある生活を送るため、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整えていくこととしております。

このことから、平成20年度は、文部科学省の委託事業として、設立準備特別支援委託事業を実施しております。

その事務内容といたしましては、今後のクラブの運営等を協議するための資料として、20歳から69歳までの市民の皆様を対象といたしました「運動・スポーツに関しますニーズ調査」を行い、集計結果をホームページに掲載しております。

また、本年2月には、運動・スポーツに携わっておられる役員、指導者及び代表の方々に参加をいただき研修会を開催するとともに、現在、ケーブルテレビでも、その研修内容を放映し、普及啓発を図っているところです。

なお、平成21年度につきましては、設立準備委員会を設置し、規約や組織などのクラブの創設に必要な準備作業を行いながら、平成22年3月のクラブ設立を目指し進めていくこととしております。

言うまでもなく、総合型地域スポーツクラブは、スポーツ関係団体等を中心とした自主運営を基本とする組織であり、そのクラブの中で運営方針を協議し、策定を行うべきであると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、クラブの設立につきましては、そうした組織が生涯スポーツ社会を実現するうえで重要な役割を担うことから、あわら市といたしましては市民の運営による多世代型のスポーツクラブの設立を促進し、新しい流れの中でのスポーツ活動ができるよう側面から支援して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 今、答弁の中にクラブの設立につきましては、クラブ組織が生涯スポーツ社会を実現するうえで重要な役割を担うということから、市民の運動による多世代型のスポーツクラブの設立を促進と、新しい流れの中でスポーツ活動ができるよう側面から支援してまいりたいと考えています。とご答弁をなされました。

私なりに解釈をいたしますとジュニアと成人、ジュニアと中・高齢者、青年と中・高齢者等、多種向、多種目にて、いつでもどこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができるような環境を整えるために地域に根付いたスポーツクラブの育成と定着を支援することと思えます。

私もスポーツ少年団で総合型地域スポーツクラブを野洲市のYASUほほえみクラブに視察に行き参りました。また、独自で調査した結果、このようなことをご提案をいたします。

あわら市のスポーツ少年団に加入していない子供達は、先ほど言いましたように

65%いらっしゃいます。先ず、少年団を優先をして立ち上げて、そのスポーツ少年団の加入率の向上を是非していただきたいと、そして、楽しく活動していただくようなクラブに是非、お願いをしたいということです。

また、独自の運営活動をしていくために保護者の理解ですね、保護者の意見をしっかりと聞いてやっていただきたいと思います。

それから、スポーツ少年団を軸に活動を展開し、スポーツを通じて健全な心と体の成長を図ると共に、地域との連携による市全体での子供達を育てていく、高齢者のためにも、自主、自立を基本にやらせているというのではなく、自分からやりたいという気持ちを大切に是非、クラブを作っていただきたいとこのように思います。このあわらというところは、本当にいろんな、どう言うんですかね、子供達にもいろんな、遊んでもなかなか遊ぶ場所もないとか、遊ぶ仲間もないとか、そういう方もたくさんいらっしゃると思いますので、是非、あわら独自のそういう総合型地域スポーツクラブを是非、作っていただきたいとこのように思います。ご答弁は、いいですね。

以上で終わります。

北島 登君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 通告順に従いまして、6番、市政会、北島 登の一般質問を行ないます。

今回は、学校教育の教育内容全般について、質問並びに提言をしたいと思います。2月22日の西川、橋下両知事の対談で教育の話の中での一コマ、橋下大阪府知事より全国学力調査の結果は、小学校6年生で全国第2位、中学校3年生では全国第1位、全国体力テストの結果は、小学校5年生では、全国第1位、中学校2年生では全国第2位、文武両道、最上位の本県を教育のお手本とし、福井の先生に大阪に来てもらいたい、生の声を聞かせてほしい、教員、子供の交流を行いたいと、熱烈オファーがあったことは記憶に新しいと思います。また、金津小学校においても、県内の学校の中でも良い成績だったと聞いております。この素晴らしい成績を上げる事ができている要因とは何か。各小中学校の成績結果はどうか。また、本市での学校教育現場では、子供達の知・体・徳の向上を進めていると思います。道徳教育、豊かな心を育てる取り組みと成果はどうか。教育長、当あわら市の教育長になられて2年、3年目を向かう折り返し地点に経って、市の独立した機関の長として、過去に何をされてきたか。また、平成21年度予算編成にあたり、教育全般的な考え方、今後の主な取り組みをお伺いしたい。答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 北島議員の教育に関するご質問でございます。

先ず、福井県は文武両道に優れている、また、当あわら市も県に負けず劣らずで、文武両道でがんばっております。これひとえに福井県の先生方の努力の賜物というふうに私は思っておりますし、感謝しております。

当あわら市に関するご質問でございます。当あわら市の学力も県に遜色なく、小学校につきましては、県と同じぐらい、また中学校につきましては、県とちょっと差がありますが、それに近いところで維持しているということでございますので、個々に関しましては、恐縮ながら回答を控えさせていただきます。と申しますのは、個々に申し上げればそれぞれにまた競争という形で一生懸命やっている先生方にプレッシャーをかけるということが、私としては弊害でありますし、また小さな学校の少ない人数の中でそれを議論すること事態がたいへん難しいんじゃないかと、私は現場の先生方には是非、個々の子供達の能力を、いわゆる学力調査の結果を見て対応してくださいというようなお願いをしております。また、体力につきましても、福井県は大変優れているということでございました。当市につきましても、男子につきましては、小学校5年生、それも大変、県に近い状態でございます。また、中学校の男子につきましては、はるかに県を越えているという状態でございますので、一部ちょっと女子の方が少し、もう少しがんばってほしいなということですが、全体的に見ますと、非常にあわら市もがんばっているというふうに私は思っております。

それでは、今年度の当初予算案についての方向性ということでございますが、私、就任当初から学校へ指示、お願いしていることは、総合的な学力をつけよということ徹底をお願いしております。ただ、知力だけでなく、子供達にいろんなことを体験させてやることによって、子供達の幅が広がるというようなことで、お願いしていることでございまして、いろんな行事を知力を上げるために切らないでほしいということをお願いしている。また、それぞれ一人ひとりの子供を大切に議員の皆様方にいつも子供はあわらの宝というご発言がいただいておりますので、それぞれの子供をしっかり見てほしいということでお願いしているところでございます。

本市の教育委員会では、先ず、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい人間の育成」を教育の基本方針として、様々な政策を展開しております。平成21年度の学校教育に係る予算編成にあたっては、主に次の4点を重点施策として設定させていただきました。

1点目は「子供たち一人ひとりに教師、保護者、地域の目が行き届く教育の実施」、2点目は「児童・生徒の安全・安心と、よりよい教育環境を確保するための学校整備」、3点目は「小学校が平成23年度、中学校は平成24年度から本格実施される新学習指導要領に向けた取組み」、4点目は「教職員へのパソコン配置」であり

ます。

それぞれの政策の具体的取組みを申し上げますと、1点目の「子供たち一人ひとりに教師、保護者、地域の目が行き届く教育の実施」につきましては、小学校と中学校における児童・生徒の相互交流や学校訪問、教職員の交流指導などの小中連携事業、地域学校協議会の継続的活動、小中学校への市単独予算による講師の配置などが挙げられます。

2点目の「児童・生徒の安全・安心と、よりよい教育環境を確保するための学校整備」につきましては、懸案となっておりました両中学校の耐震補強及び改修工事に着手するとともに、昨年度の体育館補強工事に引き続き、関係小学校校舎の耐震補強及び関連改修工事に着手いたします。

3点目の「新学習指導要領に向けた取組み」につきましては、小学校での外国語活動を促進するため、外国語指導助手1名を配置するほか、前倒しにより平成21年度から新学習指導要領の一部が実施される理科及び算数・数学の教材の充実を図ることとしております。

最後の4点目、「教職員へのパソコン配置」につきましては、新たに、市内各小中学校、幼稚園の全教職員にパソコンを配置することとしたものであります。

申し上げるまでもございませんが、学校は、子供たち一人ひとりが大切にされていると実感でき、毎日いきいきと通うことができなければなりません。

市教育委員会といたしましては、これらの施策を中心に、学校だけでなく、家庭や地域がそれぞれ力を合わせて、ふるさと「あわら」を愛し、未来の「あわら」を担う子供たちの育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 僕の質問に答えていただけなかったのが2点、道徳教育、豊かな心を育てるという取り組みについてどうか。それから、教育長になられて2年間、過去にどういったことをされてきたか。これは後ほどでも述べていただきと思います。

続きまして行かさせていただきます。その4点の中で全先生にパソコンを譲渡するというか、対応するというか、お貸しするということなわけですが、これによっての結構、今どこの、あわら市だけじゃないと思うんですけど、どこの自治体もそうだと思いますし、どこの学校の現場でもそうだと思います。教職員がかなり激務で時間外を取らなければ、職務が全うできないという現状があります。多忙の理由は、生活指導の生徒が増えてきているというのもありますけど、主に学校が処理する業務やら作成文章がかなり増えてきていると、そういったこともあると思います。パソコンを出す事によって、そういった時間外勤務、そういったものというのは減るんでしょうかね、教育長。そこら辺度を重ねてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) たくさんの項目がありましたので、全て順序良くとなるかどうか分かりませんが、先ず、とりあえずパソコンの配備に関することから、パソコンを配備していただく、今まで、学校の先生方、個人用にはパソコンは授業に配置しておりませんでした。パソコンは配備する事によって、一回、担当が作った資料をそのまま、または教材を共有することが簡単にできるということが大きなメリットではないかというふうに思いますし、今時の子供達は、なかなか先生の授業に興味を示さないというときに、ぱっと映像を出したり、新しい資料を即座に出せるということは、非常に手法的にすばらしいことであるというふうに私は思っております。

議員ご指摘のように先生方が忙しくなるんじゃないかと、これは今、先ほど、私、2年間、お前、何してたんだというようなご発言もございましたが、先生方には、子供から目を離さすなど、先ず、子供一人ひとりを見ていきなさいということで、先生方に何て言うんですか、子供達が学校にいる間は、目を離さないでしっかり子供を見てやってほしいと、お願いしておりますので、子供達が帰ってから、仕事をするということになるかと思いますが、これは、子供を大切にすることと、仕事の量を減らすということも、これはジレンマでございますので、そこら辺りが簡単に一言では済まないところがございます。そういうところから、教材を共有できるということのためにパソコンの導入に踏み切ったわけでございます

また、2年間何をしてきたというようなご発言でございますが、一貫して学校問題で厳しい状況ではありましたが、学校の先生方、現場を回って目の前の子供のために力を尽くして欲しいということをお願ひして回りました。その結果が、今ほど申しました文武両道にあわら市の子供達も県レベルの維持をしているというところではないかというふうに私は思っております。

また、道徳の授業につきましても、道徳教材を使って、なかなか先生方、尻込みして、公開授業はなさらないんですが、公開授業をしていただくように今、進めているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番(北島 登君) それでは、いじめの状況についてお伺いしたいと思います。今、当あわら市でいじめがあるかないかということなんですけど、県の平成18年度ですか、実施されました県のいじめアンケートによりますとあわら市内の子供達、小学校低学年で27.9%、高学年で17.3%、中学生で9%ありました。先ず、その後アンケート調査を行われていますか。市独自でも結構です。それから、現在のいじめの状況等は把握はされていますか。また、不登校の状況はどうでしょうか。お伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) いじめ等の状況についてというご質問でございますが、今、議

員はパーセンテージで県の状態等を申し上げましたが、数で申しあげますと昨年度末の状況で県内の発生件数は2,173件、このうち、公立小学校は1,190件、公立中学校は699件となっております。

具体的な内容といたしましては、小中学校とも、「冷やかしゃ、からかい、悪口」が最も多く、次いで、「仲間はずれ、集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれる」などとなっております。

なお、この件数の割合、すなわち認知率でございますが、本県は、全国的に非常に高い率となっております。

これは、本調査におけるいじめの定義を児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものというふうに幅広い認定というふうにしておりますので、数字的には上がっているかと思えます。本県の場合、些細ないじめも見逃さず早期発見に努めております。子どもたちが、いじめを訴えやすい学級運営ができていたためと考えられておりますので、これは本当に現場の先生方が努力している結果、数が多いんだというふうにお取りいただいたほうがありがたいと思えます。

本市におきましても、各学校、児童・生徒に対しまして、定期的に学級担任や他の教職員、スクールカウンセラー等の各種相談員が状況把握と指導にあたりるとともに、カウンセリングや保護者との連携などを行い、早期発見に努めているところでございます。また、学校によっては、学期ごとに調査をしている学校もございます。また、担任が先ほどから私、申し上げてます子供達から目を離さないようになるべく見て欲しいというようなところから数字的なものがございます。個々の細かい学校ごとの数字は、申し上げるのは控えさせていただきますが、市としての数字でございまして、ご了解いただきたいというふうに思います。

先ず、過去の例でいきますと、本市18年度におきましては小中合わせて78件のいじめが確認されております。また、19年度におきましては、小中合わせて53件のいじめが確認されているところでございます。また、本年度につきましては、最終集計ではございませんので、前半期、今、9月までの集計数値でございますが、小中合わせて11件のいじめを確認しているところでございます。また、ご質問の不登校についてということでございますが、不登校につきましては、不登校というような表現、何と言うのですか、適切かどうかわかりませんが、学校に来れない子、または、休みがちな子というふうにお取り願いたい。心意的に学校に来れない子、または、個人的な病気というようなものもございしますので、一概ではございませんが、数字的には、19年度、小学校・中学校合わせて31名、これは年間30日以上欠席者でございます。また、20年度につきましては、本年1月末現在で小・中合わせて27名でございます。これらにつきましては、担任、先ほども申しましたようにカウンセラーと家庭訪問、また、相談活動をさせていただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 学校に出られないお子さんが非常に思っていたより多かったんで、ちょっとびっくりしてます。あわら市でもいきいき教室並びにスクールカウンセラーそういったものの取り組みはされてますよね、また且つ、県の方も力を入れてされていると聞き及んでおります。その中で今、数字がちょっと大きかったんで、ちょっと気になったんですけど、確か、今年平成21年度の当初予算で、カウンセリングの委託料がソーシャルワーカー分ですかね、250万円削減されています。確かに、19年度から20年度上半期、難しいですね、増えていると言えそうな感じもするんですけど、31人、27人ということなんで、県の補助事業で対応してもらって、尚且つ、この部分はあわら市としての予算から省いたというふうに聞き及んでおります。人数が減ってたら、それなりに充当するべきものじゃないですかね。

それについて教育長お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長（寺井靖高君） 今、ご指摘のソーシャルワーカーの話でございます。20年度当初につきましては、国からの10割が市へ直に補助金をいただいております。ところが21年度からは、県一括ということで県が採用し配置するというのでそれに関する予算は省かせていただいておりますので、ゼロということではなく、人はまたお見えになるというふうになるかと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 分かってるんです。ただ、増えている、増えそうな状態であるのに、じゃ、私費は投じないのかということが言いたかっただけで、いいです。次いきます。また、後からでも教えてください。

PC、もしくは携帯電話の活用というか、子供さんが持ってる方もいらっしゃるんで、そういったものの、当然、学校へは持ってきていないのが当たり前なんですけど、取り扱い指導、そういったものをちょっと聞かせていただけますか。最近、インターネット犯罪に巻き込まれるという大きな題名でパソコンのホームページが出てますんで、お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長（寺井靖高君） パソコン、携帯電話の指導と取扱いということでございます。現在、児童・生徒が携帯電話やパソコンのメール機能、インターネット機能を利用する機会は、近年、急激に増加してきております。全国的には、それに伴い、インターネット上での特定の者の誹謗中傷が行われるなど、「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じてきております。

また、児童・生徒が、いわゆる「出会い系サイト」等のインターネット上の有害

な情報に携帯電話等からアクセスし、犯罪に巻き込まれる事件も起こってきております。

このような状況の中で、本市におきましては、早い時期から、校長会等で、情報モラル教育の実践、並びに携帯電話の「原則、学校への持込禁止」を指導してまいりました。

特に、昨年9月25日には、文書で、各校長あてに「その取組みの徹底」について通知をしているところであります。

また、先月末に新聞等でも報道されておりました県教育委員会からの「学校における携帯電話の取扱いに関する指導方針」の決定を受け、3月2日には、改めて、「学校への原則持込禁止」、「情報モラル教育の推進」、「家庭や地域に対する働きかけ」などについて、各学校長あてに通知を行っているところでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) どういった危険があるかということ、やはり認識していただいていますんで、それをきちっと学校に反映していただけたら、それで問題はないと思います。これだけは、本当に見えないところに動いているものですから、根が深いといえますか、個人のホームページから突然、変化をしていじめサイトになると、最終的には、学校裏サイトに発展するというケースが多々ありますんで、そういったことのないよう心の教育に努めていただきたいと思います。

それでは、主に教育委員会関係について、次ご質問させていただきたいと思えます。見たことがないんで、多分、策定はされていないと思えます。教育基本計画ですとか、教育行政評価システム、行政大綱とは全然違います。中身が、主に学校単位の学校評価やらその学校に対する自己評価、外部評価、第三者評価にあたるものです。これ元々、平成18年12月22日に、戦後、教育行政の枠組みを抜本的に見直した改正教育基本法や教育関連三法が施行されることから、こういった動きが進んできていると思えます。我が市としては、まだそういったことをやっていないというふうに思ってるんで、やっていたらごめんなさいね。やっていないんだったらやっていただきたいと、新たな出発の年として教育長にも考えていただきたいと、改正条項には、教育委員会の責任体制の明確化や教育委員会の体制の充実、教育における地方分権の推進等があり、地方教育行政に求められる割合は一層、大きいものとなってきております。また、国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。と規定するとともに地方公共団体には、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実行しなければならないと規定されております。また、地方分権の理念を尊重しつつ、こうした改正教育基本法に基づき地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制を充実していくとともに国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、最終的には、教育に国が責

任を負える体制を構築していく必要があると思います。今後、国は教育の実施について、ナショナルスタンダード、全国的な基準を策定し、その最終的に担保されるよう保障する責務を負うものであり、国、地方との関係は、このナショナルスタンダードとローカルオプティマム、それぞれの地域において最適な状態とのバランスをいかにして図るかが教育行政の充実や公教育への信頼確保にとって需要であると思います。ここで伺いたいと思います。責任ある教育行政の実現のための教育委員会の改革や教育基本計画や先ほど言いましたように学校単位の学校評価やら、それから教育行政評価等々を行おうと思う気持ち、おつもりはございますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今、何点か議員から指摘され、また、私自身も今、教育基本計画の話からいろいろな議員のご意見を伺って、もっと勉強せなあかんと思いつながら、先ず、本市といたしましては、教育基本計画、国のものを受けまして、また、県の指導を受けまして今、現在取り組みを始めたところでございますので、21年度には20年度分がご報告できるのではないかとこのように思っております。また、学校現場には、いわゆるコミュニティスクール制度というものを先ず全小中学校、昨年、一昨年の2年間で、また今年度も継続してやっている中で地域の方々のご意見を伺いながら学校評価の部分を地域に好評していくというようなものやっております。また、それらを学校からは、教育委員会に報告をいただくというふうに義務付けたところでございます。だから、今年度末には挙がってくるかと思っております。また、今言いましたように、それと一方、あわら市は進めまして市全体での学校評価というものに取り組んでいるところでございます。これは、県のいわゆるモデル事業としてのお金を少しいただきまして取り組んでいるところでございますので、個々の学校のものの上に、また市としてもきちっとリンクさせていく、という考えでこれをまた、出てまいりますれば、市民の皆様にもまた、好評していけるんじゃないかということ、学校も教員も自分達がやっていることを保護者、地域にお知らせして、また、それを評価していただくという厳しい姿勢というふうにお取りいただければよろしいかと思っております。また、実情に応じた施策というようなこれも教育委員会としては、毎年、いわゆる教育の基本的なものを各学校にお示しして、それをまた噛み砕いて学校なりの教育というものを考えていただいておりますので、今、学校は、年度当初に必ず、地域保護者に作るプランというものを示して、またそれらに対する評価をいただくというシステムに持っておりますので、非常に言葉は厳しいかもしれませんが、福井県は、非常に先生方まじめですし、進んでます。全国みたいに今ここにいる、先ほどから、何と言うですか、国がやっきになっているようなナショナルスタンダードというようなものを決めなくても、もうそれらのことは福井県はやっているというふうにお取りいただいた方がありがたいというふうに思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) はい、今、教育長が言っているとおり、学校現場、非常にまじめな先生ばかりでいつもいつも子供達がこのようにきらきらなり、ひびきなり、こういったお伝え文というか、そういったものを持って帰ってきます。また、校長先生からもこういった文章を今日、忘れてきてしまったんですけど、いただいているように思います。今、教育長、おっしゃる中で型にはまりすぎだよ、硬いよというイメージをとったわけなんですけど、でも、逆に言うと、逆に言わせてもらおうとね、教育論的な言い方、それって建前なんですよ。建前じゃなくて、目標とか、それからそれに対する結果、整合性を見ると効果がどうだったということもやっぱり大事だと思うんで、文書ばかり作るのも良いわけではないんですけど、頭の中にだけやっぱり、片隅にだけ入れておいてください。後、先ほど、答えていただいたんかな、教育委員会の改革ということについて、どうお考えですかね。教育長。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今、議員のご質問でございますが、教育委員会の改革、私も一教育委員でございますんで、私が一人、いわゆる申すわけでございません。委員会で協議しながら進めさせていただきたいと思っておりますし、先ほどの話の続きになりますが、教育委員会としましても改革しながら進めますし、それらをまた状況をご報告すると、いわゆる活動評価の部分をご報告していくということが我々に課せられた責務であるというふうにとっております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) あまりにも良い答弁をいただいているんで、すごくいやらしく言うおうと思っていたことが一つあります。それも、市長、教育長に含めてです。今まで、子供議会を一度も開いてませんね、開く気はあるんですか。過去にそれこそ18年、17年の時だと思んですけど、中学2年生を対象とした教育部局による子供議会というのが開かれておりました。新しい市長になられて、新しい教育長になられてから、まだ一度もそういった機会を得ていないなというふうに思います。この件につきまして、市長、教育長、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 私の方からお答えさせていただきます。

以前は、子供議会を開催していたということでございますが、大変素晴らしいシステムだなと思っております。ただ今、議員ご指摘のようにここ2年間につきましては、残念ながら開催できませんでした。と申しますのは、学校問題が決着していなく、とてもそのような余裕のある雰囲気ではございません。今後、今ご指摘の点を

学校側と相談いたしまして、検討させていただきたいというふうに思っております。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 先ほど、僕、言いました。これ今ちょっと話が戻るんですけど、教育委員会の改革、一番やっていただきたいことが一つあります。意外と議員である私達も教育委員会で毎回このような内容での話し合いがされているということがわかっていないです。何回、開催されたかもわかっていないんです。そこで、提案をさせていただきます。是非とも、教育委員会において、教育委員会だよりなるものを作成していただきたい。社協だより、商工会だより、農業組合のたより、公民館だより、議会だより、広報、どこでも持ってます。教育長、市の独立した大きな機関の長としてやっぱりこれはきちんと決めていただきたいなと、このように思いますが、教育長いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 教育委員会として、また、事務局もございますので、事務局と相談しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) ちょっと不満なんと言わせていただきます。変わらない教育委員会ならば、変わらない事務局ということになりますんで、強い指導をお願いいたします。

最後に以前、僕、6月の一般質問でアスベストの件について、教育長、答弁がなかったことに対して臨時議会で、それは違うよと、ちゃんと説明をしていただかなければならないという話をしました。その時、教育長は、多分、その前の全協で私がかきつく、あれはちょっと違ったんじゃないということを上上げたから、臨時議会でそういった時間を作っていたのかなと今でもそう思っています。

平成20年7月17日、教育長です。貴重な場で発言の機会を得、ありがたく思っております。6月議会におきまして、北島議員、ご質問の教育委員会部局のアスベスト対応につきまして、教育委員会部局といたしまして、たいへんな不手際がありましたことは、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。事務局に強く指導したところでございます。

今回、補正予算の中にアスベスト調査費をお願いしてございます。結果がでましたら、教育委員会部局といたしましても速やかに対応させていただきたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

僕、この前段というのは、どういったことを言ったかたというと、小学校、金津小学校に通われてる704名の父兄並びに保護者の皆様に、もし、不手際、ミスといいますが、見落としと申しますか、間違いであるならばあるで、間違いは間違いとして、父兄に謝っていただきたいと言ったんです。その結果、出てから何も発言されていないように思うんですが、お願いいたします。

議長（東川継央君） お諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長（寺井靖高君） 今、議員ご指摘のアスベストの件についてでございますが、7月の臨時議会です。この本会議、この場で私自身お詫びをさせていただいていると認識しております。というのは、テレビの前で大変申し訳ないという意味を申し上げましたので、それでお許しいただいたとっております。またその後、学校に関する件につきましては、すぐに、休み中、手当て、工事をさせていただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番（北島 登君） それで、お詫びが済んだと思ってるんでしたら、それで結構なんです。せめて、事実はどうだったということだけは、教育部局としては言うべきだったと思っております。

以上です。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日から23日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、3月24日再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後4時58分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成21年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第37回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成21年3月24日(火)

午後1時開議

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 芦原中学校施設整備に関する決議案

日程第 2 議案第 6号 平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)

日程第 3 議案第 7号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

日程第 4 議案第 8号 平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算
(第4号)

日程第 5 議案第 9号 平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

日程第 6 議案第10号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第3号)

日程第 7 議案第11号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第 8 議案第12号 平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計
補正予算(第2号)

日程第 9 議案第13号 平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算
(第3号)

日程第10 議案第14号 平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第15号 平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計
補正予算(第1号)

日程第12 議案第16号 平成21年度あわら市一般会計予算

日程第13 議案第17号 平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第18号 平成21年度あわら市老人保健特別会計予算

日程第15 議案第19号 平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第20号 平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算

日程第17 議案第21号 平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算

日程第18 議案第22号 平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予算

日程第19 議案第23号 平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算

- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度あわら市農業集落排水事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 あわら市文化会館条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 あわら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 8 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 4 1 号 あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 8 議案第 4 2 号 あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 4 3 号 あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 0 議案第 4 4 号 あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 1 議案第 4 5 号 あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 4 6 号 あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の

- 制定について
- 日程第 4 3 議案第 4 7 号 あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 4 議案第 4 8 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 4 5 議案第 4 9 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 4 6 議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 5 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 9 号 市道路線の認定について
- 日程第 5 6 議案第 6 1 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 2 橋本達也あわら市長に対する問責決議案

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午後4時43分)

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 事務局長、圓道信雄君

事務局長(圓道信雄君) 諸般の報告をいたします。去る3月19日に開催されました教育厚生常任委員会において、関山委員長の委員長辞任の申し出があり、委員会の許可がなされております。後任の委員長として宮崎副委員長が選任され、副委員長に大下議員が選任されたことを報告いたします。

議長（東川継央君） お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2番、笹原幸信君の両名を指名します。

動議の提出

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

議長（東川継央君） 只今、山口峰雄君ほか4名から芦原中学校施設に関する決議案が提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がおりますので成立しました。

議長（東川継央君） 暫時休憩します。(午後4時45分)

議長（東川継央君） 会議を開きます。(午後4時52分)

議長（東川継央君） 本決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることについて採決します。本決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに賛成の方の起立

を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、芦原中学校施設整備に関する決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更しただちに議題とすることは可決されました。

議長(東川継央君) 追加日程第1、芦原中学校施設整備に関する決議案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番(山口峰雄君) 議長の指名がありましたので、芦原中学校施設整備に関する決議案について趣旨説明を申し上げます。

芦原中学校の施設整備については、大規模改修とし耐震診断結果によっては、一部改築とすることで平成20年2月21日召集の第28回あわら市議会臨時会において、あわら市としての団体意思を決定したものであります。その後、この団体意志決定に基づき中学校建設調査特別委員会、教育厚生常任委員会及び全員協議会等で種々の検討をした結果、平成20年11月17日召集の第34回あわら市議会臨時会において、芦原中学校の施設整備の内容としては、耐震補強・大規模改修としたりリニューアル整備の基本計画設計業務委託料予算を市長提出の原案どおり可決されたものであります。しかしながら、市長は、改築・改修という議会の明確な意思決定がされていないとのことであるので、この決議案を提出するものであります。本案は議会制民主主義と議会のあり方について問われるものであります。所定の賛同を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。以下、決議案を朗読いたします。

芦原中学校施設整備に関する決議案、平成20年2月21日召集の第28回あわら市議会臨時会において、議案第6号 新市建設計画の変更についてに対する修正動議が可決したところである。

内容としては、少子高齢化、経済情勢の先行き不透明などにより、将来の財政不安がどうしても払拭されないことなどから、芦原中学校の施設整備については、大規模改修とし、耐震診断結果によっては、一部改築としたもので、あわら市としての団体意思を決定したものである。

よって、この団体意思決定に基づき、種々検討した結果、平成20年11月17日召集の第34回あわら市議会臨時会において、芦原中学校の施設整備の内容としては、耐震補強・大規模改修としたりリニューアル整備の基本計画設計業務委託料予算を市長提出の原案どおり可決されたものである。

しかしながら、市長は、改築・改修という議会の明確な意思決定がされていないとのことである。議会としては、一連の経緯の中で、当然のことながら、改修と認識しているところであるが、誠に残念ながら、あえて言うならば、芦原中学校の整

備は、校舎・体育館ともに改築ではなく、大改修とするものである。

よって、この整備方針のもと、早期に完成するよう全力を挙げて実施するよう強く要請する。

尚、市長は、去る3月9日の本会議において、錯誤に基づき提案したものだとか、執行権の範囲などと議会制民主主義そのものを踏みにじり、議会の権威を著しく失墜させるものである。よって、本会議で発した発言については、本会議で撤回陳謝されるよう求めるものである。

以上、決議する。

平成21年3月24日

あわら市議会

議長（東川継央君） 本決議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

只今、議題となっております芦原中学校施設整備に関する決議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、ただちに採決いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

議長（東川継央君） まず、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 13番、牧田孝男君

13番（牧田孝男君） 13番、牧田。決議案に反対の立場から答弁させていただきたいというふうに思います。昨年11月に修正動議を提出した内の一人として、今回この決議案に反対するものであります。

2年前の前倒しの市長選挙で2校存続と、そして、芦原中改築を掲げた橋本氏が市長に当選いたしました。それ以後の選挙はないのですから、これが直近の民意であると私は思っております。しかしながら、議会は芦原中改築を捩れ現象の中で、否定しつづけてきました。2校存続が議会に承認されたのも春先あった市長選挙のその年ではなく、その翌年のことでありました。このことが、市民の間に遅れを感じさせる要因の一つとなっているのが間違いないことだと思っております。

私自身は、何故改築するのがだめなのか、その理由に関して今もって、どうしてもわからないのであります。芦原中学校校舎は多数決により、リノベーションではなく、リニューアルとなってきました。そして、また今、芦原中PTAからも、陳情の出ている、体育館改築についての案が否定され改築になろうとしております。我々は、原点に戻って考え直すべきであるというふうに思います。中学校の整備は誰のためにするのか、それは、市長のためにするのでもありません。議会のためにするのでもありません。一重に未来の宝である子供達自身のためにするものであります。私は現在の市長もまたそういう思いで、努力しているに違いないと思うし、

努力して行ってほしいと思うものであります。よって、今回の決議案に対しては、反対するものであることを表明して私自身の討論を終えたいと思います。

議長（東川継央君） 次に原案に賛成者の発言はありませんか。

討論ありませんか。

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 只今、提出されました決議案に反対の立場で、討論を行いたいと思います。まず、第一には只今、牧田議員も申されましたが、今回の中学校整備、特に芦原中学校の整備について、何故、体育館を改築してはいけないのか、私も全くその理由がわかりません。私は、9日の一般質問の時に市長に質問をいたしました。先ほどの全協では、基本設計は約両校合わせて28億円というふうになっておりますが、この予算の範囲内で体育館を改築することは、金額的には十分可能であるというふうに思いますし、特に市の一般財源の持ち出しは、25億と28億では、多分、1千万円ぐらいの差であろうというふうに思います。それだけを本当に未来の子供達のために他のところは、節約してでも出せないというはずはありません。そういう点では、この際、何としても芦原中学校の体育館は改築をするべきだというふうに思います。特に盛んに議会制民主主義に反するということが言われておりますが、議会制民主主義のよって多数、一番の基本は住民の意思に沿うことであるというふうに思います。この点についても先ほど牧田議員も言われましたが、2年前の市長選において住民の意思は明確であるというふうに思いますし、私共は、以前、55億円で統合を中学校を建設ということを一たび、可決をいたしました。これをいろいろな議論を経た上で昨年2月に2校に改めたわけであり。誤っていれば、本当に住民の願いに答えて改めるといふことこそ、議会のあるべき姿であるというふうに考えます。特に11月の議会で25億以内、体育館改築はなしというリニューアルを基本とする議決がなされて以降、芦原地区のPTAからは、12月議会にも、また、今回も要望や陳情が出されております。今回の陳情では、改築ということはありませんけれども、高さ、広さをきちんと確保してほしいということが言われておりますが、先ほどの全協で示された基本設案は、これに答えるものとはなっておりません。そういうことを考えれば、私は何としてもこの市民の願いに答えて改築をすべきであると、また、一部には、耐震診断の結果を踏まえて、芦原中学校体育館の耐震診断の結果で改築とするのであれば、他の小学校等でも芦原中学校体育館の耐震結果よりも悪いところがある、そこを改築しない説明がつかないという議論がありますけれども、これらのほかの小中学校については、耐震補強工事は十分にやると、もうすでにやったところもございますし、何ら不安はないわけでございます。そういう点では、私は耐震診断の結果はもちろんでございますけれども、同時に一番大事なことは、毎日の体育の授業なり、それから社会体育にとって本当に使いやすい十分な広さや高さが確保されるということこそ、教育上、一番考えなければならぬ点だというふうに思います。そういう点で、是非、この決議は否決をして、芦原中体育館の改築を認めていただくようにこちらからお願いするものでございますし、9日の一般質問で市長は予算の範囲内であれば市長の執行権の問題であるというふうにも答弁されております。是非、市長にも市民の願いに答えて改築の決断をしていただくように重ねてお願いをしまして、私の討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 8番、向山信博君

8番（向山信博君） 8番、向山でございます。只今の山口議員の案件に対しまして賛成の意味での討論をさせていただきます。これまでの学校整備についての種々の議論は省略させていただきたいと思えます。私は、地方自治法の根幹を聞いているのであって、学校の整備の問題の中身において提案をしたつもりはございません。これは、市長と我々議会とは、過半数以上の対等であるという自治法によって議会の決議を打った事に対して市長が錯誤というお言葉を使いになったということは、私と議長が議会の議員の皆さん方の意見集約について疑いがあるという発言であると、それは、少なくとも11月17日の臨時議会において14対6という決議が出ているわけでございます。従って、それ以後ですね、そういう発言をされるということは、議会制民主主義そして議会に対する大変な軽視でございます軽視どころか蔑視でございます。従って、私はこの案件を通すように議員の皆様方、そうでなければ、議会はいらぬよと、言っているものというふうに考えますので、どうか皆さん方の賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論にさせていただきます。

議長（東川継央君） ご静粛に願います。不規則発言は慎むようお願いをいたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君

14番（卯目ひろみ君） 14番、卯目ひろみです。私は決議案に反対の立場で討論させていただきます。今から5年前、合併してきちんと整備された金津中学校へ初めて足を踏み入れた時に芦原中学校とのあまりの差に私は愕然としました。そして、羨ましくさせ思ったことを、そして、一日も早く芦原中学校の整備を進めなければならぬと思ったことが、本当につい昨日のこのように思い出されます。その逆であったとしても、やはり、その時、同じ事を思ったと思えます。芦原、金津というそういう問題ではなくて、あわら市の中学校の整備の問題として、私は、この今の問題を捉えているからです。芦原中学校体育館の改築、これは、約束されていたものでした。合併当時、芦原中学校の前面改築は合併後の最重要課題の約束になっていたはずで、元金津町議員の合併協議委員をされていた方々が、何度も芦原中学校へ足を運ばれて、改築も仕方ない、改築は必要だなというふうに認識されていたということも聞いております。理由は古くて状態が悪かったからです。体育館にしましても、広さ、高さが中途半端でその他にも不都合な部分を持ち合わせているので改築をしてほしいと、ずっと以前より願われてきました。

その後、それは、統合問題でうやむやになりました。市長が変わり、2校かを決める前段階で芦原中学校については、改修か、改築かの方法として耐震調査をし、その結果を見てから判断することになりました。金津中学校は、もともと、約束されていた大改修から改修へ芦原中学校は前面改築から大改修、但し、一部改築も含むという修正案が議会から出されて、それを条件に2校化が決まりました。耐震診断の結果は、芦原中学校の体育館については、E判定でした。耐震補強だけでも、建物をもたすことはできると思えます。基本設計書によると増築をして、多目的ホールを作って、トイレも作って一見、図面上は立派になるように見えます。けれども、そのように大きなお金をかけても、以前から使い勝手が悪いと言われてきた面

積を広くすることはできません。競技上、天井が低いと言われてきた高さを解消する事もできないのです。アンケートに基づき、バスケットコートを2面とれるようにとの希望がありました。それに対して、生徒は少なくなるのだから広さは十分、公式試合ができないのなら、芦原中学校でその試合をしなかったら良い。できるものだけをすれば良いという意見がありました。でも、何かこれは、とんでもない勘違いをしているのではないかと私は思います。コートの面積は、子供数が減ったからと言って小さくなるものではありません。何のために整備をするのでしょうか。先ずは、子供達の安全、安心とあわら市内の子供のための教育環境を整えること、古くて状態の悪いものから順番を付けて大切なお金を最大限有効に使う工夫をすることが今、私達に求められているのではないのでしょうか。ここでしっかりした整備をして、また次に古くて状態が悪くなったものから順番に直していけば良いのではないのでしょうか。予算内であっても体育館の改築は認めないという理由は、本当にいったい何なのでしょう。付帯決議をしてまでも改築に反対される議員の方々はどの方の前でもどこへ行っても市民が納得される理由をはっきりと話せる自信がおありなんですか。予算内の範囲での改築であるのなら、子供達の学校教育の推進にも社会体育の発展にも住民の避難場所としての対応にも、これから多いにその力を発揮するものと思うし、将来的にもあわら市の財産として、十分活用されると思うので、どの面から見ても改築は認めないとわざわざ決議をしてまでも阻止しようとする、止めようとする議会の態度には私がもし、一般市民の一人の立場から見ても到底納得しかねるし、賛成はできません。いったん議会で決まったことであっても、未来永劫、絶対ということはないと思います。まちの人の声、またその状況によっては再審議をされることが重要なのであります。現に一度、統合と議決した事が市民の声によって2校化の方向に決定されたではありませんか。そのことが、このあわら市にとって、私は本当に良かったなって思っています。あえて言うならば、議会の決議が変わることは、必ずしも、恥ずかしいことではないと私は思います。私達は何が正しいかということ、正しい判断かということ、常に謙虚に自分に問いかけて、市民の付託に答えるべきではないのでしょうか。私はそう思います。ですから、今の付帯決議案には、反対をいたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君

1番（八木秀雄君） 1番、八木秀雄。芦原中学校施設整備に関する決議案に反対の立場から反対討論をさせていただきます。

今から約4年前ですけど、選挙に出る時に芦原中学校と金津中学校を両方を残したいということで選挙期間中、学校は2校だということを言いつづけてきました。

その後、橋本市長が芦原中学校と金津中学校の2校存続ということで市長に当選をされまして、学校を2つ残すということは、皆さんもご存知だと思います。それから、幾年か時間をかけまして、いろんな委員会のなかで討論とかいろんな話をしてきましたけど、もうそれで4年が経ってしまいました。今日、この芦原中学校施設整備に関する、この決議と非常に一番大事な山場の時期だと私はこのように思いまして、反対討論をさせていただきます。やはり、学校というものは市民の方が一番整備された学校で子供達を教育をしたいというのは、市民の方の皆さんの気持ちは、ほとんどの方がそうではないかと思えます。特に旧芦原町というところは旅館で働く人とか夜働く人とか、いろんな方がいらっしやいます。やはり、学校に預け

て子供達を何とか教育をしたいという親心だと思います。子供達もそのように思います。私は、この芦原中学校の今、体育館を是非残したいと、体育館を改築したいということでPTA、PTAのOBの方が陳情を出しました。何とか中学校の体育館だけでも新しくして欲しいと、子供達は50年近く、がまんをがまんをして大事に大事にこの体育館並びに校舎を皆さんで守ってきました。それが、何故この体育館が改築できないかということが私には非常に疑問に思います。PTA、PTAのOB方もそのように私は思ってるのではないかと思います。まして、先ほど全協で28億円の学校整備の予算がつくということになっております。その予算の範囲の中でも芦原中学校の体育館が改築できないとこのことは、私はご理解できません。芦原中学校の校下の皆様もご理解できない人はたくさん私は、いるのではないかと思います。橋本市長も是非、芦原中学校の体育館を改築をするというこの決断を是非、お願いしたいと思います。

以上で反対の立場から反対討論を終わります。

議長（東川継央君）他に討論はありませんか。

議長（東川継央君）これで討論を終わります。

議長（東川継央君）これから、芦原中学校施設整備に関する決議案を採決します。本決議案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君）起立多数です。

従って、芦原中学校施設整備に関する決議案は可決されました。

議案第6号から議案第59号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（東川継央君）日程第2から日程第55までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君）まず、総務常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君）総務常任委員長、北島 登君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）6番、北島 登 君

6番（北島 登君）6番、北島 登。議長のご指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る3月10日、13日の両日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第7号）委員会所管分をはじめとする、議案9件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、主な経過と結果についてご報告いたします。

それでは、議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管分について申し上げます。

審査の過程で、まず、歳入におきまして、予算書16ページの1目 不動産売払収入、1節 土地建物売払収入の土地売払収入723万2千円についてであります。帳簿価格は残っているのか、あるいは、それとの対比はどうかとの問い

に対し、固定資産税の評価額に金沢国税局の路線価図・評価倍率表の㎡当たりの時価倍率を乗じ、さらに、残価率50%を乗じて得た額を売却価格としており、帳簿価格はないとのことであります。

次に、歳出におきまして、予算書19ページの1目 一般管理費、13節 委託料 及び14節 使用料及び賃借料において、契約・業者管理システム関係がそれぞれ減額されているが、電子入札の導入に伴い、入札方法はどのようになるのかとの問いに対して、21年度から県のシステムを利用して、あわら市、坂井市及び池田町の2市1町が本格導入するもので、それに伴い、設計金額3,500万円以上については、電子入札の対象とするとのことであります。尚、3月中に市内の業者の方の協力を得て、模擬入札を実施する予定であるとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号、平成21年度あわら市一般会計予算の当委員会所管分について申し上げます。

本案は、本市の厳しい財政状況の中、市総合振興計画や新市建設計画に掲げる各種事業の取り組み、行財政改革の取り組みがどうかなど、慎重に審査を行ったところであります。

審査の過程で論議の集中した事項について申し上げます。

先ず、歳入におきましては、13ページの地方交付税の普通交付税23億5,000万円についてであります。地方再生対策費としての算入額について、又、合併特例債の現在までの借入額や交付税算入はどのようにされているのか、さらには、財政計画の見直しについては、どのように考えているのかとの問いに対しては、まず、地方再生対策費につきましては、基準財政需要額に人口や面積等に応じて、平成20年度において、約1億500万円が算入されており、21年度においても、同額を見込んでいるとのことであります。又、合併特例債の借り入れ状況や算入状況につきましては、20年度末の残高見込みとして、地域振興基金分13億円を除き、20億8,090万円となり、償還している間、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需額に算入されるとのことであります。尚、21年度においては、1億2,180万円が元利償還分として、算入されているとのことであります。

次に、財政計画の見直しについては、毎年の決算終了後、事業を見直したうえで、見直しをしているとのことであります。

次に、歳出であります。予算書35ページの1目 一般管理費の7節 賃金

1,269万4千円のうち、安全安心相談員として、警察のOBを配置するとのことであるが、その職務内容はどうかとの問いに対して、昨年来から県警に対して、現職の方をお願いしてきたが、OBとなったことから、防犯関係、窓口事務などに対する善良でない市民が職員に対する威圧行為への対応、さらには、税の収納時の立会いなどの業務に従事することで総務課に配置するものであるとのことである。又、臨時職員の採用状況、さらには、職員の長期休暇の状況や対応はどうかとの問いに対しては、臨時職員は色んな形態があるが、予算上、月額としている職員は、本庁で11人、保育所・幼稚園で15人、小中学校の調理員・用務員で8人、公民館長・事務員で14人など合計70人であるとのことである。

又、職員の長期休暇の状況については、休職2人、育児休業9人、部分育児休業1人、病気休暇1人、看護休暇1人であり、その対応としては、保育所・幼稚園等においては代替職員で対応しているが、事務職については、補充はしていないが、長期間にわたる場合は、人事異動での対応をしているとのことである。

又、合併以来、相当数の職員が減少しており、事務的に過剰な状況にあるのではないかと、今後の職員採用に当たっては、昨今の状況を鑑み、優秀な人材を多く採用してはどうかとの問いに対して、長年に亘って、職員採用を控えてきたが、ここ2年間は、30歳までの年齢を採用対象としているところであるが、例えば、10人採用予定のところを優秀であったならば、15人を採用することができるか検討したいとのことである。

又、技術職が少ないと思われることから、専門職を育てるということを念頭に置いて、人事異動をすべきであるとの意見が出されております。

次に、予算書45ページ、8目 国際交流推進費 19節 負担金、補助及び交付金のうち、国際交流活動事業補助金59万3千円についてであります。県立金津高校の訪中の旅費補助としているが、県立高校であるのだから、県からの補助で行うべき事ではないか、又、県からの補助はないのか、県に対して要請すべきでないか、県補助がないのならば、補助率の見直しはどうか、さらには、今後とも交流していくのかとの問いに対しては、県に対して、補助の要請をしてきたが、県としては、事業の実施は望むが、金銭的なものについては、困難であるとのことであり、当市が主導で、姉妹校にするために、積極的に支援してきたもので、一定の支援のために補助するものであるとのことである。又、インターネットによる交流ができないなどで、今後とも、毎年、交流を実施したい意向であるとのことである。

次に、予算書129ページの4目 災害対策費 11節 需用費の事業用消耗品で災害用備蓄物資の配備についてであります。大災害においては、道路、橋等の遮断の発生が見込まれるが、これらを考慮すれば、拠点避難施設でなく、一次避難場所にも配備すべきではないかとの問いに対しては、市全体で、県の備蓄基準を達成することを当面の目的とし、一次避難場所への配備については、自主

防災組織を立ち上げていただき、防災組織での備蓄を積極的に推進し、補助もしていきたいとのことであります。

次に、予算書130ページの15節 工事請負費 防災行政無線整備工事2億3,300万円についてであります。整備年度、整備内容、入札方法や補助制度の有無について、又、旧芦原町が平成12年度において、同報系で整備した戸別受信機140台の取り扱いはどうかとの問いに対しては、平成21年、22年度の2ヵ年計画でもって、財団法人近畿移動無線センターがサービスしているデジタルMCAを利用し、既設の同報系防災行政無線設備と連動するシステムを構築するもので、総事業費約3億200万円を見込み、平成21年度においては、工事費2億3,300万円でもって、旧金津地区を主として、残りは、平成22年度において、旧芦原町を主として、それぞれ整備する計画であるとのことであります。入札については、条件付一般競争入札として、最低制限価格を設定する予定としているとのことであります。補助制度につきましては、国・県の補助制度はなく、合併特例債を利用したいとのことであります。又、戸別受信機の取り扱いについては、今までは、防災関係者、区長、指定避難所、公共施設等に配備していたが、今回の整備で、全集落を網羅するように子局を整備するので、今までより必要性が薄れるが、集落より離れた民家や企業に配置する予定であり、廃棄することはしないとのことであります。又、旅館への配置については、要望があれば、検討したいとのことであります。

次に、予算書131ページの19節 負担金、補助及び交付金のうち、防災資器材等整備事業補助金25万円についてであります。自主防災組織の設立目標はどうかとの問いに対して、20年度は10組織を目標としており、3月末までには、10組織は超えるのではないかと見込んでおり、新年度においては、予算上は、5地区としているが、10地区位の設立を目標としたいとのことであります。

最後に、議会費であります。予算書34ページの13節 委託料 本会議会議録作成委託料81万9千円についてであります。会議録作成を委託することによって、どれ位の期間で完成するかとの問いに対して、今までは、約3ヶ月間を要していたが、録音テープを業者に発注して初校原稿は、約2週間で納品され、その後、職員による校正を行い、最終的には、約1ヶ月位で製本納品を見込んでいるとのことであります。又、他市では既に導入されている会議録検索システムの導入については、早急に導入すべきであるとの意見が出されております。

以上、主なものを申し上げましたが、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号、平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について申し上げます。

審査の過程で、坂井市では、基金の復活や一般会計への繰り入れも実施できる

ようになってきたが、あわら市における今後の見通しはどのように見込んでいるのかとの問いに対し、本場の売り上げは年々減少している現状であるが、場間場外については、売り上げが伸びている状況である、損失あるいは利益が出ても本市においてはプラス・マイナスゼロということでスタートした関係上、収益があがるようになっていないのが現状である。しかし、協議した結果、何とか、人件費を0.5人から1人分を計上したところであるとのことであります。又、本市施行における本場分、電話投票分は、売り上げの4%プラス5,000万円の委託料を支払っているが、組合としては不足する状況にあるが、据え置きをさせていただいているという実情があり、これら全体を見直さなければ、収益に繋がらないと思われ、今しばらくは、損失しないような形で進んでいくのではないかと予測していることであります。

本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号、あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査の過程で、監査委員事務局の体制はどうなるのかとの問いに対して、専体制であるとのことであります。尚、専任職員2人のうち、1人は、議会事務局の定数が5人となっており、現職員4人であることから、任命権者の判断により、議会事務局職員と兼務することは可能であるとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第39号、あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定についての4議案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました事項について申し上げます。

年々、市税の滞納が増えているが、ある補助事業において、市税の滞納者に対して補助しないとのことであるが、どのようなペナルティを課しているのかとの問いに対して、補助金を交付する場合には、すべての補助金の支給制限はすることができないので、現在調査中であるとのことであります。又、現在のところ、一部の補助金・利子補給や指名願い提出時に納税証明添付の義務付けを行っているとのことであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君） 産業建設常任委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月11日、16日の2日間にわたり、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました平成20年度補正予算に関するもの5議案、平成21年度当初予算に関するもの8議案、条例の改廃に関するもの9議案、市有財産の無償譲渡に関するもの2議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの9議案、市道路線の認定に関するもの1議案の全26議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について申し上げます。

農林水産課所管では、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金481万9千円の減額について、越前柿の事業は順調に進んでいると思っていたが、補助を受けなかったのはどうしてかとの問いには、生産組合の構成員は高齢者が多く、借金を残すことに不安があり、事業が起動に乗って、将来的な経営が安定するということを見極めた上で拡大したいという意向で、借金をするかしないかの判断を先送りしたためとのことであります。

次に、観光商工課所管では、プレミアム商品券について、セントピアあわらでの入浴回数券等は購入できるのかとの問いがあり、セントピアあわらも会員になっているので購入でき、回数券、個人券、喫茶コーナーで利用できるとのことであります。

次に、建設課所管では、国土基本図作成業務委託料の落札率が57.3%だったことについて、最低制限価格は設けていないのかとの問いには、条件付一般競争入札は最低制限価格を設けているが、指名競争入札は設けていないとのことであります。なお、条件付一般競争入札の対象は、3,500万円以上とのことであります。

次に、木造住宅耐震改修促進事業補助金180万円の減額についての問いには、耐震調査をし、耐震プランをたてた住宅を対象にしているとのことで、当初6戸予定したが、申し込みは3戸だったとのことであります。

また、申し込みの少ない理由はどう考えるかとの問いには、耐震工事と併せて他の箇所も改修を行う場合、耐震工事部分しか補助金が受けられず、他の箇所の改修は補助金が受けられないので取りやめる場合があるとのことであります。

次に、議案第13号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

受益者分担金の減額について問いがあり、農地に汚水ますを設置した場合、宅地化されるまでは分担金は免除している土地を、宅地化を見込み当初予算化したが、

宅地化されず農地のままだったので引き続いて免除したためとのことであります。

次に、議案第15号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

水道料の滞納について問いがあり、20年度は250万円ほどの滞納があるということで、決算までには、200万円程度までになるよう回収していきたいとのことであります。

1ヶ月の滞納者から督促状を発行し、3ヶ月間滞納すると給水停止の通知をする。これらのことを毎月100件ほど処理していることにより、200万程度までの滞納額に抑えられる見込みとのことであります。

次に、議案第16号、平成21年度あわら市一般会計予算所管事項について申し上げます。

農林水産課所管では、当市は集落営農が進み、農地集積も進んでいるが、今後の組織化の見通しはどうかとの問いには、農地集積実践事業補助金は、21年度は蓮ヶ浦と北稻越を予定し、市負担4分の1の補助金である。国は事業を終結していこうと考えており、今まで国100%の補助事業であったものが、県・市町村に負担を求めてきたという状況である。本市は、水田農業については、農地集積率5割を超えており、本市においても終息してきたと判断しているとのことであります。

次に、農地・水・環境保全向上活動支援事業について、取り組み率どれぐらいか。今後、継続させる取り組みは行っているのかとの問いには、集落の加入率は84%で、農地のカバー率は94%であるとのことであります。また、この事業が更新されるためには、全国での参加率が5割を切る状況の中、各県・市町村の参加率が影響してくるとのことで、国、県が真剣に取り組んでもらうよう要望していくことであります。

委員からは、この事業の理解が足りなく、補助金を消化できない集落もあることから、指導の強化を要望する意見がありました。

次に、耐候性ハウスを導入する坂井丘陵地高度化事業及び人参の産地育成を図る契約栽培産地育成事業については、冬季における作物栽培の振興事業であるが、水の問題が解消されていないのではないかと問いには、丘陵地においては冬場に水が止まるという中で作物体系を考えなければならない。最も適切で最も手取りが増える作物体系について検討しており、水の通水問題と併せて進めていきたいとのことであります。人参栽培については、事業の中で来年度、牛山選果場へ洗浄機を移設しようと考えており、井戸水を利用して進めていくとの答弁でありました。

また、人参の作付面積の目標と契約栽培のやり方についての問いには、最終的には50haを目指しており、人参は比較的利益率は高いが、農家の負担はかなりのものであることからコンテナで出荷し、箱詰めまで共選化することが目的であるとのことであります。今後は、地域ごとに法人化を進めるとか、既存の農家以外でも人参を作る新たな生産者を育成していく必要があるとの答弁でありました。

次に、鳥獣害防止総合対策事業について、東部地区は固定柵の予算が計上されて

いるが、丘陵地において、ハクビシンの被害を聞いている。対策を講じているのかとの問いには、ハクビシン、たぬき、あらいぐま等を捕獲する小物用の檻を10基所有しており、貸し出しを行っている。県や農家組合と連携して行っていきたいとのことであります。

次に、農業サポートセンターについての問いには、このサポート事業は、県単事業で、坂井北部丘陵地エリアに限定し、南部平坦の労働力、一般市民のボランティアを坂井北部へ誘導することが目的で、その調整のために地域マネジャーを1名配置し、集落の意向を把握して市民を募集するとのことであります。

また、この事業は、21、22年度の2カ年は県費があるが、その後はどうするのかとの問いには、この事業を進めながら公社の設立も併せて検討したいとの答弁でありました。

次に農地の株式会社所有についてどう考えているのかとの問いには、全国レベルでは株式会社の参入もある。本市にも株式会社から問い合わせがあるが、NPO法人と農業生産法人以外は入れないことにしている。株式会社の参入を認めている市町村もあることから、農業サポートセンター運営と併せて検討し、ニーズにあった体制をこれから作っていく必要があるのではないかと考えているとの答弁でありました。

次に、観光商工課所管では、緊急雇用対策のツアーデザインセンター事業の中身についての問いには、現状の観光協会は、事務所も同じ、事務局職員も兼務でイコール旅館組合というイメージが強いが、観光協会を自立と共生力をもった「観光まちづくり」の中心となる組織にするため、21年度は事務局長1人、22年度からは職員2人の計3人の専門職員を配置し、着地型観光の旅行プランを企画し自己財源を確保していくとのことであります。なお、観光協会の事務所は、湯のまち駅舎を改装して設置するとのことであります。

また、観光協会は3年後に自立できるのかとの問いには、あわら温泉の復活、あわら市の観光を考えると、プロの集団を育成するということで進めていきたいとのことであります。

次に、夏まつり事業補助金について、昨年、湯かけまつりの神輿は長期間使用するとのことで、2年目からは補助金が少なくなると思ったが前年度と同額なのはどうかとの問いには、昨年と同じ神輿を利用するが、傷みが激しいため、修理で100万円程度が必要である。また、ギャル神輿の実施や法被を揃えたいとのことで前年度と同額を計上しているとのことであります。

次に、全国規模の大会を積極的に誘致すれば、あわら温泉も利用してもらえるのではないのかとの問いには、全国大会の誘致は、今回の予算に3件の誘致費として25万円を計上している。あわら温泉に宿泊する人数に応じて、500人以上5万円から2000人以上20万円という補助制度があり、エージェントへPRしている。また、県レベルでは、福井コンベンション協会の会員になり、あわら温泉のPRをしてもらっているとのことであります。なお、今年6月に行われる全国植樹祭においては、1、

350名があわら温泉に宿泊してくれることになっているとの答弁でありました。

次に、セントピアあわら管理委託料が増額となっていることから、経費をなるべく現状維持に抑えられなかったのかとの問いには、入浴客が落ち込んでおり、平成20年度は1万1千人の減、入浴料は350万円の減となっている。また、施設が15年経過しているので、開館時と比べると修繕料が約3倍、燃料費も増になっているとのことで、21年度は400万円の増額になったとのことでありました。

委員からは、安易な考えでの増額は避け、自助努力をして運営してもらいたいとの意見がありました。

次に、建設課所管では、市道重義国影線歩道改良工事について、歩道の幅員は3mとなっているが、利用を考えると3m必要なのかとの問いには、この路線は、金津三国線の導線にあり、あわら温泉市街地と本荘方面へ行くルートとして国の採択を受けたもので、自転車も通れる歩道とのことでありました。

次に、下金屋跨道橋調査設計業務委託料115万円について、跨道橋の利用率はどれくらいか、補修事業費はいくらぐらいを予定しているのか、地元から補修の要望があるのかとの問いには、日常的に頻繁に使われる道路ではなく、迂回路もあるとのことであり、利用は少なく、地元からは要望はないが、高速道路管理者、中日本高速道路株式会社からの補修要望とのことでありました。また、事業費については、どういう補修ができるかも含めて調査設計業務を委託するとのことでありました。

また、将来を考え、取り壊しも検討すべきではないのかとの問いには、補修することにこだわらず幅広い選択肢を考えるべきと思っている。危険度は高いので、とりあえずは補修しなければならないと思うが、撤去することも検討したいとの答弁でありました。委員からは、将来の市の負担も考慮し、安易に予算を執行するのではなく、市の負担が少なくなるよう努力すべきとの強い意見がありました。

次に、道路の土地借上料に関連して、道路拡幅のため寄付した土地が今もなお固定資産税の対象となっているところが多くあるが、分筆登記はできないのかとの問いには、道路橋りょう新設改良費、委託料の用地測量業務委託料90万円の中で、少しずつであるが対応していきたいとのことでありました。なお、図面等で確認できる場合は、建設課証明で税務課へ提出し、固定資産税を減免してもらおう手続きも併せて行っているとのことでありました。

次に、県営道路改良事業負担金について、北潟湖畔公園、花菖蒲園のアクセス道路として細呂木停車場・北潟線の国道305号線の取り付け工事を積極的に進めるよう県に要望してほしいとの意見がありました。

次に、議案第23号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

下水道の接続についての問いには、未接続の理由としては、高齢世帯であるとか、家を建て替える予定であるとかの理由が多いとのことでありました。

委員からは、接続促進に努力を願いたいとの意見があり、所管課からは、下水道供用開始区域での未接続調査を1件1件実施し、接続依頼している。なかなか良い

返事はもらえないが、チラシ等を配り早期接続をPRして行きたいとの答弁がありました。

次に、芦原温泉上水道財産区水道料との納付書統合ソフト制作委託料800万円は、以前にも計画があったが、費用対効果に疑問が残るということで取りやめた経緯がある。違った方法で行うのかとの問いには、20年度は見合すことを報告したが、財産区の水道料納付書に下水道料金を含まれていると思っている新規転入者が多く、水道料金だけ支払い、下水道料金を支払わないものいるといった弊害が生じている。市民の利便性を考慮し、再度財産区と協議して進めていきたいとのことであります。

次に、徴収嘱託員2名分の賃金130万円が計上されているが、滞納徴収のための雇用なのか。収納推進課と別個に行っても効果がないのではないかと問いには、20年度については15件の滞納物件を収納推進課に依頼していたが、秘密保持の関係等問題があることから、関係各課協議して、担当課で徴収することになり、滞納額を徴収する嘱託職員2名を雇いたいとのことであります。

次に、議案第27号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

ペットボトル飲料水製造委託についての問いには、富山県の業者に委託したいとのことで、収益を上げることは難しいが、財産区の水のPRはできると考えているとの答弁でありました。なお、5,000本ぐらいを製造し旅館での販売も検討しているとのことであります。

次に、貯水槽の建設はどうなったのかとの問いには、平成21年度に貯水槽の建設を予定していたが、国から石綿管更新事業補助金がもらえることは今後ないと思われるので、石綿管の布設替えの工事を優先して行い、22年度、遅くとも23年度には貯水槽建設事業を実施したいとのことであります。

次に、電力料670万円が計上されているが、経費削減の策は考えられないかとの問いには、インバーターの設備を整える方法もあるが、給水量が減少している中、設備投資倒れが懸念されるため、現在は職員がポンプの効率的運転に心がけているとのことであります。

最後に、議案第37号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

上野団地の跡地はどうするのかとの問いがあり、現在は雲雀ヶ丘寮の駐車場として使用しているので、当面はそうしたい。今後は売却も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

なお、議案第11号、14号、20号、21号、24号、25号、26号、35号、36号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、48号、49号、56号、59号の以上19議案については、特段質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君） 教育厚生常任委員長、宮崎 修君
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 去る3月19日、関山委員長が辞任をされましたので、この度、委員長のご拝命を受け賜りました宮崎でございます。重要な役割を担う委員会の委員長を受けさせていただいたことに対し、責任の重大さを感じております。それでは、前委員長に代わりまして、ご報告申し上げます。

去る3月2日の本会議において、教育厚生委員会に付託されました案件を審査するため、3月12日、3月17日、19日、本日24日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

付託されました案件は議案23件で審査の結果、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第34号は、賛成多数で可決されました。議案第28号、議案第33号、議案第38号、議案第40号、議案第47号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号は全員一致で可決されました。

以下審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第6号 あわら市一般会計補正予算（第7号）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、委員からは、指定ゴミ袋の製作費用で約600万円を減額しているが、その要因は何かとの問いがあり、理事者からは、20年度当初から原油高騰が見込まれたので、例年よりも多く予算を計上していたが、仕様書の変更で袋の厚さを薄くするなどして、原材料費を抑えた結果、安い価格で落札したため生じた入札差金であるとの答弁がありました。

また、委員からは、コミュニティバスは、利用者のニーズにあった運行が必要であり、大胆な見直しが必要ではないか。また、路線バスとコミュニティバスの間で料金格差が生じているが、対応はどうするのかとの問いがあり、理事者からは、業者とは、23年度までの5年契約となっており、思い切った改正は難しい。料金格差については、是正するよう検討したいとの答弁がありました。

また、委員からはバスにこだわらず、タクシーの導入も検討してほしいとの要望がありました。委員からは、えちぜん鉄道の経営支援が減額されているが、今後、支援の見直しは検討できないかとの問いがあり、理事者からは、料金が安いと大規模な金額の増にはなっていない。えちぜん鉄道に対しては、経営努力をするよう要請していくとの答弁がありました。

健康長寿課所管では、委員からは、基本健康診査委託料について、検診はガンの早期発見にも非常に効果があり、医療費抑制にもつながる。定期健診、ガン検診のPRを積極的に行ってほしいとの強い要望がありました。

教育総務課所管では、委員からは、国際交流派遣事業は、成果報告だけで終わるのではなく、将来的に実を結ぶ事業であってほしいがどうかとの問いがあり、理事者からは、メールのやり取りや、メールでの友達紹介などを行っている事例もある。また、語学の専門大学に進学する生徒もいるようで、少しずつではあるが着実に芽は広がっているとの答弁がありました。

文化学習課所管では、委員からは、吉崎の御山の松くい虫駆除について、伐採するだけでなく、美しい御山を守るための手立てはないかとの問いがあり、理事者からは、伐採したマツノキの付近へ、地元の方や吉崎小学校の児童達がいろんな木を植樹しており、御山を守る努力はしているとの答弁がありました。

次に議案第7号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

委員からは、平成23年度から国保基金が厳しい状況になるとのことであるが、国保税を上げることになるのかとの問いがあり、理事者からは、基本的には、国保税を上げることになると思うが、県内の他市の状況も見極めたい。税率を改正する際には、応能・応益割の見直しも検討したいとの答弁がありました。

次に議案第8号 あわら市老人保健特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、特段、質疑はありませんでした。

次に議案第10号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

委員からは、ナースコール電話連動システムの導入について、介護職待機所と各部屋との距離が離れていて対応に苦慮しているとのことであるが、昨年、ユニットを建設しているので、対応できたのではないかとの問いがあり、理事者からは、待機所にいなくても、携帯電話と連動させることで、いつでもどこからでも対応できる。入所者が増えてナースコールの回数も増えた。建設時に導入すべきであったが、今回の補正で対応させてほしいとの答弁がありました。

議案第16号 平成21年度あわら市一般会計予算について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、委員からは、太陽光発電導入促進事業補助は、2年前にも同様の補助制度があったが、県からの助成がなくなり、市も年度途中で助成を廃止したことがあった。今回は、市が予算計上したのであれば、県の助成制度があるなしに関わらず、助成するべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、不法投棄ゴミ撤去委託料は、地区からの要望があった場合に補助するのかとの問いがあり、理事者からは、各地区のボランティア活動で収集されたゴミの中で冷蔵庫やタイヤなどを正規な方法で処理するための費用であるとの答弁がありました。

また、委員からは、公害測定調査委託料について、公害対策の取り組みは、市民が関心のある事項でもあり、その調査内容や結果は公表しているのかとの問いがあり、

理事者からは、事業所に対する工場排水の水質検査、ダイオキシン検査、市内の各河川の水質の監視を行っている。

20年度においては、基準値を超えたところは存在しなかったが、過去において、事業所の排水から基準値を超過したことがあり、原因究明と指導を行ったことがある。

今後、調査内容、結果などはホームページを通じて公表していきたいとの答弁がありました。

健康長寿課所管では、委員からは、健康長寿祭に関するアンケート調査について、長寿祭に出席されない方へ各地区の老人会を通じてアンケート調査はできないかとの問いがあり、理事者からは、今回のアンケート調査には、昨年、参加できなかった方も20%含まれており、網羅されている。昨年、老人会の役員会で聞き取り調査を実施しており、各地区での開催は、対応できないとのことで、トリムパークでの開催は、概ね好評であったとの答弁がありました。

教育総務課所管では、委員からは、市内の小学生が卒業後、県外の中学校へ通っている地区があるが、市内の中学校へ通う方策はとっているのかとの問いがあり、理事者からは、コミュニティバスの利便性を図り、通いやすい環境を少しずつ整備していきたいとの答弁がありました。

次に議案第17号 平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算、議案第18号あわら市老人保健特別会計予算、議案第19号あわら市後期高齢者医療特別会計予算については、特段、質疑はありませんでした。

次に議案第28号 あわら市文化会館条例の制定について、議案第33号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定については、特段、質疑はありませんでした。

次に議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてほか、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号について、申し上げます。

委員からは、指定管理者となった幼稚園、保育所の法人は、当初の計画どおり運営されているかとの問いがあり、理事者からは、毎年、各法人とも積立をしている状況で、運営は順調にしているとの答弁がありました。

議案外では、委員から、余熱館ささおかが工事内容の変更により、開館が更に11月まで延期されるが、これまでも何度か工事内容の変更により、開館時期が遅れてきた。事務組合と構成している市で、今後、このようなことが起きないように連携を強化するよう願うとの強い要望がありました。

また、委員からは、9日の一般質問での市長答弁における「芦原中学校体育館の改築か改修かは執行権の範囲である」との発言に対して、11月臨時議会の議決が

反古になる。市長は、今後、改築も検討しているのか。また錯誤と発言された真意は何かとの問いがあり、市長からは、「改修を前提として現在は事業を進めており、議決を反古にしたことにはならない。」、「議長が言っていないとすれば、私の勘違いで議案を提出した事になる。改築に向けて模索したい。」、「議会として改修か改築かの明確な意思決定がされていない。意思決定があればそれを尊重する。」との答弁がありました。

これに関連したあわら市中学校整備に関する陳情についてであります。委員からは、芦原中学校の施設整備方針は、平成20年2月臨時議会で議決された「耐震診断の結果によっては、一部改築を含む大規模改修」が前提であり、体育館の天井の低さや床面積の狭小によって改築するものではなく、あくまでも、耐震診断の結果によるものである。このことを尊重しなければ、公平公正が損なわれてしまうこととなります。実施できることは、最大限実施すべきであるとの意見が多くありました。

なお、先ほど、芦原中学校施設整備に関する決議が賛成多数で可決されました、芦原中学校の整備は、校舎・体育館ともに改築ではなく、大改修としたりリニューアル整備であるという議会の明確な意思表示がされました。

市長におかれましては、今後は、この決議のとおり事業を進めることを市民へ約束し、安心、安全の確保のために早急に整備に着手するよう強く求めます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） （「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 教育厚生常任委員長の宮崎委員長にお聞きしたいと思えます。今の報告の中でPTAから出された陳情書に対するところなんです。その回答についてと中身についてお伺いしたいと思います。まず、長くいろいろ言われておりましたが、どんな内容の意見があったのか、それは何人の方から出されましたか。それを詳しく聞かせてほしいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎修君。

15番（宮崎修君） 陳情書のことを聞いているのですか。陳情書を市長のところを持っていかれたこと、議長のところに持っていかれたこと、委員会でその質疑があったかということでしょうか。質問の趣旨がちょっとはっきり聞き取れなかったのです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） PTAから出された陳情書について、教育厚生常任委員会で協議をするとなっていたと思えます。そのことについて、先ほど、報告の中では

いろいろとおっしゃっていましたが、全部お聞きできなかったので、陳情書について協議をされたと思いますが、その中身について、委員会の中身についてお聞きしたいと思います。どんな内容の意見が出たのでしょうか。それは何人の方から出たのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎修君。

15番(宮崎修君) 誠に申し訳ございませんけれども、その陳情書の審議をしたときは、私は委員でございます、ただ質問をされたのは記憶に定かではありません。はっきりとした、誰と誰が質問をしたとかいうことは、はっきりわかりません。陳情書の説明を委員長がされて、それに対して数人の委員が質問をされたと思います。複数の委員が質問されたと思いますけど、誰と誰かということ記憶にございません。内容は、この陳情書が出て、市長としてはこの陳情書を重く受け止めるという意見が出ました。重く受け止めて、今回の一連のまた一般質問でのあれになったのかなと思いますけれども、とにかく、その陳情書に対しての議論は、そんなになかったように思います。

議長(東川継央君) 答弁が済んだらば戻ってもらえればいいですよ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 宮崎委員長、よろしいでしょうか。審査の結果、多くの方が、審議されたというのを今お聞きしたと思うのですが、それではPTAの方へその陳情書に対する委員会としての回答というのをやはりされるのだと思うのですが、どのような回答になるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

15番(宮崎修君) ございませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) すみません、今の質問と答えが合っていないのですが、もういちど言わせていただきますと、PTAの方はおそらく協議されるということをご存知やと思うんですね。私が知りたいのは、PTAの方への陳情書の回答ということですかね、どのような協議がなされたのか、どのように答えられるのかなということをお聞きしたんです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎修君。

15番(宮崎修君) 委員会では、陳情についてであります、芦原中学校の施設整備方針はですね、20年2月臨時議会で議決された耐震診断の結果によっては、一部改築を含む大規模改修が前提であり、体育館の天井の高さとか床面積の狭小によって改築するものではなく、あくまでも耐震診断の結果によるものである、このことを尊重しなければ公平公正が損なわれてしまうとういことで、できることは最大限実施すべきであるという意見が多くありました、とこのように申し上げました。さきほどの委員長報告の中で。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑3回終了いたしました。ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 教育厚生委員長にお聞きします。今ほどの教育厚生委員長の報告によりますと、その中で、市長の執行権の範囲という言葉を使っておられました。委員長は、この執行権の範囲をどのように解釈されておられるのですか。

議長(東川継央君) 委員長に申し上げます。委員会での審議状況について答弁をしていただきたいと、委員長はあくまでも委員会を代表して報告をする訳ですから、個人の意見で云々の話ではありません。ですから、今のお尋ねがあうかどうか別ですけれども、委員会での審議の状況、審議をしていなければ審議をしていないと、委員長報告に言ったとおりであれば言ったとおりであると、そういった答弁でもいいわけですからきちんとその辺は、個人の意見は別として発言を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎修君。

15番(宮崎修君) そのような質疑は委員会ではございませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) あのね、ちょっと委員長おかしいんじゃないんですか。といいますのは、そういう質疑がなかったら、委員長の報告の中で、市長の執行権の範囲云々という言葉が出てこないと思うんですけれども、そういう質疑があったらこそ出てきたんじゃないかと私は解釈しています。再度、答弁方を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎委員長。

15番(宮崎修君) 執行権の範囲という言葉の意味というものは、委員会でのこのこのという当然その執行権の範囲というのとは分かっているということで意見は出ませんでした。質問はありませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 何か私の聞いていることと、委員長が答弁することと歯車が合っていないんですけど、委員長報告なんですからもっとしっかりした答弁をしていただきたい、でないといわゆる先ほど議長が卯目委員に言いましたように3回しかできないんですわ。3回しか。ですから私もこれ以上できませんから、再度言っておきます。委員長報告はそのようなあやふやなものではないと思います。やっぱり、委員長報告の中に色々な言葉が出てきたということは、そういうことが委員会の中で議論されているからそのような言葉が文言の中に出てくると、そういうことだけは私、強く申し上げて、これで私はもうこれ以上質問できませんから、次回の委員長報告からはそういうことがないように強く要望しておきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) ただ今の質疑は、委員長報告に対する質疑ということで、報告した委員長が答弁するというので、当然、所属する委員さん、発言したい方もおられるかと思いますが、これはあくまでも委員長報告に対する質疑ということで、すからご遠慮をいただきたいと思います。

議長(東川継央君) 15番、宮崎委員長。

15番(宮崎修君) この執行権の範囲ということでございますが、これは市長が一般質問の答弁として発言されたことに対する委員からの質問としてありました。その執行権の範囲内であるという発言に対しての議論はありました。以上でございます。

議長（東川継央君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 宮崎委員長に質問いたします。先ほどの報告の中で、中学校の整備、特に体育館の整備については、高さ、広さが不足であるから改築というものではない、そういうこととすると公平公正さを欠くというふうに報告されました。私は日常の教育活動に差し支える設備、体育館の高さがたりないとか、広さがたりないというのは教育上重大な問題でございます。さきほども申し上げましたが、そういうにもかかわらず、これができないということについて、委員会の中ではどのような議論がされたのかをお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎修君。

15番（宮崎修君） この陳情のことに关しまして、体育館の天井の低さ、これは陳情のことに关しまして体育館の天井の低さ、これは陳情書の2番目か3番目の要望の項目の中にあつたと思ひますけれども、この天井の高さ、床の面積の狭小についての議論はございまして、この中で特に金津中学校の天井の高さはどれだけという、10.5mといひましたか、とにかく金津中学校の天井の高さよりも、高さのほうはまだ芦原中学校よりも低いという状況の話がございました。狭小によつても、金津中学校は10.52m、芦原中学校の方は8.6mということにございまして、この12mという基準という話は議論をさせていただきまして、どちらかをするということは公平性に欠けるということにございまして、以上でございます。狭小については北側の方の増築部分が増えて、2階は多目的ホールということにアリーナの代わりにもなるということにございまして、広さの部分に关してもそんなに問題はないと、今の現状で問題はないということにございまして、以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 広さの問題について、そんなに問題はないということにございまして。フロア以外の部分は授業にはあまり関係のない、問題はフロアの広さがどうかということだと思ひますが、私は広さが足りないということは、体育活動上また社会体育の面でも非常に不都合がある、これを今後何十年も続けていくということについて問題があると思ひますが、そういう議論はされたのでしょうか。問題がないということだったのでしょうか。もう一度はつきりとお答えいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎修君。

15番（宮崎修君） 委員会としてはそういう議論はございませんでした。しかしながら、一言言ひたいんですけれども、今までも何度そういう議論をしてきたのでしょうか。もう、本当に新築、建築してからですね芦原中学校、当時は千人からの生徒がずっと体育をしてきたんです。そういうことを考えて狭いということには当てはまらない、このように思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 議論はなかつたということにございましてね。もうひとつ、今回の教育厚生常任委員会の審議の経過をみますと非常に異常な状態であつたと思

います。二日目の17日は、実質審議はされずに流会になりました。19日は、審議は非常にスムーズに流れたというふうに聞いております。ただ、19日には一番重要な一般会計予算の採決は保留にされた、そして本日改めて委員会を開いて採決がされたということでございますが、なぜこういうことになったのか経過について説明をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎修君。

15番(宮崎 修君) まず、当初は、市長のほうからいろんな問題発言について、何らかの弁明といいますが、話があるのかなと思って今回の常任委員会、各委員会での市長の発言を注視してまいりました。しかしながら、発言はございませんでした。19日の当委員会の場においてもこの発言がございませんでしたので、委員の中からこの発言をいたしました。そして、この私どもの認識していることと違うということで、今回議会の意思という問題にこのままでは市長を信頼して審議を進める訳にはいかないということで、委員会の審議は、先延べになりました。

しかしながら、委員の中には本当にこの予算を通さないという強い思いの委員も数名おりました。そういう中であって、何としても市民の生活に関わる当初予算ですので、何とかこの議案を通したいという思いから、最終日の全員協議会の動向を見ながら委員会としては最終結論を、市長が言われたこの改築に議会として改修か改築かの明確な意思の決定がなされていないということについて、また意思決定があればそれを尊重するというこういう発言のもと、委員会として今回の決議案を出させていただいて、この決議案のもと委員会としては、先ほど報告をいたしましたように、第16号議案も賛成多数で可決したという経過でございます。以上でございます。

議長(東川継央君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) これから、日程第2から日程第55までの討論、採決に入ります。

議長(東川継央君) 議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第6号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第6号、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第7号)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第7号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正

予算（第4号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

議長（東川継央君） したがって、議案第7号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第8号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第4号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第8号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第8号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第9号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第9号、平成20年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。」

議長（東川継央君） 議案第10号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第10号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第11号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第11号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第12号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第12号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第12号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第13号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第13号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第14号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第14号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第14号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第15号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第15号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第15号、平成20年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。

開会は7時5分から始めさせていただきます。

(午後6時53分)

議長(東川継央君) 再会いたします。

(午後7時06分)

議長（東川継央君） 議案第16号、平成21年度あわら市一般会計予算について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 議案第16号、一般会計予算について反対の討論をさせていただきたいと思います。ご承知のように、大変厳しい経済状況の中で、今、市民の暮らしは大変な状況になっております。ご存知だと思いますが、芦原温泉でも旅館が廃業するという事態も出ております。何べんも申し上げておりますが、国民健康保険や介護保険については非常に高い保険税あるいは利用料、とても払いきれないということできちんとした医療を受けられないとか、施設に入りたくても入れないというような方がいらっしゃるし、障害者の暮らしも大変でございます。先日、ある障害者施設を訪問しましたが、1ヶ月働いて軽い作業をして収入は1万8千円ぐらい。その中から、施設に払う利用料が1万円から1万5千円、あとそこへ通う交通費とかそれから医療費等も全部自己負担と、結局、差し引きマイナス。こういう状況でございます。生活保護もどんどん増えているという状況でございます。それで、今年の予算を見ますと、こういう医療とか福祉、生活保護こういうものに当てる予算、民生費は昨年に比べて2億8千万円増えておりまして、総額36億は予算の科目の中では、最も多い支出となっておりますが、それでも尚且つ、今申し上げたような市民の大変な状況があります。そういう点では、これは、地方自治体の努力では解決はできないということはよく承知をしておりますが、国に対してより一層、国がきちんと責任をもってこの手当てをするように、是非、意見を強力に言っていたきたいというふうに思うものでございます。

それから、芦原中学校の整備費に1億1,700万円が計上されております。まだ、これは本格的な建設工事ではございませんが、これは先ほどから議論になっておりますが、是非、体育館は改築という方向で努力をしていただきたいなというふうに思います。

あと、私がどうしても承認できないというものは、いつも申し上げておりますが、一つは自衛隊の協力会への委託料5万7千円でございます。これは国から募集事務交付金として3万9千円が入ってきております。これは金額の問題ではなく、ご承知のように、今や自衛隊はソマリア沖までどんどん出て行く。今まで言っていた憲法解釈を大きく踏み越えて海外に武器を使用する状態がどんどんなし崩し的に広がっている。あわら市内でも自衛隊に行っておられる方は50名以上、確かおられるとお聞きしたと思いますが、こういう状況では本当に自衛隊の隊員の皆さんの生命の安全も脅かされますし、我国自体が戦争の危機に巻き込まれることになりかねない。そういう点では、こういうことに協力は止めるべきであるというふうに考えます。

それから2つ目の問題は、新幹線の問題でございます。これも、いつも申し上げ

ておりますが、新幹線は基本的に反対するものではありませんが、北陸新幹線は関西までつながってはじめて利便性も増し、経済的効果も生まれると。それが途中で切れるということでは、これはかえって利便性が損なわれる可能性がありますし、何よりも今のＪＲ線は第３セクターに移行されて、その維持管理費は永久に莫大な負担をしなければならないというふうに思います。関西までつながるといのは私に考えるには、今後１００年間はとも見通しはないというふうに思います。今は、敦賀まで何とかとっておりますが、この敦賀までの財源もはっきり確定してはおりません。今年末までに見通しをつけるということになっておりますが、敦賀で停まったのではかえって不便になるのではないかとこのように思いますし、また、多くの国が行っている大型公共事業をみますと現在行っているパイプライン工事もそうでございますが、何十年に亘る工事期間、その間には工事費はどんどん膨れ上がって地元負担も膨れていく、こういうことで新幹線も、もし建設するとなれば、今想定しているものよりもはるかに多くの負担をしなければならなくなるのではないかとこのように思います。敦賀で停まるような新幹線については市民の皆さんにもそんなものは要らないという意見が非常に強いというふうに思います。私は、新幹線建設を促進するために費用を出してまで運動する必要はないというふうに考えます。予算の金額の面については以上でございますが、もう一つ要望と申しますか、今回、組織機構改革で議会事務局長と監査委員事務局長を兼務するというふうになっておりますが、昨年起こりました入湯税問題の経過をみますと、私は議会事務局長と監査委員事務局長を兼務するのは適当ではないというふうに思います。この点については、是非、変更をしていただきたいということを申し上げて反対討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第１６号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第１６号、平成２１年度あわら市一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第１７号、平成２１年度あわら市国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第１７号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第17号、平成21年度あわら市国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第18号、平成21年度あわら市老人保健特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第18号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第18号、平成21年度あわら市老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第19号、平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の後期高齢者医療制度、これは以前から反対を申し上げておりますが、本質はいささかも変わっていない、75歳になった高齢者を医療の面で差別をするものでありますし、保険料を僅かな年金から天引きをするというようなことも高齢者の暮らしを圧迫するというようなもので、断じて認められないと思います。ご承知のように、参議院でもこの制度は廃止すべきということが可決されております。衆議院でも可決されれば、これはもう廃止となる訳でございますが、そういう国全体をみても大きく意見は分かれています。本当に高齢者が安心して医療を受けられるようにするにはこの制度は廃止をして、元に戻すべきであるというふうに考えます。委員各位の理解とご協力を是非お願い申し上げまして討論といたします。

議長(東川継央君) 他に討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議長(東川継央君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第19号、平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第20号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第20号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第20号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第21号、平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第21号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第21号、平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第22号、平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第22号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第23号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第23号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第23号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第24号、平成21年度あわら市水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第24号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第24号、平成21年度あわら市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第25号、平成21年度あわら市工業用水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 議長 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第25号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第25号、平成21年度あわら市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第26号、平成21年度あわら市農業集落排水事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第26号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第26号、平成21年度あわら市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第27号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第27号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第28号、あわら市文化会館条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第28号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、あわら市文化会館条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第29号、あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第29号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、あわら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第30号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第30号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第31号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第31号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第32号、あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第32号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、あわら市行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第33号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第33号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮基金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第34号、あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第34号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、あわら市社会福祉センター条例の一部を改正する条

例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第35号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第36号、あわら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第36号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、あわら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第37号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第37号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第38号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第38号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第39号、あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第39号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、あわら市藤野巖九郎記念館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第40号、あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第40号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第40号、あわら市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第41号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第41号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第42号、あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第42号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、あわら市農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第43号、あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第43号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第43号、あわら市劔岳農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第44号、あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第44号を採決します。
本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起立全員）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第44号、あわら市熊坂農村環境改善センター条例を廃止する
条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第45号、あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定
について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第45号を採決します。
本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第45号、あわら市南部集会所条例を廃止する条例の制定につ
いては、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第46号、あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制
定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第46号を採決します。
本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第46号、あわら市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定に
ついては、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第47号、あわら市働く女性の会条例を廃止する条例の制
定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第47号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第47号、あわら市働く女性の家条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第48号、市有財産の無償譲渡について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第48号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、市有財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第49号、市有財産の無償譲渡について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第49号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、市有財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第50号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第51号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第52号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第53号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の

報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第54号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第55号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第56号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第57号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第58号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第59号、市道路線の認定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第59号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第56、議案第61号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第61号「あわら市教育委員会委員の任命について」の内容をご説明申し上げます。

議案第61号につきましては、現教育委員会委員の手塚和典氏が平成21年5月11日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として任命することについて、議会の同意をお願いするものであります。

手塚氏は、平成17年5月に教育委員会委員に就任され、現在、教育委員長を務められております。人格、識見ともに教育委員会委員に適任であると思われまので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております議案第61号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これから議案第61号、あわら市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり同意されました。

動議の提出

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 12番、丸谷浩二君。

議長（東川継央君） ただいま、丸谷浩二君ほか12名から橋本達也あわら市長に対する問責決議案が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がおりますので成立いたしました。

暫時休憩します。

（午後7時50分）

議長（東川継央君） 休憩中にだされた動議をコピーをいたします。と同時にさきほ

どと同様に議会運営委員会を開催いたしますのでよろしくお願いをいたします。
議長（東川継央君） 再開します。 （午後7時59分）

議長（東川継央君） 橋本達也あわら市長に対する問責決議案を日程に追加し、追加
日程第2として直ちに議題といたします。

議長（東川継央君） 追加日程第2、橋本達也あわら市長に対する問責決議案を議題
といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 12番、丸谷浩二君。

12番（丸谷浩二君） 議長の指名がありましたので、橋本達也あわら市長の問責決議（案）について提案、趣旨説明を申し上げます。時間も大分押し迫ってまいりましたので前置きは抜きにしまして。

芦原中学校の施設整備につきましては、大規模改修とし、耐震診断結果によっては、一部を改築とすることで、昨年2月21日の第28回あわら市議会臨時会において、あわら市としての団体意思を決定したものであります。議会といたしましても子供たちに早く安心安全な学校という思いは大きく持っているものでございます。

その後、この団体意思決定に基づき、種々検討され、同じく昨年11月の第34回あわら市議会臨時会において、リニューアル整備の基本計画設計業務委託料予算を市長提出の原案どおり可決されたものであり、議会としては、一連の経緯の中で、改修と認識をしているものであります。

しかしながら、錯誤に基づき提案したものとか、改築・改修は執行権の範囲だとか、さらには、改築か、改修かという議会の明確な意思決定がされていないとか、このような市長の発言は、議会制民主主義と議会の権威を問われるもので、さらには、市政の混乱と停滞を招き、市民に大きな不安を与えるものであります。

よって、本市議会としての機関意思決定をもって橋本達也市長の責任を問うべくこの案を提出するものであります。所定の賛成者をもって提案させていただきましたので議員各位のご賛同をお願いいたします。

以下、案文を朗読いたします。

橋本達也あわら市長に対する問責決議（案）

芦原中学校の施設整備については、平成20年2月21日招集の第28回あわら市議会臨時会において、大規模改修とし、耐震診断結果によっては、一部改築とすることで、あわら市としての団体意思を決定したものである。

その後、この団体意思決定に基づき、中学校建設調査特別委員会、教育厚生常任委員会及び全員協議会などで、種々検討した結果、平成20年11月17日招集の第34回あわら市議会臨時会において、耐震補強・大規模改修としたりリニューアル整備の基本計画設計業務委託料予算を市長提出の原案どおり可決されたものである。議会としては、一連の経緯の中で、改修と認識するものである。

地方議会は、憲法で保障されている議事機関として、条例の制定、改廃にとどまらず、ひろく行財政全般にわたる具体的事務の処理についても、意思決定機関としての権能を持ち、地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で、諸々の事務を執行することとされ、独断専行を許さないとされている。

しかしながら、錯誤に基づき提案したものとか、改築・改修は執行権の範囲だとか、さらには、改築か、改修かという議会の明確な意思決定がされていないとか、このような市長の発言は、議会制民主主義の崩壊、さらには、議会の権威を著しく失墜させ、市政の混乱と停滞を招き、市民に大きな不安を与えるものである。

よって、本市議会は橋本市長に対し、猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成21年3月24日。

以上です。

議長（東川継央君） 本決議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただいま提出されました市長に対する問責決議案に反対の立場で討論をさせていただきます。冒頭に出されました決議案においても申し上げましたように、芦原中学校の改修については、合併前より早く何とか改築をしてほしいというのが旧芦原町民の強い願いであったというふうに思いますし、旧芦原町議会も一旦は改築ということを決めてきた経過がございます。合併後、いろいろございましたが、昨年2月の議会で耐震診断を行って、耐震診断の結果によっては改修もありうるということで2校存続ということになりましたが、とにかく、できるだけ改築をしてほしいというのが強い市民の願いだと思います。そのことは、12月議会に芦原地区のPTA会長連名での要望書が出されたこと。今回3月議会に更に同意者が増えて歴代のPTA会長も名前を連ねて、改めて実質改築を求める陳情が出されたことを見れば明らかでございます。

先ほどからの議論の中で、芦原中学校の体育館は耐震診断の結果、必ずしも改築をしなくても耐震性は確保される、他の学校と比べれば芦原中学校体育館よりももっと耐震診断の結果が悪いところがある、ほかのところは耐震補強で終わっているのに、芦原中学校体育館だけを改築するのは通らないという議論がございました。しかし、私どもは学校というものは何よりも子供たちのために教育設備として本当にふさわしいかどうかということをもまず第一に考えなければならないというふうに思います。もちろん、耐震上問題があるものについて耐震補強工事をして、安全

安心を確保するという事は当然のことではありますが、芦原中学校体育館は何度も申し上げておりますように、広さが足りない、公式にはバレーボール大会などが開けない。そして社会体育施設としても利用されておりますが、そういう社会体育活動上も十分な設備としてはいいがたい、そういうものでございます。私は今後何十年間も今回改修をすれば芦原中の校舎はまだ少なくとも2、30年は使用されるということになると思いますが、そこでそういう不便な狭い体育館で子供たちに使用させるというのは教育上非常に問題があるというふうに考えます。市長がこの間、こういう市民の願いに答えて、何とかこの願いに答えて改築を模索されたというのは当然のことであるというふうに考えますし、先ほども申し上げましたが議会制民主主義に反すると言われますが、私は議会は市民の代表として市民の意見に率直に向き合って、本当にその意見を取り入れていくことこそ市議会の役割であるというふうに考えます。

直近の市民の意思というものは一昨年行われた市長選挙に示されているというふうに思います。これを最大限尊重していくというのが私ども議会の役割ではないかというふうに考えるものでございまして、何故、先ほども申し上げましたが、改築と改修で市の一般財源は1千万円ほどしか変わらないにもかかわらず体育館を改築してはいけないのか、この理由はいくら聞いても私には納得がいきません。多くの市民にも納得がいかないというふうに思います。市長がこういう状況の中で何とか市民の願いに答えたいという姿勢を示されたことは当然のことであって、これに責任を問うというようなことは断じて許されないというふうに考えるものであります。よって、この問責決議案は否決をしていただくように議員各位に心からお願いを申し上げます。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 私は問責決議案におきまして、反対の立場で討論したいと思っております。去年の11月17日の臨時議会におきまして、中学校整備基本設計委託契約1500万円が14対6で可決されました。そのときの市長からの提案理由とは、全員協議会の協議の結果として予算は25億円くらい、予算の範囲内であっても芦原中体育館の改築は認めないと決まったということをおきまして、東川議長、向山副議長から報告を受けて、理事者側で協議をし、私としては決して本位ではないがと前置きをされて、議会に沿ったかたちでこれを提案しましたという理由を述べられたと思います。そして、子供たちの声を考えるとこれ以上遅らせるわけにはいかないとも言われたと思います。当時、市長は何回も同じ発言をされました。ただそのことについて、市長達からは全く否定がなかったので、なるほどそのとおりだったのだと私は思っていました。けれど、12月議会の全員協議会において、東川議長からそんなことは言っていないというような発言があり、それを聞いて市長は議会との間に食い違いがあり、議会の意思ではないというのなら自分

が勘違いしていたということになるので、今後行っていく実施設計の予算の中で改築も視野にいれていきたい、と発言されたとは私は思っております。

11月13日の全協の中で、もともと市長側としてはせっかく整備をするので、すからただ単純に窓を直したり、壁を塗り替えたりというものではなく、今の時代にあった廊下を広くしたり校舎を明るくしたり、できるだけ子供たちが住みよくいい形になるようにと、教育委員会からは両方の学校、金津中学校も芦原中学校もリノベーション工法ABC案を提案されたと思います。そのときの私の印象としては、金津中学校については、全くリノベーション方式は取り入れないというんですか、耐震補強だけでいいというような、そういう雰囲気だったと思います。で、予算が高すぎるといわれるのなら30億円くらいの予算で両中学校の整備をして、芦原中学校体育館は改築もさせてほしい、その案で提案したいと言われてその全協を退席されました。

その後のことは、先ほど言ったように一人ずつ議長から意見を聞かれて伝えに行かれたということです。PTAから陳情書が議長宛に提出されました。教育厚生委員会では、確か私はあの時傍聴をしておりました。議長一人の意思といたしますか意見といたしますかそのことによって取り上げられず、2回目、歴代会長を含めたPTAの陳情書もさきほど宮崎委員長に質問させていただきましたが、ちょっとはっきりわからないようなかたちでうやむやにされないといいなと思っております。一度決まったことだからそれを覆すことは議会制民主主義に反すると声を大にして言われる議員がおられます。また市長提案に賛成したのだから私たちは市長派であると言われる議員もおられます。ではその提案は、私は議会主導のもとであったと言わざるを得ないのではないかと考えています。決して馴れ合いになったり、議会と理事者が馴れ合いになったり、互いの対場を交錯したりすることは議会制度の最も避けなければならない関係であるとは思っています。そういえるかもしれませんが、今回の場合は、市長はこれこそが精一杯の選択であったのではないかと私は思っています。そうでないと議長がおっしゃるのなら、例えば市長の真意で提案検討されることは、市長として当然の立場ですし、一度議会の意思におもねたことは決してほめられたことではないと思います。でも市長が市民の立場、またその市の教育環境の将来を見つめたときに、やはり市民の中にはそういう声があるんですね。今その学校整備について芦原中学校の体育館は改築をしたほうがいいんじゃないかというそういう声があるのは事実です。だからそういった方向で考えられていくというのも、これはまた当然のことではないかと私は思います。だから今ここで、市長に対して問責決議案というのは値しないのではないかと考えて反対をしたいと思っております。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） ただ今問責決議案に反対する立場からの討論を行いたいと

いうふうに思います。問責決議案の文言の中で、市長が独断専行でやってきたという意味での文言としてでておりますが、そうではないと思います。むしろ、そうでないからこそ今回の本会議の中での山川議員の質問に対する答弁となったのではないかなというふうに私は思っている次第であります。議会というのはどういふところかという、確かに住民の代表であります。その住民の代表で決めるものを守らなければならないことは当然であります。

しかしながら、今回PTAのほうから陳情書が出てまいりました。これはPTAの方から、あるいは市民の団体の方からそういうものがでてくるということは、議会のそういう決議の仕方がおかしいということの主張がその中に含まれているのではないかなというふうに私は思うものであります。PTAが確かに去年の11月に決まったことに対する不服というものをPTAが先の議会でも出して、あるいは今回の議会でも出しているということはその思いが大変に強いのであることをメッセージしているのではないかなというふうに思う次第であります。加えて、我々議員というのは自分が主張したこと、あるいは議会で決まったことに対するアカウントビリティですね、つまり説明責任というものが必要であるのではないかなというふうに思っている訳であります。

そして、11月の議会で改修というふうになった時に、なぜ改修でなければならないのか、つまり大人数をとったところの市長の背後にあるものというのがどうしても分からなかった。我々は負けたけれども、しかし、その改修にするという理由が、こう、こう、こういうものであったから負けたんだ、仕方ないんだというような説明が私の中にはどうしてもできなかつた。これは、初めから今までずっと続いている私の中にある非常に訝しげというか、どうしても理解できない部分であります。恐らく、市長の中にもそういう部分というのが思いとしてあるのではないかな、つまり共有できる部分があるのではないかなというふうに私は思っております。

先ほどの初めに出た決議案に対する反対の討論と全く同じようになっていく訳ですけれども、同じ事を繰り返すということになるかもしれませんが、2年前の選挙のときに2校存続と芦原中改築というのを掲げた橋本氏が市長に当選している訳です。これが直近の民意である訳ですから、市長はその芦原中学の改築というものを前面に出したそういうような行政としての立場を当然貫こうとした訳でありますけれども、しかしながら、ねじれ現象の中で否定され続けてきて、そして2校存続と議会承認されたのも市長選挙の年ではなくって年を越しているわけです。その中で非常に遅れがでてきている。この遅れが出てきているということが今日の事態を招いている一つの理由になっているということも確実に言えるのではないかなというふうに私は思っております。

私は先ほども言いましたが、どう言うんかな、原点に戻って我々が考えなければならないことというのは、我々は中学校整備の問題というものを市長のために考えるのではなくて、そして議会のために考えるのではなくて、子供のためにど

ういう形が一番いいのかということ考えていかなければならないのではないかと、そういうことを強く強く思っております。そうすると、今回のこの問責決議案というのはその思いに対して逆行する形になるのではないかと、いうふうに私は思います。

そういう意味でこの問責決議案に反対したいと思っております。

反対討論を終わります。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 16番、穴田満雄が、ただ今出されました市長に対する問責決議案に対する反対討論をしてみたいとこのように思っております。この文言を読んでやりますと、先ほど私、宮崎委員長にも問い正したんですけど、この執行権の範囲、これ本当に皆さん分かってるんですか。分かってて言うなら結構だけれども、分からなくて言うているなら大問題なんですよ。例えばですね、日本国には憲法があります。日本国憲法は皆さんよくご存知ですね。この日本国憲法は三権分立でなっております。なぜ三権分立にしてあるかといいますと、国家権力を乱用しないために、立法権、行政権、それから司法権とこの三つに分けてそれぞれ権限を与えている。ですから、例えば行政権といいますとこれは内閣ですね、それから立法権といいますと国会、司法権は最高裁判所を長とする各裁判所がこれが司法権にあたってきます。ですから例えばですよ、行政権を例にとってやります。行政権といいますと今ほど言いましたように、これは内閣ですから内閣の最高責任者は誰ですか。内閣総理大臣ですね。そうしたら内閣総理大臣にやね、そういう行政を執行するに当たって、執行権が与えられているんですよ、執行権が。皆さん分かってますか、これ。ですから、今ほど言いましたように、市長が中学校の整備問題に関して執行権の範囲ですと、これ当然の言葉なんですよ。ですから我々議会としてやね、もし、その事案に対する市長が執行するに当たって市長だめですよと、こういう予算の使い方はだめですよと、こういういうなれば、反対をするならば、予算執行の停止をしなければいいんですよ。予算執行の停止。これをかければ市長はやりたくてもその事業はやれないと。ですから今ほど言いましたように、皆さん本当に分かっててこういう道筋をあるいはシナリオを分かっててこういう問責決議案の中にこういう文言を使うなら結構ですけれども、分からずして使っているなら大変な問題なんです。

それと先ほど牧田議員も言いました。山川議員も言いました。この中学校の整備問題は我々議会のためにあるんじゃない。市長はじめ理事者側のためにやるんでもない。みんなあわらの宝である子供たちのためにこれやるんですよ。整備は。ですから私3月9日の一般質問の中でも述べたはずですよ。今、中学校1年生の子供たちが、仮に今芦原中学校の改築をやっても私たちは入れませんと、ですけれどもいいですよと、我々後輩のために、それ以上に我々の可愛い、いうなれば妹や弟のために

頑張ってくださいと。子供たちは我々議員の背中を見ていると言ったでしょ。皆さんは本当に分かっててこういう重大な問責決議案を提出するということは、ただ単にあいつから声がかかったから私は名前を連ねるんだと、連名の署名をするんだと。こういうふうなことを議会で、議会を利用してこういうことをやるというのは、私にいわしたら以ての外なんです。

ですから皆さん、最後に言うときです。この問責決議案をやね、もし、今、この議会でもって可決するとなれば、これは大変な問題になります。その前に、我々がすべきことがあるんですよ。我々が自主解散すればいいんです。民意を問えばいいんですよ。民意を問うてこの学校問題だけでも結構。かつては2年前に市長は市長選をそれでやったんですから、我々議員もやね、この学校の整備問題だけで自主解散をして民意を問うと、こういうやり方もあるということなんです。6月30日まで待つ必要ないんですよ。そういうことを含めてやね、皆さん、ただ単にあの人から言われたから、この人から言われたからじゃなしに、こういう問責決議案をやね、否決していただいて正常な議会運営に戻していただくと、そういうことをお願いしまして私はこの市長に対する問責決議案に反対討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これから橋本達也あわら市長に対する問責決議案を採決します。本決議案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

議長（東川継央君） したがって、橋本達也あわら市長に対する問責決議案は可決されました。

閉議の宣言

議長（東川継央君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長（東川継央君） 閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

今回の3月議会本当に市民生活に直結する大きな沢山の議案、予算が提出をされました。この間、議員の皆様方には本当にそれぞれの委員会等で慎重なご審議をいただいて今ほどの結果をいただいたということで私からもお礼を申し上げたいと存じます。

さて、その中で教育厚生委員会が市長の一般質問の答弁の発言によって一日審議がストップするというような事態に到りました。そういったやり取りの中で、本日

の本会議の冒頭決議案が出され、また一連の発言の中でただ今の市長に対する問責決議案が提出をされ可決をされる本当に非常に残念な議会になってしまったかなとこのように感じているところでございます。

今ほどの皆さんの議論の中で、また、この市長の一連の発言の中で遡る11月の臨時議会を前にしての全員協議会、その時の全協の報告を申し入れした内容、また2月の全員協議会での私の発言等云々がその発端になっているような皆さんのご意見もあったのではないかなと、このように聞いておりました。

私と副議長が申し上げたのは、これは何べんも議員の皆さんには話もしているし、当然その場に全員協議会、いろんな会議に居合わせている訳ですから、またその申し入れを受けた市長、副市長も当然みんなが分かっていることだと思います。敢えて言うならば、議会側の意思を一人ひとりの確認をさせていただいたときには、やはりその整備のあり方、方法、改修のあり方ということが一番の問題になるということ、それぞれが改築でなく改修という意見を開陳した方が多かったということではなかったかと思えます。当然ことながら、金額については色々な方法、中身によって事業費を算定する根拠がないから議会側としては、そういった金額の設定はする訳にはいかない、とこのように申し上げました。

しかしながら、委託料を提案する際には市当局が概算でそれぞれの案にいくらというその数字をもとに委託料の提案をされることは仕方ない、とこのように申し入れをいたしました。その際、副市長の方から25億円の範囲内でやれても改築はだめでしょうかという問いかけがなされました。私はその時の申し入れの最初にも、今ほども言いましたように、やはり改築・改修ということがやはり今後も問題になってくる、金額は1円でも安くこちらとしては積算根拠を持たないから1円でも安く良い改修をとということだと。当然、リニューアル案を選んだ私も含めてですか、15人は改築でなく改修ということで、当然改築という話になればだめでしょうね、とこのようにお答えをさせていただいた。このことは、裏を返せば25億円以内であっても改築はしないというふうにとれるのかもしれませんが。しかし、言った言わないの話になると、それはやっぱり意味合いが若干違うのかなと。しかしながら、いずれにしても理事者でそういった議会の状況を考慮した上で、それに沿った提案がされた、それを多数が認めた、これが11月の臨時議会の事実ではなかったかなとこのように思っております。

しかしながら、未だに私は錯誤という意味合い、何を持って錯誤されているのかわかりませんが、その提案そのものが錯誤であったならばとか、また執行権の範囲、今ほどの討論の中にもありましたが、執行権の範囲、当然執行権はあるかと、しかしこれはその案、予算を通せば何に使ってもいいだという話にはなりません。あくまでも、この学校整備については、改修を前提ということでの提案で議決をしたということであるならば、当然あの時、示されたりリニューアル案のD案の中身と、現在の基本設計の中身と相当大きく変わってきております。その基本的なリニューアル、改修という中での絵を書くその変更が当然執行権の範囲だと。本来のその改

修を改築する、これは執行権を逸脱した話にはなってくると、こういったことを多くの議員がやはり先の発言でもって、やはり憤りを感じたのではないかなどこのように思っております。こういったことが、やはりまかり通るようになれば、この行政と理事者と議会、よく車の両輪と例えますが、お互いに信頼関係があって初めて全ての事業が成り立ってくる訳でございます。そうした信頼関係を著しく損なうような、また議決した議会の権威なり、そういったものを本当に大きく失墜をさせるような発言であったと私自身も感じております。そういった意味では、市民が見ていると色々と思うところがあるかもしれませんが、本当にこういった最低限と言いますか、色々ルールの中でやっていくのが社会です。当然、議会にもルールがあります。行政にもルールがあります。そういうルールを守らなければ社会というのは成り立たないと私はこのように考えております。

それと同時に、説明責任という言葉もよく使われます。私は説明責任、当然必要かと思えます。しかし、説明責任という名で、単なる言い訳だけであってはならないなと思っております。結果責任、当然、責任回避をすべきことではございません。それぞれが、提案した責任、議決した責任、お互いにそれを全うするといいますが、果たすことがやはり市政の推進、市政の混乱をなくすということではないかと、そういった発言をその時もさせていただいた記憶がございます。そういった意味で本当に長い年月をかけての学校問題、本来ならば今年の11月の臨時議会で方向性が決まったのかなと、決着をしたのかなと、思っておった訳ですけれど今回もこういうような事態になってしまいました。ですから、市長が曰く、議会の意思が明確にされていないという発言があった訳で、それならば議会の意思を明確にしようという意味合いで決議案もだされたのかなどこのように思っております。

ですから、これは議会の意思も明確にされた訳ですから、今後はこの議決、提案した中身、今回実施設計委託料も可決をされました。その中身については、十分このことを踏まえて、それこそ執行権の範囲内のことはあろうかと思えますが、基本的なことは守っていただきたい、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、市民には色んな考えがあります。そして、議員にも色んな考えがあります。しかしながら、それぞれが、それぞれの議案に対して決断をしていく場合は、自分で消化をして自分で責任を持って、それぞれの理由で対応を決めているとこのように思っております。当然そうだと思います。ですから、それぞれがその責任を果たしていただきたいと思えますし、今後そういったこの問題については、これ以上市民や子供たちに不安のならないよう、議会も理事者もこの議決のとおり進んでいくことを強く望みたいと思えます。

終わりに当たって、若干私の考えも申し上げさせていただきましたけれども、しかしながら、こういう場でないとなかなか発言をできない部分もありますので、お許しをいただきたいと思えます。

本当に長期間に亘っての3月議会ということで、全議案が可決をいたしました。本当に不景気の真っ只中、市民生活大変先行き不透明なところでございます。一日

も早く予算、当初予算できるだけ早く執行していただくように、市民少しでも市民生活の安定につながるような取り組みをお願いしたいと思います。

一言私の所感も含めて申し上げをさせていただいて、閉会の挨拶に代えさせていただきます。本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

この3月2日以来、大変長期間に亘りましてご出務をいただきまして、十分なご審議をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、今ほどは提案をいたしました全部で56本の議案全てをお認めいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。また、当初予算も入っておりますので、新年度に入りましたら速やかに諸々の予算が執行できますように努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、大変今日は大事な決議案がなされました。芦原中学校の施設整備に関する決議でございますが、これにつきましては芦原中学校の体育館についての今までの課題についての決議がなされたというふうに思っております。これにつきましては、議会としての明確な意思表示があったというふうに私は重く受け止めさせていただきたいというふうに思っております。一日も早く、子供たちを安全で良好な学校環境の中で学ばせてやりたいというのは議員各位も私も全く同じであります。事務を粛々と進めさせていただきたいというふうに思っております。

ただこの決議案のなお書き以下の部分であります。今ほど議決されました私の問責決議案ときゅうをいつにする内容かなと思っております。今回の一般質問における私の答弁のことが中心になろうかと思っておりますが、錯誤という言葉だとか、あるいは執行権の範囲内だとか、議会としての明確な意思表示というような言葉についての色んな疑義があったのかというふうに思っておりますが、これにつきましては17日に開催されました教育厚生常任委員会の場で2時間以上に亘りまして私は言葉の意味するところを説明をさせていただきました。2時間余りかかりましたけれども、議員の皆様から出されたご意見、ご質問等々につきましては私の論の矛盾点を論破しているというふうには思えませんでした。あの場で傍聴されていた方々も恐らくそういう印象をお持ちではなかったかというふうに思います。

あの決議案の中には、本会議での答弁を撤回して本会議で陳謝すべしという言葉が入っております。しかしながら、その中にもありましたように、私は依然として議会制民主主義を順延をしておりますし、議会の権威を失墜するようなことも私は申し上げておらないと、これは私も信念として申し上げたいと思います。従いまして、一般質問での発言を撤回をするということは、残念ながらできませんので、これはご了解を賜りたいと思っております。

なお、私はちょっと一つ気がかりな点がございしますが、この中学校整備問題につきましては、私は純粹に教育論、あるいは財政論を論じてきたつもりであります。残念ながら、最近になりましてどうも旧金津町、旧芦原町という対立軸で物事をとらえようという空気がちょっと見られたのではないかなというふうに思います。これは本来、地域間の問題ではございまして、純粹に子供たちのために、あるいは今後の財政から見てどのような整備が望ましいのかという観点を決して外してはならないのではないかなというふうに思っております。

また最近、この学校問題意外につきましても旧両町の地域意識を煽るような風潮がちょっと見られる、これは大変私としては憂慮いたしております。合併いたしましてようやく5周年の記念式典も行ったところでありますし、このような地域間の対立意識を醸し出すようなことはですね、これは、不信と対立を生むだけであります、何の生産性もありません。私はこのような考え方には全く与することができません。私は金津町民と共にあるわけではありません。また、芦原町民と共にあるわけでもありません。私はあわら市民と共にこれからのあわら市をどうするのかということと一緒にいきたいというふうに思っておりますし、これからも努力をし続けたいと思っております。そして恐らく、このような私の考え方に市民の皆さんが賛成をしていただけるものとそこに期待をし、またそれを支えにしてまちづくりに渾身の努力を続けてまいりたいと思っております。

最後になりますが、まもなく4月になります。今年は6月に市議会議員の選挙が予定されておりますので、6月の議会は少し早めまして、5月に定例会を予定をいたしております。あっという間に5月になってしまいます。どうか議員各位におかれましても5月定例会まで引き続いて市民のために、あわら市のためにご活躍、ご努力をされますように心からお祈りを申し上げまして閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉会の宣言

議長（東川継央君） これをもって、第37回、あわら市議会定例会を閉会します。
(午後8時50分)

地方自治法第123条の規定による署名する

平成21年 月 日
議 長

署名議員

署名議員